

令和7年

富士川町議会9月定例会会議録

令和7年 9月 5日 開会

令和7年 9月19日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 7 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 5 日

令和7年第3回富士川町議会定例会（1日目）

令和7年9月5日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 6号 令和6年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5 報告第 7号 令和6年度富士川町一般会計継続費精算報告について
- 日程第 6 報告第 8号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について
- 日程第 7 議案第50号 富士川町職員の育児休業等に関する条例及び富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第51号 富士川町議会議員及び富士川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第52号 富士川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第53号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第54号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第56号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第57号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第58号 公の施設の指定管理の指定について
- 日程第16 議案第59号 旧鯉沢中学校屋内運動場屋上防水改修工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第60号 富士川中学校新校舎建設電気設備工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第61号 富士川中学校新校舎建設機械設備工事請負契約の締結について
- 日程第19 議案第62号 富士川中学校新校舎建設建築主体工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第63号 峡南医療センター企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

- 日程第 2 1 認定第 1 号 令和 6 年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 2 2 認定第 2 号 令和 6 年度富士川町水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 3 認定第 3 号 令和 6 年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第 2 4 認定第 4 号 令和 6 年度富士川町下水道事業会計決算認定について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	宇田川 朱 恵	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
9 番	齊 藤 欽 也	10 番	青 柳 光 仁
11 番	鮫 田 洋 平	12 番	井 上 光 三
13 番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

3 番 依 田 誠 司

4 番 深 澤 一 幸

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19人）

町	長	望	月	利	樹	副	町	長	早	川	竜	一									
教	育	長	樋	口	和	仁	会	計	管	理	者	深	澤	千	秋						
政	策	参	事	山	形	謙	一	郎	政	策	秘	書	課	長	渡	辺	成	昭			
財	務	課	長	井	上	誠			管	財	課	長	長	田	博	幸					
税	務	課	長	大	久	保	公	生	防	災	交	通	課	長	西	川	修	司			
町	民	生	活	課	長	芦	澤	晶	子	福	祉	保	健	課	長	中	込	浩	司		
子	育	て	支	援	課	長	小	林	喜	文	産	業	振	興	課	長	望	月	奈	緒	美
土	木	整	備	課	長	井	上	勝	彦	都	市	整	備	課	長	杉	田	進			
上	下	水	道	課	長	依	田	文	哉	教	育	総	務	課	長	小	林	恵			
生	涯	学	習	課	長	齋	藤	栄	治												

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	依	田	正	紀
書					記	井	上	鮎	奈

午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、議長からお知らせします。
現在、クールビズの期間中であります。
議場内での上着の着用は、自由としますので、ご了承願います。
それでは、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

富士川町告示第50号をもって招集されました、令和7年第3回富士川町議会定例会に、議員並びに町長をはじめ執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。
ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、これから令和7年第3回富士川町議会定例会を開会します。
なお、本日は、富士川CATVが、町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置し撮影いたしますので、ご了承願います。

○議長（堀内春美さん）

これから、本日の会議を開きます。
第3回定例会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。
はじめに、九州地方をはじめ、全国各地で記録的な大雨が続き、多くの地域で災害が発生しました。被災された皆さまには、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。
さて、9月に入っても、まだまだ厳しい暑さが続いております。今年の夏は例年以上に厳しい猛暑が続き、各地で記録的な高温が観測され、命にかかわるほどの暑さとなり、熱中症への注意が毎日呼びかけられました。
気象庁の山梨県を含む関東甲信地方の、向こう3カ月間の予報では、気温が高く、秋の深まりが遅くなるとの見通しで、来月以降も残暑が予想されることから、「秋になったら、暑さ対策は大丈夫だと思わないでほしい」と呼びかけました。また、地域によっては、秋になっても雨が降りやすい傾向は続くとして、台風や大雨などに関する最新の気象情報に注意するよう呼びかけています。
さて、近年の気候変動に伴い、水不足が深刻化しており、私たちの生活や農業に多大な影響を及ぼしています。特に、米は日本の主食として重要な位置を占めており、水不足は米の生産量や品質に直結するため、非常に懸念されています。
また、昨今の物価高騰は、私たちの暮らしに直結する重要な課題であり、生活必需品の価格高騰に対して、行政としても支援策を検討し、地域経済の安定に努めなければならないと考えております。
また、先月開催されました、全国高校野球選手権大会において、山梨学院高校の皆さんが、

ベスト4進出という素晴らしい活躍を見せてくれました。彼らの努力と団結力は、山梨県の誇りであり、多くの県民の皆さまに勇気と希望を与えてくれました。今後も山梨学院高校をはじめとする若い世代の皆さんが、さまざまな舞台で輝き続けることを期待しております。

こうした中、本議会では、こどもたちが日頃感じていることや、町への思いを届ける機会、また、こどもたちが、政治や議会を身近に感じてもらいたい、関心をもってもらえる機会として、7月31日に、こども議会を開催しました。10人のこども議員が、まちへの思いを提案し、我々議員が講評を行う方法ではありましたが、こども議員が町の将来に対して、真剣に考えを提案をしている姿にとっても感動しました。素晴らしいこどもたちがいることに安心すると同時に、私たち議員も、全ての面で健全な町にして、このこども達に良い町にして、引きつがなければという決意を新たにしたいと考えています。

また、行政視察として、大規模災害など緊急事態が発生した際に、議会機能の早期回復を図るために、いち早く議会BCPを策定した愛知県幸田町と、ゼブレディーを静岡県内の体育館で初めて認証を受け、体育館にガスヒートポンプエアコンを設置した、静岡県牧之原市の研修を行うこととしております。

引き続き、議員一丸となり、町の皆さまに信頼される議会、開かれた議会に向けて、改革を進めているところであります。

今定例会でも一般質問の日には、傍聴席に入れない方のために、1階町民ギャラリーにテレビモニターを設けますので、ご利用ください。本議会では、令和7年度補正予算、条例改正をはじめ、令和6年度決算などについて、審議をお願いすることになります。決算の審査については、決算特別委員会を設置し、分科会方式で審議し、その後、全体会で討論することを予定しております。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、活発な論議をお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により3番依田誠司君及び4番深澤一幸君を指名します。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から19日までの15日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から19日までの15日間と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

また、岡本昭二代表監査委員には、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今定例会までに受理した請願は、先に配布しました、請願文書表のとおりです。

請願は、所管のひとつくり常任委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

本日は提案説明に留め、質疑につきましては9日の本会議で、議事日程により審議をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、令和7年9月富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から町政推進のため、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く感謝申し上げます。

はじめに、先月九州地方及び石川県において記録的大雨による激甚災害が発生いたしました。熊本県をはじめとする九州地方では、線状降水帯の発生により観測史上最多の降雨量を記録し、土砂崩れや河川の決壊、車両流出により尊い命が失われ、多くの方が行方不明となりました。

また、石川県能登地方におきましても、能登半島地震による地盤沈下の影響も重なり、住宅の浸水や道路の崩落など深刻な被害が発生いたしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の一刻も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

次に、世界で初の試みとして実施された「アニメクラシックスアニソン花火富士川町公演」についてであります。去る7月5日に富士川いきいきスポーツ公園特設会場で開催された本イベントは、アニメソングと花火のコラボレーションというこれまでにない新たな試みであり、当日は有料観覧者並びに町民招待者、合わせておよそ3千人もの方々にご来場いただきました。懐かしいクラシックアニメの映像と、およそ一万発の花火の競演に観客は魅了され、特に家族連れで来場された子どもたちの笑顔は、会場全体を温かく包み込み、心に残る夏の夜の思い出となったことと思います。

今回の花火大会は、町の一般財源からの支出はゼロである「ふじかわゼロプロジェクト」の一環としての取り組みです。本公演の開催にあたりまして、多大なご協力とご理解をいただきました関係者の皆さま、そして町民の皆さまに改めて深く感謝申し上げます。今後もアイディアと情熱を最大限駆使して、町民の皆さまとともに町の魅力を発信し、地域に賑わいと活力を創出していききたいと考えています。

それでは、今定例会に提出いたしました案件のうち、主なものにつきまして、その概要を御説明申し上げますとともに、主要な事業への取り組み状況を申し上げます。

はじめに、令和6年度の決算に伴う財政状況についてであります。令和4年度に予測した財政シミュレーションでは、令和6年度の将来負担比率は、97.8%となる予測でした。

こうした中、事業費を抑制したことによる支出額の大幅な減少と、消耗品ひとつにおいても市場原理を取り入れるなどの徹底した歳出の抑制に努め、財源については、国・県の有利な補助金などを積極的に活用するとともに、ふるさと納税などによる特定財源の確保に最大限注力しました。

このような取り組みを進めた結果、借入金の減少や、スポーツ振興基金などの基金への積立が進みました。このことから、令和6年度決算においては、地方債の償還が進んだことと、事業費の抑制に伴う、借入金の減少により、地方債残高は、予測値よりも減少いたしました。

また、地方交付税も増加し、標準財政規模は予測値よりも上回る結果となりました。

こうしたことから、令和6年度の決算における将来負担比率は、当初の予測97.8%から大きく改善され54.4%とすることができました。しかしながら、これらの取り組みは、財政健全化に向けての抜本的な解決とはならず、努力と工夫による抑制策であり、いわゆる対処療法に過ぎません。財政シミュレーションでもお示ししたとおり、令和11年度に将来負担比率がピークを迎えるという予測は、いまだ変わっていません。今後も、予測されていた比率よりも良い方向に向かえるよう、歳入確保を強力に進め歳出削減に努めながら、あらゆる施策と工夫を駆使して、財政の健全化を図っていく所存であります。

次に、グリーンスローモビリティの実証実験についてであります。グリーンスローモビリティとは、時速20km未満で公道を走行できるコンパクトな電動車であり、地域内の身近な移動手段として活用できるものです。「環境に優しい」、「小回りが利く」、「乗降がしやすい」という特徴があることから、多方面での活躍が期待されるモビリティであります。現在、地方では、自家用車の普及や人口の減少により公共交通利用者の減少が進み、結果として交通事業者による路線の廃止や撤退が進んでおります。

一方、こうした交通ネットワークの縮小により影響を受ける地域においては、買い物や病院などに行くことが困難となる交通弱者の増加が懸念されており、今後のまちづくりにおいては、交通弱者の対策や地域の賑わいづくりのための交通手段の確保が重要な課題となります。町では、今後さらに公共交通の重要性が高まることを踏まえ、グリーンスローモビリティの14日間の実証実験を実施し、新たなモビリティ活用の可能性について検証を行ってまいりたいと考えております。

こうしたことから、今定例会に実証実験に係る所要の経費を計上しております。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業についてであります。本町では、これまで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に鑑みた国の交付金事業として、低所得世帯への給付事業をはじめ、運送業や医療機関支援事業、生活支援事業として「ふじかわスマイル商品券事業」、「第2子・第3子の学校給食費減免事業」を実施してまいりました。

こうした中、昨年度に本町に配分された交付金が繰り越され、本年度の交付金事業に活用できることになりました。

こうしたことから、この交付金を物価高騰に鑑み、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、本年4月から実施している学校給食費無償化事業の財源として活用することとし、今定例会に事業に係る所要の経費を計上しております。

次に、増穂小学校トイレ他給水管改修工事についてであります。増穂小学校の建物は、昭和48年の建築から52年が経過し、これまでに耐震補強工事、空調設備整備、外壁塗装改修工事等を実施してまいりました。令和7年度、8年度におきまして、老朽化した校舎給排水管及びトイレ設備の全面改修を行うため、今年度当初予算に継続費を計上したところありますが、近年の資材価格や人件費の急激な高騰等の影響により、当初予定した額では工事費用が不足する状況となりました。

こうしたことから、今後の物価上昇等を勘案し設計単価の見直しを行い、今定例会に当該工事費の不足分の経費を計上しております。

次に、LED照明整備についてであります。蛍光灯の製造及び輸出入が令和9年末までに廃止されることを受け、本町では、公共施設のLED照明化について、施設ごとに本年度から令和12年度までの6年間、計画的に改修工事を進めることとしております。改修工事实施の優先順位につきましては、まず児童施設や社会教育施設、その後、社会体育施設や学校施設、観光施設、道路や公園としたところであります。

こうした中、優先順位上位から設計を行い、この設計が完成し、所要額が明らかになった青柳そらっこ保育園、鯉沢さくらっこ保育園、歴史文化館塩の華、町民会館の4つの施設について、今定例会に整備に係る所要の経費を計上しております。

次に、はくばく文化ホール蓄熱槽防水改修工事についてであります。はくばく文化ホールの舞台と客席、ロビーの一部は空調設備が水冷式であり、蓄熱するための水槽となる蓄熱槽の防水シートが経年劣化により破損いたしました。この防水シートの破損により、蓄熱槽への貯水ができず、空調設備の運転が不可能となっており、現在は、仮設の空調設備により対応しております。文化ホールにおいては、空調設備は安全で快適な施設利用に不可欠であることから、早急な修繕工事が必要であります。

こうしたことから、今定例会に蓄熱槽改修に係る所要の経費を計上しております。

次に、高齢者補聴器購入費助成事業についてであります。町では、難聴による認知機能の低下を予防するため、補聴器を早期に使用することで、認知症やフレイル予防を促進する事業を実施してまいります。この事業は65歳以上の介護保険料の軽減を受け、医師が必要と認めた方に対し、補聴器を購入する際、県と町で購入費の2分の1を助成するものです。所得の状況に応じて上限額を定め費用の一部を助成いたします。

事業実施にあたり、要綱を制定し、今後も介護予防事業の強化に取り組み、町民のニーズに応えられるよう、安心して日常生活が送れる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

こうしたことから、今定例会に助成事業に係る所要の経費を計上しております。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。株式会社ブルーアースジャパンは、平成28年4月から指定管理者として、これまで、地域住民の健康づくりや、基礎体力の増進を図ることを目的に、安定したサービス提供と地域貢献に努めてまいりました。

こうした中、明年3月に指定期間満了を迎えるにあたり、株式会社ブルーアースジャパンから、引き続き指定を受託したいとの申し出があったところであります。

今後も、利用者のニーズに合わせたサービスの提供と安定した経営が見込まれることから、「富士川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」の規定に基づき、株式会社ブルーアースジャパンを公募によらない指定管理者として、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、再指定することとし、今定例会に公の施設の指定管理者の指定案件を上程したところであります。

次に、富士川中学校新校舎建設工事の契約についてであります。富士川中学校の新校舎建設工事につきましては、まず、校舎建設のための工事用車両の進入路整備と旧増穂中学校のプール解体工事を9月末日までの工期で順調に進めており、本日時点で概ね工事が完了いたしました。また、校舎本体の建設につきましては、8月25日に一般競争入札を執行し、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事それぞれ仮契約を締結したところであります。工事につきましては、10月1日から着手し、令和9年度の夏休みには、現在の校舎から新校舎への移転ができるよう進めてまいりたいと考えております。

こうしたことから、今定例会に校舎建設工事請負の契約案件を上程しております。

次に、天神ゆずっこ保育園園舎大規模改修工事の進捗状況についてであります。

本工事につきましては、本年5月から改修作業に着手し、年内の完成に向け、順調に工事を進めております。既に、プール施設の塗装と日除けテント設置は完了しており、一部検査引き渡しを終え、施設利用を開始しております。現在は、保育室の空調設備や照明設備、床の張り替え、厨房機器等の改修を行っており、完成に向け、引き続き工事を進めてまいります。この改修により、子どもたちが健やかに成長できる良好な保育環境が確保できるものと考えております。

次に、山梨県ドローンビジネス協議会との包括連携協定についてであります。町と山梨県ドローンビジネス協議会は、7月4日に山梨県におけるドローン技術の活用促進及びドローン関連産業の振興を図ることを目的として、包括連携協定を結びました。協定では、町が有する優れた自然環境を活かし、富士川ドローンフィールドの活用、自治体所有ドローンの活用、ドローン操縦者の育成と技術向上、資格取得支援など連携して取り組むこととなっております。ドローンが「未来の社会インフラ」として定着するための土台を協議会と共に築いてまいりたいと考えております。

また、7月17日には、はくばく文化ホールにおいて、ドローンの魅力と可能性を実際に体感していただくため、県下初の、音と光のドローンショーを開催したところであります。

今後も、ドローン技術を通じて、地域課題の解決や未来人材の育成、そして新たな地域産業の創出に向け、協議会と共に取り組んでまいります。

以上、今定例会に提出いたしました主な案件と主要な取り組みについて述べさせていただきました。

今定例会には、報告案件3件、条例改正案件3件、補正予算案件5件、指定案件1件、契約締結案件4件、規約変更案件1件、決算認定案件4件、合わせて21件の議案を提出しております。

提案理由につきましては、議案ごとに申し上げることとしておりますが、何卒ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、あいさついたします

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長のあいさつを終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第4 報告第6号 令和6年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

を議題とします。

町長から本案について報告を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第6号について補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

それでは、報告第6号、令和6年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率および資金不足比率の報告について補足説明をさせていただきます。

タブレット3ページをお開きください。令和6年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率の状況についてであります。項目、比率、早期健全化基準についてご説明申し上げます。実質赤字比率連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じておりませんので、横棒で示してあります。早期健全化基準は、実質赤字比率が14.88%、連結実質赤字比率が19.88%であります。次に実質公債費比率は9.9%、早期健全化基準は25%であります。前年度は10.4%でございましたので、0.5%の減となったところでございます。将来負担比率は54.4%、早期健全化基準は350%であります。前年度は61.7%でございましたので、7.3%の減となったところでございます。次に下の表の令和6年度決算に基づきます富士川町財政健全化資金不足比率の状況についてであります。全ての会計におきまして、資金不足は生じておりませんので横棒でお示ししております。なお、健全化判断基準は20%であります。

以上、報告第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。

次に、監査委員から令和6年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告に対する意見書が添付されていますので、代表監査委員の岡本昭二君から報告を求めます。

代表監査委員 岡本昭二君。

○代表監査委員（岡本昭二君）

本日は大変お疲れ様です。議長から指名をいただきました代表監査委員の岡本でございます。よろしくお願いたします。ただいま町長および担当課長から報告・説明がございました、令和6年度富士川町財政健全化判断比率および資金不足比率の算定基礎計数について審査を行いました。その結果についてご報告いたします。タブレット4ページをお開きください。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（以下、令和6年度富士川町財政健全化審査意見書、令和6年度富士川町公営企業（水道事業）財政健全化審査意見書の朗読）

以上で、令和6年度富士川町財政健全化等審査意見についての報告を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、代表監査委員からの報告を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第5 報告第7号 令和6年度富士川町一般会計継続費精算報告について
を議題とします。

町長から本案について、報告を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第7号について補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

それでは、報告第7号の補足説明をさせていただきます。タブレット8ページをお願いいたします。令和6年度一般会計における継続費精算報告書であります。款、項、事業名、年度、支出済額の順にご報告申し上げます。10款教育費、1項教育総務費、統合中学校設計事業、令和5年度2629万円、令和6年度8693万3000円、合計で1億1322万3000円であります。なお、財源につきましては、記載のとおりであります。

以上、報告第7号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第6 報告第8号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の
提出について

を議題とします。

教育長から本案について、報告を求めます。

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第8号について補足説明を求めます。

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

それでは、報告第8号の補足説明をいたします。タブレット10ページからが報告書になってございます。まず目的、制度の概要を説明いたします。目的の部分につきましては、13ページをお願いいたします。地方教育行政の組織および運営に関する法律により、教育委員会は毎年主な事務事業について、管理および執行状況を自ら点検評価し、その結果を議会に報告するとともに、公表することとなっております。そうしたことから、令和6年度に行いました主なる主要事業につきまして、点検評価を行いましたので、今定例会にご報告するものでございます。

次に、点検評価の方法ですが、第2次教育大綱および第2次教育振興計画に掲げる各政策の項目のうち、教育委員会の権限に属する事務について自己点検と評価を行いました。報告書においては、1教育委員会の活動、2教育委員会各課において執行した事務事業として、大まかに分類して表記してございます。

続いて、14ページをお願いいたします。14ページから15ページにかけては、教育委員会の構成とともに、15ページでは、教育委員会の開催の回数、それに伴い審議しました。議案件数等を挙げ、委員会の活動の経過をまとめてございます。

タブレットの16ページからは、教育委員会、各課教育総務課と生涯学習課でございますが、その課において執行した主なる事務事業の成果と課題を教育振興計画の目標ごとにまとめてご報告するものであります。今回の点検評価の結果を踏まえまして、課題の解決に向けてさらに検討し、本年度以降の事務事業に反映させるとともによりよい教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告第8号の補足説明を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、教育長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第7 議案第50号 富士川町職員の育児休業等に関する条例及び富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第51号 富士川町議会議員及び富士川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第52号 富士川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

以上の3議案は条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第50号から第52号までについて、補足説明を求めます。

まず、議案第50号及び第51号について、補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

それでは、議案第50号の補足説明をさせていただきます。タブレット38ページをお願いいたします。今回の一部改正は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に鑑み、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を図りやすくするために、育児のために勤務しないことを認める、部分休業制度を拡充するものであります。部分休業につきましては、現行の1日につき2時間を超えない範囲の形態に加え、1年につき、条例で定める時間が77時間30分これは10日相当であります。休業申し訳ありません、この時間を超えない範囲の形態を新たに設けるものでございます。さらに、部分休業の対象となる会計年度任用職員が、養育する子の年齢が3歳までから小学校就学の始期に達するまでとなり、これは正職員と同じ要件となるものであります。また仕事と育児の両立のための措置といたしまして、任命権者に、妊娠出産について申し出をした職員に対しましては、この制度の情報提供ならびに個別の意向を確認いたしましてその配慮が義務付けられるということになってございます。

タブレット40ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。

続きまして議案第51号の補足説明をさせていただきます。タブレット51ページをお願いいたします。富士川町議会議員および富士川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する政令の施行に伴いまして、町議会議員および町長選挙における公費負担の限度額を改正するものでございます。第8条では選挙運動用のビラの作成に伴う公費負担について、1枚当たり8円38銭に、第11条においては、ポスター1枚当たり586円88銭にそれぞれ改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。なお、第2項では、条例の施行日以降に告示される選挙について適用することとしておりますので、12月に予定されております町長選挙から適用することとなります。

以上で、議案第50号および第51号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第52号について、補足説明を求めます。

会計管理者 深澤千秋君。

○会計管理者（深澤千秋君）

それでは議案第52号、富士川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について補足説

明をさせていただきます。タブレット55ページの改正文をお開きください。保有する基金につきまして債券による運用を可能とするためには、地方自治法施行令の規定に従う他、債券による運用を行おうとする基金の条例で、債券運用ができる規定を設ける必要があることから、あることを合わせて財源の確保を図るため、条文を追加するものであります。

タブレット56ページの新旧対照表をお開きください。第5条管理の部分の第2項に追加いたしますことですが、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に変わることができるを追加するものでございます。

タブレット55ページにお戻りください。附則といたしまして、施行期日は令和7年10月1日といたしております。

以上、議案第52号の補足説明とさせていただきますご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

ここで暫時休憩を行います。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時 1分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

日程第10 議案第53号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第54号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第55号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第56号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第57号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

以上の5議案は補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第53号から第57号について補足説明を求めます。

まず、議案第53号について、補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

タブレット58ページをお願いいたします。議案第53号、令和7年度富士川町一般会計補正予算第3号の補足説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

（以下、令和7年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書よりご説明申し上げます。タブレット

66ページをお願いいたします。

(以下、令和7年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明)

次のページからは人件費に異動がございましたので、給与費明細を添付しておりますので、ご参照ください。次に、タブレット63ページにお戻りください。タブレット63ページです。第2表継続費の補正についてご説明いたします。

(以下、第2表継続費補正朗読説明)

次のページをお願いいたします。次に、第3表地方債補正についてご説明いたします。起債の目的、起債後の限度額を申し上げます。

(以下、第3表地方債補正朗読説明)

次に、タブレット102ページの地方債の現在高の見込みに関する調書をご覧ください。タブレット102ページをお願いいたします。地方債の現在高の見込みに関する調書になります。この表の右下の数字が当該年度末の現在高の見込み、95億6431万3000円となります。

以上で、議案第53号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第54号及び第55号について、補足説明を求めます。

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

それでは、議案第54号および第55号について補足説明をさせていただきます。タブレットの103ページをご覧ください。議案第54号、令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算第1号、次のページをご覧ください。

(以下、令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの108ページをお開きください。

(以下、令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

タブレットの110ページ以降は、給与費明細書となっておりますのでご参照ください。

次に、タブレットの121ページをご覧ください。議案第55号、令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、次のページをご覧ください。

(以下、令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの126ページをご覧ください。

(以下、令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上で、議案第54号および第55号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第56号について、補足説明を求めます。

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

それでは、タブレット128ページをお開きください。議案第56号、令和7年度介護保険特別会計補正予算第1号の補足説明をいたします。次のページをお開きください。

（以下、令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出補正予算については、事項別明細書により説明させていただきます。タブレットの133ページをご覧ください。

（以下、令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明）

次のページからは、人件費の異動がありましたので、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、議案第56号の補足説明であります。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第57号について、補足説明を求めます。

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

それでは、議案第57号、令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算第1号について補足説明をさせていただきます。タブレット149ページをお開きください。

（以下、令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算の朗読）

詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。タブレット152ページをお開きください。

（以下、令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算事項別明細書朗読説明）

次のページ以降につきましては、補正予算、キャッシュフロー計算書および人件費の補正に伴います給与明細書となっておりますので、ご参照ください。

以上で議案第57号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第15 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について
を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第58号について、補足説明を求めます。

管財課長 渡辺成昭君。

○管財課長（渡辺成昭君）

それでは議58号の補足説明をさせていただきます。タブレットはそのまま168ページになります。今回の公の施設の指定管理の指定につきましては、青柳町地内にありますフォレストモール内のレーニング室の指定管理者の指定についてであります。この指定管理は、平成28年4月から株式会社ブルーアースジャパンが指定管理を行っており、令和8年3月31日をもって指定管理が満了することから、富士川町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条第4号に基づき、公募によらない指定管理者の再指定をするものであります。

株式会社ブルーアースジャパンさんは、この間、利用者のニーズに寄り添った安定した経営、24時間営業等を実施していただいたことから、公募によらない指定管理としたところであり、指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となっております。

以上、議第58号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第16 議案第59号 旧鯉沢中学校屋内運動場屋上防水改修工事請負契約の締結について

日程第17 議案第60号 富士川中学校新校舎建設電気設備工事請負契約の締結について

日程第18 議案第61号 富士川中学校新校舎建設機械設備工事請負契約の締結について

日程第19 議案第62号 富士川中学校新校舎建設建築主体工事請負契約の締結について

以上の4議案は、契約締結案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第59号から第62号について補足説明を求めます。

管財課長 長田博幸君。

○管財課長（長田博幸君）

それでは議案第59号の補足説明をさせていただきます。タブレットの169ページをご覧ください。工事名は、旧鯉沢中学校屋内運動場屋上防水改修工事であります。工事場所は、富士川町鯉沢地内であります。工事概要ですが、同体育館は平成2年に建築され築35年が経過していることから、屋根の劣化による雨漏りが増え、使用に支障をきたしております。本工事はこれを解消するために行う、体育館屋根に係る全面防水工事であります。入札の方法は一般競争入札であり、参加者6者で6月17日に入札を実施いたしました。結果は、株

式会社土屋工業が落札しております。金額は税抜き7427万円で、契約金額は税込8169万7000円であります。落札率は97.34%であります。工事期限は、令和8年2月28日までとなっております。契約の相手方ですが、山梨県甲府市池田1丁目4番20号、株式会社土屋工業、代表取締役土屋仁であります。なお、次のページに仮契約書の写しがありますのでご参照ください。なお仮契約書中の8の解体工事に要する費用ですが、この費用の発生はございません。以上、議案第59号の補足説明とさせていただきます。

続きまして議案第60号の補足説明をさせていただきます。タブレットの172ページをご覧ください。工事名は、富士川中学校新校舎建設電気設備工事であります。工事場所は、富士川町天神中條地内にあります。工事概要は、既存校舎の北側に建設する富士川中学校新校舎の建設に伴い、新たに整備する校舎内の電気設備、換気扇電源、情報設備、太陽光発電設備などに係る電気設備工事であります。入札参加条件において経営事項審査の電気工事における総合評定値を定め、任意の三者の共同体といたしました。入札の方法は一般競争入札であり、参加者1名で、8月25日に入札を実施いたしました。結果は伸電工業・五光電工・深沢電気商会富士川中学校新校舎建設工事電気設備共同企業体が落札しております。金額は、税抜き2億2800万円で、契約金額は、税込2億5000飛び80万円でございます。落札率は99.96%であります。工事期限は、建築主体工事完成後の整備工事を伴うことから、令和9年3月26日までとなっております。契約の相手方は、代表構成員、山梨県甲斐市富竹新田1619番地1、株式会社伸電工業代表取締役笹本優司、構成員1、山梨県甲府市宝1丁目36番1号、五光電工株式会社代表取締役饗場紀仁、構成員2、山梨県南巨摩郡富士川町青柳町395、有限会社深沢電気商会代表取締役深澤大輔であります。なお、次ページに仮契約書の写しがありますのでご参照ください。仮契約書中の8の解体工事に要する費用ですが、この費用の発生はございません。以上が議案第60号の補足説明でございます。

続きまして、議案第61号の補足説明をさせていただきます。タブレットの175ページをご覧ください。工事名は、富士川中学校新校舎建設機械設備工事であります。工事場所は、富士川町天神中條地内にあります。工事概要は、既存校舎の北側に建設いたします富士川中学校新校舎の建設に伴い、新たに整備する校舎内の空調設備、配管設備、給湯設備、地中熱利用設備等にかかる機械設備工事でございます。入札参加条件において、経営事項審査の管工事における総合評定値を定め、任意の3者の共同体といたしました。入札の方法は一般競争入札であり、参加者1者で8月25日に入札を実施いたしました。結果は共信冷熱・雨宮工業・梶本管工富士川中学校新校舎建設工事機械設備工事共同企業体が落札しております。金額は、税抜き3億7900万円、契約金額は税込4億1690万円であります。落札率は99.95%であります。工事期限は、建設主体工事完成後の整備工事を伴うことから、こちらも令和9年3月26日までとなっております。契約の相手方は、代表構成員、山梨県甲府市大里町1094、共信冷熱株式会社代表取締役岸本泰典、構成員1、山梨県甲府市荒川2丁目13番1号、雨宮工業株式会社代表取締役柏俊樹、構成員2、山梨県南巨摩郡富士川町長澤2341番地の1、有限会社梶本管工代表取締役梶本隆則であります。なお次ページに仮契約書の写しがありますのでご参照ください。こちらも仮契約書中の8の解体工事に要する費用ですが、この費用の発生はございません。以上が議案第61号の補足説明でありま

す。

続きまして、議案第62号の補足説明をさせていただきます。タブレットの178ページをご覧ください。工事名は、富士川中学校新校舎建設建築主体工事であります。工事場所は富士川町天神中條地内にあります。工事概要ですが、既存校舎の北側に建設する新しい富士川中学校新校舎は鉄筋コンクリート造り3階建て、延べ床面積5038.7平方メートル、建築面積1923.48平米となります。本工事は、当該校舎本体に係る建築主体工事であります。入札参加条件において、経営事項審査の建築一式工事における総合評定値を定め、こちらも任意の三者の共同体といたしました。入札の方法は一般競争入札であり、参加者1者で8月25日に入札を実施いたしました。結果は長田組土木・日経工業・昭和建設工業富士川中学校新校舎建設工事建築主体共同企業体が落札しております。金額は、税抜き17億1300万円で、契約金額は、税込18億8430万円あります。落札率は99.83%であります。工事期限は、令和9年6月30日までとなっております。契約の相手方は、代表構成員、山梨県甲府市飯田4丁目10番27号、長田組土木株式会社代表取締役天野朝馨、構成員1、山梨県甲府市青葉町15番4号、日経工業株式会社代表取締役長澤浩正、構成員2、山梨県甲府市寿町29番1号、昭和建設工業株式会社代表取締役望月健であります。なお、次のページに仮契約書の写しがありますのでご参照ください。こちらも仮契約書中の8の解体工事に要する費用ですが、この費用は発生はございません。以上議案第62号の補足説明とさせていただきます。

以上4議案でございます。ご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第20 議案第63号 峡南医療センター企業団の共同処理する事務の変更および規約の変更について

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第63号について、補足説明を求めます。

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

それでは、議案第63号について補足説明をさせていただきます。タブレット182ページをご覧ください。峡南医療センター企業団規約の一部を改正する規約、今回の規約の改正につきましては、市川三郷病院が令和7年8月1日より休床状態となり、10月1日から無床診療所化することから、規約第3条、第14条の文言を改めるものでございます。詳細に

つきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、次のページをご覧ください。

峡南医療センター企業団規約新旧対照表、第3条第1号と第14条第3項にあります、市川三郷病院及び富士川病院を、富士川病院及び市川三郷診療所に改め、第3条第2号の介護老人保健施設ケアセンターいちかわおよび介護老人保健施設サンビューふじかわを、介護老人保健施設サンビューふじかわ及び介護老人保健施設ケアセンターいちかわに改めるものでございます。タブレット182ページにお戻りください。付則につきましては、令和7年10月1日からの施行するとなっております。

以上、議案第63号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長から提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

なお、再開は午後1時といたします。

休憩 午後11時51分

再開 午後13時00分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

日程第21 認定第1号 令和6年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第2号 令和6年度富士川町水道事業会計決算認定について

日程第23 認定第3号 令和6年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について

日程第24 認定第4号 令和6年度富士川町下水道事業会計決算認定について

以上の4議案は、決算認定案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について決算の概要説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 「令和6年度決算について」を朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、認定第1号から第4号について、補足説明を求めます。

説明者は、簡潔明瞭な説明をお願いします。

まず、認定第1号について、補足説明を求めます。

会計管理者 深澤千秋君。

○会計管理者（深澤千秋君）

それでは、認定第1号、令和6年度富士川町一般会計および各特別会計の歳入歳出決算認定について補足説明をさせていただきます。タブレット222ページに総括表を掲載してございますので、こちらの総括表にてご説明させていただきます。222ページをお願いいたします。

(以下、令和6年度富士川町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表朗読説明)

なお、歳入歳出決算書それから決算附属書類、それとしての歳入歳出決算事項別明細書、実施収支に関する調書、それと財産に関する調書などは各会計ごとに掲載してございますので、ご参照ください。

以上、認定第1号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、認定第2号から第4号までについて、補足説明を求めます。

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

それでは、認定第2号から認定第4号の補足説明をさせていただきます。はじめに認定第2号、令和6年度富士川町水道事業会計決算認定について補足説明をさせていただきます。タブレット483ページをお開きください。

(以下、令和6年度富士川町水道事業決算報告書朗読説明)

次の489ページ以降は令和6年度富士川町水道事業報告書となっておりますので、ご参照ください。

次に、認定第3号、令和6年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について補足説明をさせていただきます。タブレットは505ページになります。

(以下、令和6年度富士川町簡易水道事業決算報告書朗読説明)

次のページ以降は、令和6年度富士川町簡易水道事業報告書となっておりますので、ご参照ください。

続きまして認定第4号の補足説明をさせていただきます。令和6年度富士川町下水道事業会計決算認定についてです。タブレットには528ページとなります。

(以下、令和6年度富士川町下水道事業決算報告書朗読説明)

次のページ以降は、令和6年度富士川町下水道事業報告書となっておりますので、ご参照ください。

以上で認定第2号から認定第4号の補足説明とさせていただきました。ご審議いただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの決算概要説明並びに担当課長の補足説明が終わりました。

ただいま議題になっております、認定第1号から第4号については、委員会条例第6条の規定により決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第4号の決算認定については決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

ここで、委員名簿を配布します。

(書記が特別委員会名簿を配布)

お諮りします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は名簿のとおり決定しました。

ここで、暫時休憩します。

決算特別委員会の委員は、正副委員長互選のため議員控室にご参集ください。

休憩 午後13時41分

再開 午後13時43分

○議長 (堀内春美さん)

休憩を解いて再開します。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので議長から報告します。決算特別委員会の委員長に井上光三君、同副委員長に秋山仁君がそれぞれ互選されました。議案付託表については、本日の議会終了後、配布しますのでご了承願います。

○議長 (堀内春美さん)

12番 井上光三君。

○12番議員 (井上光三君)

決算審査に必要な資料の提出を求める動議を提出します。

○議長 (堀内春美さん)

6番 秋山仁君。

○6番議員 (秋山仁君)

ただいまの、決算審査に必要な資料の提出を求める動議に賛成します。

○議長 (堀内春美さん)

ただいま、12番井上光三君から、決算審査に必要な資料の提出を求める動議が出されました。この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立しました。

これから、決算審査に必要な資料の提出を求める動議を議題とします。

ここで、動議提出者から提出理由の説明を求めます。

○議長 (堀内春美さん)

12番 井上光三君。

ここで、書記に提出資料一覧表を配布させます。

(書記が提出資料一覧表を配布)

○12番議員 (井上光三君)

決算審査にあたりまして、ただいまお手元に配布されました一覧表にある36件の資料を参考にしたいので、提出を求めるものであります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、提出理由の説明が終わりました。井上光三議員、自席にお戻りください。

これから、決算審査に必要な資料の提出を求める動議を採決します。

お諮りします。

決算審査に必要な資料の提出を求める動議を、決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、決算審査に必要な資料の提出を求める動議は可決されました。

提出資料については、本日の議会終了後、配布しますのでご了承願います。

次に、監査委員から令和6年度富士川町一般会計、特別会計、公営企業会計、水道事業会計等、決算審査に対する意見書が添付されていますので、代表監査委員の岡本昭二君から報告を求めます。

代表監査委員 岡本昭二君。

○代表監査委員（岡本昭二君）

まず報告に入る前に、このたび実施いたしました決算審査におきましては、町長をはじめ関係職員の皆さまには大変忙しい中ご協力をいただき、日程どおり終了することができました。ありがとうございました。

それでははじめに、一般会計、特別会計、公営企業会計、水道事業会計等の決算審査に対する意見書について一括して報告をさせていただきます。なお、時間の関係もありますので、1ページと25ページの結びのみ朗読させていただき、報告に代えさせていただきます。省略させていただきますページにつきましては、後刻確認をお願いいたします。タブレット188ページをお開きください。

（以下、令和6年度富士川町一般会計・特別会計・公営企業会計（水道事業会計等）決算審査意見書1ページ、25ページ朗読説明。）

以上で、令和6年度富士川町一般会計、特別会計、公営企業会計、水道事業会計等の決算審査意見についての報告といたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、代表監査委員からの決算審査に対する意見書の報告が終わりました。

岡本代表監査委員、誠にご苦労さまでした。厚くお礼を申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後13時58分

令和 7 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 8 日

令和7年第3回富士川町議会定例会（2日目）

令和7年9月8日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告	1番	1番	宇田川 朱 恵	議員
通告	2番	4番	深 澤 一 幸	議員
通告	3番	5番	小 林 和 良	議員
通告	4番	9番	齊 藤 欽 也	議員
通告	5番	6番	秋 山 仁	議員
通告	6番	8番	小 林 有紀子	議員

2 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	13番	堀 内 春 美

3 欠席議員

12番 井 上 光 三

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19人）

町	長	望	月	利	樹	副	町	長	早	川	竜	一									
教	育	長	樋	口	和	仁	会	計	管	理	者	深	澤	千	秋						
政	策	参	事	山	形	謙	一	郎	政	策	秘	書	課	長	渡	辺	成	昭			
財	務	課	長	井	上	誠	管	財	課	長	長	田	博	幸							
税	務	課	長	大	久	保	公	生	防	災	交	通	課	長	西	川	修	司			
町	民	生	活	課	長	芦	澤	晶	子	福	祉	保	健	課	長	中	込	浩	司		
子	育	て	支	援	課	長	小	林	喜	文	産	業	振	興	課	長	望	月	奈	緒	美
土	木	整	備	課	長	井	上	勝	彦	都	市	整	備	課	長	杉	田	進			
上	下	水	道	課	長	依	田	文	哉	教	育	総	務	課	長	小	林	恵			
生	涯	学	習	課	長	齋	藤	栄	治												

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	依	田	正	紀
書		記	井	上	鮎	奈			

開会 午前 9時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

相互に礼。着席願います。

令和7年第3回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ
ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は一般質問の日程になっております。

一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔に願います。

なお、12番 井上光三君から、欠席する旨の届け出がありましたので、ご了承ください。

また、富士川CATVが、本日の一般質問を録画放送をするため、議場内にカメラを設置し撮影いたしますので、ご了承ください。傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象となりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 一般質問

質問の通告者は6名であります。

これから通告順に一般質問を行います。

それでは通告1番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

それでは、通告どおり一般質問をさせていただきます。まず大きい1つ目、鳥獣害に関する質問となります。富士川町鳥獣害計画が令和8年度に新たな策定となることもありまして、現在令和7年度ですので、現在の進捗や新たな課題などをお伺いしたいと思います。

では、まず（1）の質問になります。町は令和7年度現在、富士川町地域特有の課題についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町は、全体面積の8割以上を占める豊かな森林に囲まれており、人間の生活圏のすぐそばに野生鳥獣の生息域が存在しているため、鳥獣被害を受けやすい環境にあることが地域特性を踏まえた課題として挙げられます。町ではこうした課題を踏まえ、鳥獣被害防止計画を策定し、各種事業を進めております。この計画の遂行にあたっては、関係法令に基づき鳥獣も自然環境を構成する一つの要素と捉える中で、人々の暮らしや産業活動との調和を保ちながら生物の多様性を確保していくことが求められております。

こうしたことから、町では生態系のバランスを考慮した鳥獣の捕獲活動と、農地への鳥獣の侵入を防除するための対策に取り組んでおり、今後もこの二つを柱に鳥獣被害防止対策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

今のお話で、防除と捕獲の両輪で進めていくということがわかりました。

そこですね（2）質問になるんですけども、現状において対策の効果はあったのか、また具体的にぜひ鳥獣種でお答え願いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。本町ではイノシシ、シカ、サルによる鳥獣被害対策として、平成18年度から県営土地改良事業を活用し、町内18地区において約40kmにわたる鳥獣害防止柵を設置してまいりました。

こうした事業実施後に行ったアンケートでは、耕作地での被害面積が整備前に比べて2割程度に減少したとの回答があったところです。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますけれども、先ほど2割減少したということで非常によかったと思うんですけども、このアンケートっていうのをちょっと具体的に、どのようなアンケートか教えていただけますか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

アンケートにつきましては、各地区に鳥獣害防止柵を設置した後に耕作者に対して行ったアンケートの結果となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

わかりました。もう一つ再質問になるんですけども、サルの被害ですね。サルは特に学習能力や身体能力が非常に高く、なかなか防げないという声を聞いております。その対策についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

鳥獣害を設置する際に、サルが木から木に移れないよう3mずつ、計6mの範囲を伐採しております。また、サルが柵を乗り越えられないよう、柵の上部に電気を通す対策をして努めております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

そのような形で防除していても、やっぱりサルがどうしても農地に入ってしまうことがまだあるということでしょうか。

次に再質問なんですけれども、他の鳥獣ですね。鳥獣害の捕獲、今サル等について答えていただいたんですけどもイノシシとか、シカですね。そのような捕獲の具体的な成果について教えてください。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えをいたします。鳥獣の生息数を適正な水準に継承させることを目的とした、特定鳥獣適正管理事業を実施しており、この事業による令和6年度の捕獲頭数は、ニホンジカ299頭、イノシシ38頭、ニホンザル60頭でございました。またニホンジカに特化し、農林業被害を軽減させるための事業による捕獲が60頭ありました。いずれの事業も猟友会と連携を図る中で円滑に実施しておりまして、個体数管理において適正な頭数の捕獲が毎年度実施できている状況でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

毎年度捕獲数は実施できているけれども、やはりまだ寄せられる被害があるということだと思います。また実際にですね、数が減少しているかどうかというところは、特に調査などは行っていないということかと思いました。

次にですね、もう一つちょっと寄せられた課題で、再質問になりますけれども、ハクビシンなどの小動物の被害が結構最近寄せられています。ハクビシンのような小動物の被害については、対策についてどのようにお考えでしょうか

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。ハクビシンなどの小動物につきましては、ここ数年捕獲実績はございませんが、町内での目撃情報は寄せられております。これらの小動物は狩猟者、農業者、駆除事業者が、町に申請することにより捕獲することができる状況でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

小動物の場合も目撃ですとか被害の情報の声はあるけれども、申請自体がないので捕獲数もないというふうに理解しました。

では（3）の質問に移ります。現在被害は区からの情報に基づいているということですが、町民の方からもいろいろところで被害の声を聞きます。これを直接集めて公開することはできないでしょうか。例えばですね、土木整備課で行っているインスタグラム投稿のような仕組みなどができれば、皆さんでどこの地域で被害があってどういう対策をすればいいかっていうことが、町民の方もわかりやすいかと思えます。この被害が一元化できる仕組みを作ることができないかについて伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、各地域における野生鳥獣の被害状況を一元的に集約する組織体制として、有害鳥獣対策協議会を設置しております。この協議会には、地域住民の代表として区長の皆さまにも加入していただいております。地域内の被害状況を踏まえた上でのご意見を伺いながら、各種事業を進めております。今後もこうした既存の組織体制を活用し、各地域における被害状況の把握や事業に対する意見集約に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

区長さんの方に意見集約をするという形で行っているということだと思いますが、再質問になるんですけれども、町民の方、やっぱり町にはそう簡単に区に相談できる人ばかりではないかと思えます。そういう方の相談窓口として、これ実際どのようにしていけばいいのか、お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど答弁いたしました有害鳥獣対策協議会には、区長の皆さまをはじめ農業委員会、農事会長など関係機関の長が組織の構成しております。町といたしましては、地域の状況を熟知した地元の委員にまず相談することが被害の早期対策に繋がると考えております。こうした相談を通じて、地元の委員から寄せられた情報が協

議会で集約されることで、より効果的な対策の実施に繋げてまいりたいと考えております。
以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

わかりました。ただ町にですね、やっぱり個人の方は一番相談がしやすいかと思っておりますので、相談が寄せられた場合はぜひこういった区のところですかあと相談に乗っていただいて、ぜひ対応はしていただきたいと思っておりますし、またどのような被害が寄せられたかということ、しっかり記録をしていただきたいと思っております。

ではですね、(4)の方に移ります。鳥獣害の農地の被害は、はねだしなどの野菜や果物を畑に捨てることであったり果樹をもぎ取らない、またゴミですね、それを出しっぱなしにしないこと、あと耕作放棄地を作らないことなどでかなり防げると聞いております。反対にですね、こういったことをしないで捕獲ばかりしても全く意味がないということも聞いています。またですね、防護柵の張り方や防護柵を張った中にどこにどんな野菜を植えるかなどの工夫も、非常に害を減らすことができると聞きました。鳥獣害の先進自治体などでは、市町村でまずレクチャー、講義を町民の方であったり関係者の方にして被害を抑える、捕獲よりもその被害を抑えていこうということに注力して成功しています。このようにですね、富士川町でも地域の皆さんへの普及啓発活動が非常に要になってくると思いますが、このことについて町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。野生鳥獣による農作物への被害を軽減させていく上で、町民への鳥獣被害に関する知識の普及啓発は大変重要であると考えております。特に、農作物の残渣や放任果樹などが野生鳥獣を農地へ近づける要因となることを踏まえ、適正な農地管理を促していくことが必要であります。また、鳥獣捕獲に関する知識の普及や、防除柵設置の町単独補助制度など、農業者自らが取り組める対策について町ホームページや広報誌などで周知し、普及啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵）

ぜひお願いしたいと思います。昔といろいろ変化してきていまして、あの食のですね廃棄物などを畑に戻すことで肥料にしたりってということもしていました。これがゴミの減量に繋がるということもあったんですけども、原形のまま戻さないようになど広報の方もお願いしたいと思います。

(5)に移ります。耕作放棄地についてなんですけれども、それ自体もちろん問題ですけども、動物の巣や隠れ家にもなってしまうとも言われております。この耕作放棄地の対策について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。耕作放棄地の増加が鳥獣の生息域拡大に繋がっているという具体的なデータはございませんが、雑草が繁茂し荒廃した農地は病害虫の発生を誘因するなど、農業生産活動や生活環境に悪影響を及ぼすことから、所有者への適正な管理を促していくことが必要であると考えております。

このようなことから、農業委員会では、農地パトロールの実施や所有者への適正管理の指導、また遊休農地を登録し耕作希望者へのあっせんを行うなど、遊休農地の有効活用を図る取り組みを実施しております。また、町では荒廃状態になっている農地の整地代や新規植栽に係る苗木購入代の補助制度を設けており、こうした制度の有効活用により耕作放棄地対策を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

様々な対策を挙げてくださいましたけれどもですね、この対策が実際に成果を上げているのかどうかっていうところを、もう少しちょっと具体的にお伺いしたいと思います。再質問をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。農業委員会では所有者への通知や訪問により指導を行っているところでございます。特に今年度からはできるだけ直接所有者にお会いし、耕作放棄地が周辺に与える影響を伝えていくことに力を入れており、この取り組みの検証を含め今後もより効果的な対策の実施に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

耕作放棄地、多分これから増え続けていくと思うんですけども、新たな対策として実際にお会いするという非常に大変な努力をされているということがわかりましたけれども、実際、農業委員会の方が所有者に会うということでこれから検証していきますということでしたけれども、今現在成果というかそのあたりはどうなんでしょうか。再質問をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。今年度以前につきましては通知での指導の方が主だったのですが、今年度から訪問をすることにいたしましてその成果というのは出ている状況でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひちょっと続けていただきたいと思います。

（6）に移ります。（5）と同じようにですね、鳥獣害の被害対策として山や森と里山の間に緩衝帯、今バッファと呼ばれるんですけども、こちらを置くことが非常に有効と言われています。というのはですね、昔はあの炭焼きの木ですね薪を取る里山などがこの緩衝体の機能を果たしていましたが、現在はここが放置林となって、もう既に森となっています。山と集落が近くなっています。そのためバッファを作るために管理が必要となりますけれども、集落維持機能が現在減少しておりまして、管理が難しいという声を聞いております。それについて町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。本町の山間地域におきましては、地元からの要望を受けて設置しました鳥獣害防止柵の周囲が緩衝帯としての役割を担っているところであります。防止柵の設置後の維持管理は、各地区ごとに管理委託契約を結んで対応していただいておりますが、近年は高齢化や人手不足により草刈りなどの作業が困難になってる状況です。このため人手不足が特に深刻な地区におきましては、国の交付金を活用した外部委託や作業員の手配など、作業の効率化に繋がる取り組みについて助言し、引き続き維持管理が円滑に行われるよう支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますけれども、先ほど国のお金で外部委託などということでしたけれども、既に行っている地域はあるのでしょうか

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。各地区におきましてはこれまで外部委託したという実績の方は、話は聞いてございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ちょっとこれから大変になってくるかと思っておりますので、引き続き案などを考えていただければと思います。

では（7）に移ります。鳥獣害問題は防除と捕獲の両輪でしばらくは対応していくこととなると思いますけれども、捕獲に関しての課題として猟友会の高齢化が全国的に言われてお

ります。これについて町の考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、野生鳥獣の捕獲の担い手である狩猟免許所持者を確保するため、免許取得に要する経費への補助制度を設けております。この制度は、鳥獣被害が深刻化し狩猟者に寄せられる期待が高まる中、猟友会会員の高齢化による担い手不足を解消するため平成28年に創設した制度であります。制度の浸透とともに、町内における新規取得者は徐々に増加しております。また、ここ数年で若い世代の取得が増加したことから、現在の平均年齢は57.5歳で、補助制度創設当初より3歳程度低くなり平均年齢が若くなっております。

こうしたことから、引き続き補助制度の周知に努めるとともに、狩猟に関する知識の普及により、担い手の確保を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

富士川町では猟友会の平均年齢も若返っていて、新規取得者も増加しているということで、担い手の継承が行われているということの様なので非常によかったと思いますけれども、再質問になりますが、農地の被害では、被害が出たときにやっぱりすぐに鳥獣を捕ってほしいというところがあります。適正管理捕獲がやっぱ終わってしまうと、これが非常に2ヶ月ぐらいで終わってしまうということで、何月から始まるのかちょっと定かではないんですが、夏ぐらいに終わってしまうということで、秋の実りの時期にはなかなかその適正管理捕獲は行われないということがあります。収穫期にやっぱ作物を取られてしまっって農業をやめたいという方も多く聞いております。これらのことを防ぐためにもやっぱり農業者の狩猟免許した取得などを進めることが有効かと思っておりますけれども、町の考えについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。農業者みずからが狩猟免許を取得し農地を守っていくことは、農業被害を防ぐ上で非常に有効であると考えております。また免許を取得した農業者が猟友会に加入することで、地域への捕獲活動の活性化に繋げてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ、ちょっと奨励の方をしていただければと思います。全国的にもですね最近の新聞なんですけれども、鳥獣害の増加ということで社会課題を解決したいという思いで免許を取得

する人が増えているという記事がありました。ただ一方、猟友会の皆さまに関しましても、他の仕事をしながら兼務ということで行ってくださっているということも聞いておりますので、これからですね公務員の方でハンターというのも聞いてますのでそれぞれの調整をしながらもこういった有効的な捕獲がこういったものなのか、常に研究をしていただきたいと思います。

では8番に移ります。食肉や皮革の利用、これは地域おこし、地場産業に使えるという点とあと現在のですね、豚とか牛の家畜肉の餌が穀物が使われているために食糧不足に対応するということから、できるだけ家畜肉を減らしていこうとして利用できる肉を提供していこうという地産地消ですね、これがあと輸送エネルギーを使わないということからもエコの視点で求められるという観点もあります。しかしながら、こういった鳥獣の肉は安定供給することが非常に難しかったり、高価であったりという現実も聞いておりますが、このあたり町の考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。野生鳥獣の農林業被害防止対策が進む中、全国的に鳥獣の捕獲頭数が増加したことに伴い、国の施策として捕獲鳥獣の利活用拡大を図るための事業が進められております。こうした中、本町の狩猟者も捕獲したシカやイノシシについて近隣の食肉加工施設を利用する動きが高まっており、令和6年度には全捕獲頭数に対してシカの約5割、イノシシの約8割が自家消費を含め食肉として利用されているところであります。

町としましては利用可能な施設等の情報収集に努め、狩猟者への情報提供を行うことにより、捕獲鳥獣の利活用拡大を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますが、先ほどシカは5割ということですが、この5割にちょっとどまっている理由というのは何になるのでしょうか。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。食肉にするためには、捕獲個体の健康状態などの要件があることから引き取られないケースがあります。また捕獲個体を山から搬出することが難しいケースもありまして、その場合には埋設処理をすることとなっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はいわかりました。珍しいということからやっぱり都会など他県で消費してもらうのも良いと思いますけれども、地元で消費してもらうのが一番だと思います。例えば、給食とか道の駅などで消費されるようになれば良いのかなと思いますので、そちらもあわせて検討していただければと思います。

ではですね（9）に移ります。ICTを活用した最新技術についてお伺いいたします。集落の人口減少により追い払い、あと管理などもですね、わなの管理なども非常に難しい状況にある。また獣がどこから侵入するのか、どの道を通って移動するのかをICTの技術で知ることができると対策も取りやすくなると考えますけれども、これらの技術について町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では人口減少や高齢化が進み、集落の機能維持に課題を抱える中山間地域において、最新技術の導入により鳥害被害防止対策を強化していくことが必要であると考えております。こうした中、令和6年度から取り組みを行う町内二つの農村RMO協議会は、国の施策であるデジ活中山間地域に登録して最新技術を取り入れた実証事業を進めているところでございます。

町としましては、今後も最新技術の情報を収集し、農村RMO協議会や地域活性化団体等の等との連携により、地域の実情に合った最新技術の導入に向けて研究を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

農村RMOを用いまして自動の草刈り機ですとか、ドローンで消毒などを聞いております。ぜひですね鳥獣害対策でもいろいろと新しいものに挑戦していただきたいと思っております。

ではですね、（10）の方に移らせていただきます。鳥獣害はですね、対策が弱い地域に移動するということ言われてまして、実際にですね東京都であったり鳥取県ですね、この辺りではですね近隣市町村で協議会を作って対策をとっております。鳥獣には町の境などありませんし、また移動距離が非常に長いので有効な対策だと思いますけれども、このことについて町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。鳥獣被害を軽減するための捕獲活動は鳥獣の生息数を広域的にコントロールする中で実施していくことが必要であります。そのため、県全体の鳥獣の個体数調整を図る中で県が主体となり鳥獣被害防止対策が進められております。峡南地域におきましても、こうした対策を適正かつ効果的に進めていくため連絡協議会が設置されており、被害対策の推進に取り組んでおります。今後も様々な機会を活用しながら、広

域的な視野を持って情報を収集し、近隣市町との連携に努めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

県の方もやっているということですがけれども、やっぱり一步先んじて、この峡南地域でぜひタッグを組んでやっていただきたいと思いますし、活発に意見交換をしてぜひその情報をですね皆さんに公開していただけるものは公開していただければ、やっぱり農家の方、林業の方も対策を立てやすいと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

ではですね、次11に移ります。こちらちょっとパネルを用意しましたのでご覧ください。傍聴席の方は、配布した資料をご覧ください。11番はですね、山林の被害の質問になります。こちらですね楡形山ですね。楡形山の裸山のちょっと下なんですけれども高山植物が食害に遭いですね、楡形山を愛する会の皆さんなどの地道な努力で花が回復した現状があります。もう1個の白いネットが張られてる写真なんですけれども、こちらはですね皆伐をしたところに植林をしたんですけれども、こちらのネットを巻いたにも関わらず苗木がシカに食べられてしまっているという状況です。このようにですね、ネットをしないうところはもう荒れ地になっていることもわかりますし、ネットをしたとしてもやっぱり見回りをしたりしないと上手くいかないということがこの写真で明らかになるかと思えます。皆伐をした場所はですね、土砂災害の懸念もありますのでやっば再度植林をしていかなければいけないと思いますけれども、これについてですね町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。近年、ニホンジカの生息数が増加したことに伴う森林への被害が全国的な問題となっており、本町においても食害が多く見受けられます。

こうしたことから、町では森林整備計画において、植栽木の確実な育成を図るための被害防止対策を講じております。今後も森林整備計画に基づき、防護柵の設置による植栽木の保護措置やニホンジカの個体数を減少させていくための捕獲活動の推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

山林でも防除と捕獲の両輪でということだと思いますけれども、再質問になりますが、苗木の育成がですね非常に難しくなっています。林業従事者非常に少ないですね。苗木を再度植えるということも非常に手間がかかってますし、また標高が高い場所で捕獲活動すること非常に大変だと思います。なので町でですね、皆伐ではなくてぜひ間伐を進めて、苗木を植えなくてもいいようなそういった森林計画にしていくことはできないでしょうか。再質問をお願いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。ご質問の件につきましては、現在町としての方向性が定まっておらず具体的にお答えすることが難しい状況でございます。今後、町の方向性が定まりましたら適切に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

森林計画などで決められているとは思いますが、やっぱり先んじてうちの町で森林を守っていくということでぜひ先を進んでいただきたいと思っております。

（12）の方の質問に移らせていただきます。（12）の方は中長期の視点になります。今までの質問からも猟友会による捕獲ですね、あと柵の設置、また地域住民の方だけの協力ではなかなか難しいと考えます。温暖化によりですね冬期に生き残る獣が非常に多くなっている現在、やっぱり山林のあり方を考えていかなければいけないと思っております。こども議会でもですね、リニアの建設反対ということで温暖化防止のためにぜひ環境を守ってほしいという意見が出されています。様々な課題のためやっぱりこれからですね、住めなくなる場所が出てくることが考えられる現在ですね、富士川町がぜひ将来的にも住みやすい地域になってほしいと思っておりますので、未来を担う世代からの意見は非常に大切だと思っております。搬出しづらい、森林がですね搬出しづらい場所は獣の餌となるような、実を落とす広葉樹へ変えていく方が手間もかからず良いのではないかと考えております。広葉樹はですね、鳥獣の食べ物となるだけではなくて紅葉や景観の美しさ、あと多様性などで富士川町が非常に観光地としてよくなり栄えていくということもありますし、またあの生物学的にも生物の多様性を育むこと、あとですね根張りが広葉樹は深いので、土砂災害にも強いということもあります。また広葉樹を使ったですね家具とか薪も実は高価格で非常に売買されるという事実もあります。広葉樹への変化というのは時間がかかると思われましても、30年ぐらいなんですけれどもこれあつという間になりますので、現在はですねその上温暖化のために植物の成長も非常に早いと言われておりますので、ぜひ広葉樹の森に変換していくこと、これについて町の考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（堀内春美さん）

産業振興長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。近年、手入れがされず荒廃した森林の増加が全国的な問題となっておりますが、森林の持つ多くの機能を発揮させていくことには適切に森林を整備していくことが必要であります。

こうしたことから、町では森林整備計画に基づき公益的機能を重視した森林整備を進めているところでございます。特に人の手と自然の力を適切に組み合わせた多様性に富む森林の整備は、望ましい森林資源の姿を目指す上で有効であると考えております。しかしながら、

こうした森林整備を進めていくには、ニホンジカによる森林被害を防除することが必要でありますので、鳥獣被害防止対策の強化を図りながら、健全な森林の育成を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

しばらくはやっぱり両輪でということになるかと思えますけれども、ぜひ予算などもかかってくることで未来への投資として森林環境譲与税などもありますので、そういったものを用いてぜひ活用を検討していただきたいと思えます。

それではですね2の方、大きい2の方の質問に移らせていただきます。今年度ですね、地域防災計画の見直しを行うと聞いております。（1）の質問になります。議会でも議会懇談会で地域を回ったときに防災に関する意見、要望などが多く聞かれました。総合計画ワークショップでもたくさんの防災に関する意見が出たと思えます。住民の意見をどのように計画に生かしていくのかをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。地域防災計画の見直しにあたっては昨年度に実施した第三次総合計画策定の折、町の皆さまからいただいた防災への意見を参考としていくこととしております。さらに計画素案のパブリックコメントを実施し、広く町民の皆さまからご意見をいただくこととしております。また地域防災計画を審議する防災会議には、自主防災組織の対象者に参画いただく他、区長会においても計画素案への意見を伺ってまいります。

こうしたことから、より多くの町民の皆さまの意見を聴取し、地域防災計画の見直しを進めてまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ多くの地域の皆さんの意見を聞いていただきたいと思えます。再質問になりますけれども、先ほどパブリックコメントを募集するということでしたけれども、このパブリックコメントのちょっとスケジュールなど、ちょっと詳しく教えていただければと思えます。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。パブリックコメントにつきましては計画素案ができたところで行うこととしておりますので、本年度の計画ですと3月までに計画を策定しますので、2月頃を今のところ予定しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、わかりました。ではですね（2）の質問に移ります。現在の地域防災計画を見ますと、長期避難所となるであろう公民館などで耐震がされてない場所が地区公民館として5件あります。これについて町の考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。避難所の開設については町の災害対策本部において、地震、風水害、土砂災害など、災害の種別により使用できるかを判断し、安全を確認した上で開設することとしております。

こうした中、地域防災計画では85ヶ所指定避難所として指定しておりますが、そのうち建築年度が古く耐震基準を満たしていないと想定される公民館や集会所は22ヶ所であります。町としては、こうした施設も風水害や土砂災害などでは使用できることから、避難所の指定をしております。なお耐震化されていない公民館や集会所につきましては、コミュニティ助成事業などを活用して、耐震化していただけるよう地区に促してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひちょっと地域の皆さんには、ご自身が住んでいるところの地域の公民館が耐震化されていないということは非常に大きいことだと思いますので、ぜひそのあたり進めていただきたいと思うんですけども、ただ予算の件もありますしコミュニティの助成などと言ってもなかなか進まないかもしれないということも、ぜひ町の方でちょっと考えていただければと思います。

では、ちょっと再質問になりますけれども、近くの避難所が危険と判断されて入れないという場合にそこに住んでいる住民の方たちはどなたの指示でどこに行けばよいか、そういったことってというのはどのように指示をされるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。避難所に入りきれない場合は、まず区長や担当職員から災害対策本部に状況を連絡いただき、他の避難所の状況を確認します。その上で近くで受け入れ可能な避難所に移っていただくよう災害対策本部より指示を出すこととなります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、わかりました。ではですねちょっとその避難所の件でですね、（3）の方に移らせて

いただきます。長期の避難の個人専有面積というのが最低1人2平方メートルです。スフィア基準ですと3.5平方メートルとか4平方メートルと言われております。これ単純にあの富士川町の人口で計算しますと、長期の避難所は足りないことになるんですけども、ただ自宅が無事である方も多数いらっしゃいますでしょうし、他の地域、親戚のうちとかに行かれるという方もいらっしゃいますので、そこは足りないというのは他の地域でもそういうものかと思えます。

今回ですね、ちょっとパネルを作りましたのでご覧ください。タブレットの方はめくっていただいて2枚目になります。ちょっと試しにですね三つの近隣の地区をモデル的に抽出させていただきました。青柳町地区、あと天神中條地区、最勝寺地区となっております。これはですね、鹿児島県のホームページを見ながら私が机上の計算で割り出したものになります。学校や公民館はですね、使用できない場所、例えば階段であったりとか入れない場所、職員室などがかなりあると考えられますので、これを実際に富士川町の小学校や中学校で実際に入れる教室などを正確に計算してもらえれば、かなり違う数字になるということをご承知おきいただければと思います。またこちら世帯数と人口数を書いたんですけども、1人世帯が多い地域ではパーテーションでの区切りが非常に多くなりまして、より面積も必要になるという、地域によって特性も変わってまいります。また感染症が流行っていたりですねそういった場合は、もっと間隔を空けなければいけないということで非常に流動的なのですが、ちょっと机上の作業で申し訳ないんですけども、ちょっと試しに作らせていただきました。あとですね、ペットですね。あと女性、要配慮者というものがどれぐらいいるかによっても変わってきます。このですね避難所についてなんですけれども、現在このような形で足りないというところがありますが、これについて町の考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。避難所の面積不足につきましては、限られた避難所を効率的に活用するため、真に避難が必要な方に避難所を利用していただくことが重要であると考えております。町では地域防災計画において災害時の指定避難所を定めており、災害の状況に応じて避難所を開設しております。また災害によっては避難所への避難のみならず安全な場所にいる場合の自宅待機を始め、親戚および知人宅や車中泊による避難も考えられます。

こうしたことから、町では多様な避難方法について、住民への周知を図るとともに町内の宿泊施設や県内外の市町村との広域避難協定による協力を得ながら、不足する避難所の面積に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

そうですね、私がちょっと言いたいのは、やっぱり現実がわからないとですねなかなか対策も立てづらいのかなと思っております。再質問になりますけれども、能登地震でもやっば耐震化されている住宅に住んでる方は家がそのまま残っていたという事実があります。なの

で、耐震がされている住宅に住んでいる方は住宅に住める可能性が高いと思いますけれども、やっぱりその割合がわからないとこの計画も立てにくいと思います。そういった調査はできないのか、お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。町内の一般住宅の耐震化につきましては、令和3年度に策定した富士川町耐震改修促進計画において調査しており、住宅総数6218戸のうち1502戸が耐震化されてない状況であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

今ちょっとお答えいただいたので、それに基づいてまた地域防災計画等に反映していただきたいと思います。もう一つ再質問になりますけれども、先ほどの答弁でもありましたが、避難所が不足しているということに住民にもご理解いただくことで各自で耐震補強をしたり、またあの車内泊等の準備も計画をしたりという対策がとれると思います。こういった情報公開は非常に大切だと思いますけれども、町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。町では一般住宅に対し、耐震診断や木造住宅耐震化の助成を行っております。広報に定期的にお知らせしている他、ホームページにおいても周知しているところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

こちらですね、そのような周知も私も見ております。ただ、この地域防災計画、非常に長い資料で町民の方には非常に見づらいところもあるかと思っておりますけれども、非常に正確な資料になっておりますので、ぜひこういったものも周知していただければと思います。

ではですね（4）番、ちょっと最後の質問に移らせていただきます。地域で防災訓練を現在行っております。災害の種類が現在ですね、多様化、多発化、激甚化していること、調査研究が進んで新たな避難の仕方が出ていること、あと地域の構成も昔と違って大幅に変わってきていることを考えますと、避難訓練の内容もブラッシュアップしていく必要があると考えます。これについて町の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。町では地域防災計画における防災組織の充実を図るため、

地域防災リーダー養成講座を実施し、これまで26名の修了者を輩出するなど自主防災組織の強化に取り組んでいるところであります。また地域防災計画に基づき、地区ごとに主体的に訓練内容を定め要支援者の方の避難訓練など新たな取り組みを行っております。町としてもこうした自助、近助、共助、公助への取り組みが各地区で盛んに行われるよう、情報提供や指導などを行ってまいります。こうした取り組みの他、近年頻発する豪雨災害やそれに伴う土砂災害など新たな災害に対応するよう、地域防災計画の見直しとともに内容を改善してまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

改善していただくという形でぜひお願いしたいと思います。

再質問になりますけれども、先ほど地域防災リーダーの話が出ました。こちらですね講座を受講した方何人かいらっしゃるかと思うんですけれども、その方たちがぜひ地域に帰って地域と一緒に協力をして訓練などですね、あと避難所の設置などを話し合うような取り組みができればと思いますけれども、地域とこの受講した方を繋げる取り組み、こういったものは町では個人情報などいろいろあるかと思っておりますけれども、こういった取り組みはできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。現在地域防災リーダーは26人おり、本年度においても養成講座を実施し増やしていくこととしております。今後地域防災リーダーが増えることを踏まえ、得た知識を地域の防災に役立てていただけるよう、活動の方策について検討してまいりますと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひお願いしたいと思いますし、またフォローアップ講座の方もぜひ検討していただければと思います。もう一つ再質問になりますけれども、避難所はですね町の職員さんが鍵を開けるということですが、避難者が運営は主体的に行うということになっています。町との協力関係が大切になっていきますけれども、あの町と一緒にですね、あのダンボールベッドを組み立てるなどそういったことを行うような避難訓練はできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。町と地域が協力して防災の活動に取り組むことは、非常に重要なことだと感じております。今後はそういった防災訓練ができるよう、町としても考

えていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひお願いしたいと思います。これで私の質問を終わりにするんですけども結びにですね、ぜひこれ予防で防げることは予防で防いでいただくと。住民の皆さんも健康で怪我もなくできますし、またあと町としてもですねやっぱ復興を考えたときにも財政的にも大幅に変わってくると思いますので、ぜひ予防に力を注いでいただければと思います。

あともう一点ですね、やっぱり町民の皆さまに、町民の皆さまが平等に得られるようにぜひあの情報公開、正確な情報公開をぜひお願いしたいと思います。これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告1番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時 8分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて通告2番 4番 深澤一幸君の一般質問を行います。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

本日は通告どおり、四つの質問を行います。いずれも富士川町に住み続けられるための要素を含んだ質問を私なりに考えております。

それでは質問事項の1、学校体育館にエアコンを早急に設置する考えは、について質問をいたします。日本気象協会の発表によりますと、今年の気温の傾向は9月、10月ともに全国的に高いと言われております。さて振り返りますと今年の7月、8月そして今日もそうですが、非常に暑い状況が続いております。気象庁のデータに7月の平均気温が高かった年の上位5位までが載っていました。1991年から2020年の30年間の平均よりどのくらい増減があるかのランキングでした。5位が2017年+1.42、4位が1978年+1.51、3位が2023年+1.81、2位が2024年+12.16、1位が2025年今年ですね2.88となっております。この3年間毎年上昇しています。また歴代の最高ランキングというのもあり酷暑日、いわゆる40度を超える日数が12日あります。1位の群馬県伊勢崎市の41.8、以下5位の兵庫県丹波市貝原の41.2までのベスト5が今年の7月、8月に記録されておりました。甲府においてはランキングには入ってはいませんが、とんでもないランキングということになるんですけども入ってはいませんが、7月の真夏日が8日、猛暑日が23日、8月も真夏日が8日、猛暑日が23日となっております。2ヶ月間とも毎日30度を超えておりました。もう暑すぎると、もう誰もが感じているでしょう。さてこのよ

うな尋常ではない暑さの中で、児童生徒の体育館での授業はどうなることでしょうか。夏場の授業は取りやめにするのか、またこの時期に災害に見舞われて避難所となる体育館に避難する人たちはどうでしょうか。想像してください。高温と湿気でサウナ状態になるのではないのでしょうか。こんな環境では熱中症などの二次被害に陥ることも考えられます。

それでは（１）の質問です。政府は、８月７日に熱中症対策推進会議を開き、石破首相が熱中症対策強化を関係省庁に指示したことを受けての町の考えを伺います。よろしくお願ひします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。近年の学校体育館の現場は、気候変動の影響に伴う夏の猛暑によって熱中症などの健康被害を引き起こす恐れはますます高まっております。このような状況の中、町では本年６月定例会において、富士川中学校体育館へのエアコン設置のための設計業務委託の議決を経て、明年度の設置に向けた事業を進めているところでございます。こうした中、国において熱中症対策推進会議により対策の強化の指示が出されました。また議員ご指摘のとおり児童生徒のですね学校の教育現場、使えない体育館ですね、というような形になってます。また避難をしたときにですね、災害時の全く機能しない避難所になってしまう恐れもあります。

町といたしましては小学校についても、早急な設置に向けて検討をしまっている次第でございます。よろしくお願ひします。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○４番議員（深澤一幸君）

非常にありがたい答弁、本当にありがたく思います。子どもさんを持つ親にとっても、避難所として利用される町民にとっても、非常にありがたく感じる事と思います。

文科省の資料によりますと、２０３５年には設置率１００％を目標にしているそうです。しかしながら２０２５年、ごめんなさい先ほど２０２５年と申しましたが２０３５年ですね、文科省の資料によりますと、２０３５年には設置率１００％を目標にしているそうです。しかしながら、２０２５年５月の時点で公立の小中学校におけるエアコンの設置率は全国平均で２２．２％となっておりますが、これから一気に加速していくのではないのでしょうか。町内の小学校にも早急な設置に向けての検討を重ねてお願ひいたします。

次の質問に移ります。現在三つの小学校、一つの中学校、一つの前中学校、計四つの体育館があります。国は子どもたちへの命を守るため、また避難所にもなる学校の体育館へのエアコン設置支援を令和６年度から令和１５年度まで、期限付きですが１体育館につき２分の１の補助率で上限７０００万円までを補助しています。上限額をはるかに下回った金額でも、２分の１は町の財源からの支出となります。

そこで２の質問に移ります。臨時特例交付金を活用すると補助率２分の１で整備できますが、さらに町の負担が軽減される策はあるのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。空調設備整備臨時特例交付金は避難所に指定されている公立小中学校等の体育館であり、かつ断熱性が確保されていることが補助要件となっております。また、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、補助率は2分の1で、補助上限額は1体育館につき7000万円となっております。

この交付金は他の交付金との併用ができないこととなっておりますので、残り2分の1の整備費については交付税措置のある学校教育施設等整備事業債を財源として活用してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

空調設備整備臨時特例交付金の補助要件の中に、断熱性が確保されているということが含まれているということですが、うちの町ですね学校体育館にはこの要件が満たされているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○4番議員（深澤一幸君）

はい、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。交付金の要件にあたる体育館の断熱性は現在、確保されていないという状況でありますので、空調設備とあわせて設計の工程で効率の良い断熱の方法を検討し、一緒に工事を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。残り2分の1の整備費については、交付税措置のある学校教育施設等整備事業債を活用したいとのことですが、交付税措置率は何%でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。起債の充当率が100%で、元利償還金への交付税措置率は50%でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

交付税措置率50%ということは、補助上限額の範囲内で総費用の50%は補助金、残りの元利償還金交付税措置率が50%あるので、町としての負担は全体の25%になるということと考えてよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。議員のおっしゃるとおり、補助上限額の範囲内で総費用の50%が補助金、元利償還金の50%が交付税措置があるということです。町の実質負担は全体の25%というような状況になります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

小学校への設置に向けての検討、有利な事業債の活用とともにわかりました。最後に、庁舎3階のエアコンが8月に故障しまして、屋内でも30℃を超える日がもう何日も続きました。体育館のように100人単位で受け入れる避難所であれば、命に関わる事案だったと考えられます。空調方式はガス式電気式のプラスですね、両方合わせた併用と3種類分類できます。それぞれに特徴があります。導入の際はコストの問題もありませんが、故障の確率の低さ、日頃のメンテナンスの精度、緊急時の対応等を十分検討してもらいたいと考えます。以上で質問事項1は終わります。

続いて、質問事項2について伺います。令和6年第1回定例会の一般質問で、防災時に備える対策の方法として生活水の確保をどのように考えているかという質問をしております。そのときの回答で、家庭の井戸を災害発生時に活用できるよう災害時生活水協力井戸として登録しての登録制度を実施していくという回答を受けて、早々にですね町の広報誌7月号に、災害時生活水協力井戸の募集記事が掲載されました。私も数軒のお宅を訪問しました。この制度の説明や趣旨を理解していただいた中で、協力井戸として登録していただいた家も数件ありました。また井戸が枯れたということで登録できなかった家、また興味を示していただけなかった家と様々でした。この登録には青柳議員、依田議員にも快く協力をしていただいております。今年の町の広報誌7月号にも再度募集の記事が載っていました。担当課に登録の状況を確認させていただいたところ、令和6年度が7件、7年度が現在1件ということでした。広報誌、町のLINEなどの媒体を使用してもなかなか増えていないのが現状です。

(1)の質問になります。募集して1年以上経過していますが、マップを作成するまでの件数にはいたっておりません。今後協力者を増やす考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。災害時生活用水協力井戸につきましては、大規模な地震等の災害が発生し水道の給水が停止した場合に、地域の方々への飲用水以外の生活用水を提供いただける井戸を登録する制度であります。

町では現在8件の協力井戸の登録があり、今年度におきましても、ホームページや広報誌を通じた周知活動を継続して実施しているところであります。こうした中、協力井戸の登録者数を増やすため登録者に対しましては、町が水質検査を実施するなどの支援策を講じることにより登録のメリットを明確にし、協力者の増加を図ってまいりたいと考えております。また、災害時における生活用水の確保体制をより充実させるため、引き続き積極的な周知活動を行い、協力井戸の登録者数を増やしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

回答に二つの方向性が伺えました。一つ目は私が訪問したときもこの制度を知らない人がほとんどでした。ホームページや広報誌への掲載を継続していくこと、周知させていくことも重要だと思います。今後も継続してください。二つ目は、協力井戸の登録者数を増やすための策、登録のメリットを明確にして登録者を増やすという考えですが、自治体によっては明確に打ち出しているところもあります。富士川町も登録者が増えますよう、検討をお願いいたします。

次に移ります。協力井戸として登録はしていなくても、災害時にはお互いに助け合い、水を提供してくれる家も間違いなくあると考えます。しかしながら協力井戸の登録が進まない状況であれば、公の水源確保が重要になってくるものと考えます。飲料水は比較的早く届けられると聞きます。しかし生活用水と言われるトイレ、洗濯、風呂の水が滞ると不衛生になり健康や命に関わることになりかねません。(2)の質問になります。町が避難所として指定しております、地区公民館に井戸を掘り生活用水を確保する考えがあるのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。地区公民館への井戸の設置につきましては、災害時の生活用水確保ができるメリットがある一方、地域により地下水脈の位置が深く、井戸の掘削および整備に相当な経費を要する点がデメリットであります。

こうしたことを踏まえ、井戸を掘る以外にも、地域ごとに生活用水をまんべんなく行き届くよう、調査研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

深井戸、浅井戸とあります。ご存知のとおり深井戸の場合は経費もかかりますが、飲用にも適していることがあります。当町では水脈が割と高い地域があると聞いています。生活用水としては浅井戸でも十分ではないでしょうか。再質問になります。調査研究をして可能性のあるところから掘るということは、現時点では考えられるでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。地域にまんべんなく生活用水を確保するための調査研究を行う上で、井戸の整備が有効な手段であるということであれば、整備について検討する必要があると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

ここでちょっとパネルを出しますので見てください。議場の皆さんには、先ほど宇田川議員と同じようにタブレットの中に入っております。このパネルの写真はですね、元鯉沢中学校の南の道路を挟んだ、元JAの建物と東側の道路の間に設置されている井戸ポンプです。この井戸ポンプの存在は皆さんご存知でしょうか。昨年9月2日に撮影しましたが、公園のようなので当然町が管理しているものと思っていました。実は今朝、私も実際に水が出るのかどうか確認しに行ったところですね、ポンプっていうか水が出るところにホースが繋がっておりまして、地区の方が花とか植木とかに水やり用に使っているっていう形跡が見られました。話の途中になってしまいましたが、今回の一般質問の関連で、飲用にも適しているかどうか確認したくて、まずは水道課で話を聞きました。そしたらですね、公園のようなので都市整備課ではないかと言われ、都市整備課で話を聞くと今度は、ポケットパークのようなので管財課なのではと言われました。結局管財課では、ポケットパークでなく単に町有地として認識していたという話です。一見、公に設置されたような井戸ポンプなのに管理者がわからない状況でした。最終的にはこの井戸を知っている職員にたどり着くことができました。この井戸は旧鯉沢町時代に道路を拡幅した際、取り壊された民家の井戸を使用できるように残しておいたということがわかりました。おそらく先ほどの水やりの話をしましたが、おそらく近所の方はわかっていたでしょう。ぜひとも水質検査をして、災害時生活用水協力井戸として登録と看板の設置をお願いします。最初の答弁で、井戸を掘る以外にも地域ごとに生活用水をまんべんなく行き届くよう、調査研究してまいりますと答えていただきましたが、このようにまだ知られてない井戸ポンプがあるのかもしれない。調査してみてください。また、町が管理している井戸ポンプであれば、町民の皆さんにもお知らせできる方法も検討してみてください。以上で質問事項の2は終わります。

次は質問事項3に移ります。持続可能な町を目指す施策についての質問に入ります。本年5月11日から5月24日まで、町民の意見提案などを広く聞く、町長が行く出張トークミーティングが町内7会場で行われました。町の現状から今後の施策について配布された資料の内容に沿って話をされていました。10ページの子育て支援NO. 1を目指しての項目の

中にこれから着手する事業の一つ、ママを応援、働く環境拡充という項目があります。子育てをしながら少しでも空いている時間を有効に使い、収入のお手伝いをするを目的とした事業なのか、あるいは現在働いているお母さん方にさらに働きやすくする制度をつくることなのか、あるいは別の事業なのか気になるころでした。ゆりかごから墓場までというイギリスの福祉国家体制を象徴する言葉があります。当町においての子育て支援は、オギャーと生まれる前から18歳までというふうなキャッチコピーになるのではないのでしょうか。他の自治体と比較しても遜色のない支援があります。さらに子育て支援を強化していこうという考えだと受け止めました。

そこで(1)の質問です。子育て支援NO.1を目指して、これから着手したい事業の一つ、ママを応援、働く環境拡充策についてとは何か伺います。

○議長(堀内春美さん)

町長 望月利樹君。

○町長(望月利樹君)

ただいまのご質問にお答えいたします。子育て支援策の一つに働く環境の拡充に向けた取り組みとして、子育て世帯を対象に短時間労働をあっせんする就労支援があります。子育て期間中でのスキマ時間を活用した短時間労働は、仕事と家庭の両立を可能にし、豊かで充実した暮らしの実現に向け非常に有効であると考えます。また、労働力不足にある企業の雇用改善や女性の社会参画の促進に繋がるなど、大きな効果も期待されるところでございます。

こうしたことから、短時間労働を希望する子育て世帯に対し、関係団体や民間企業と連携する中、効果的に求人情報を収集、提供しマッチングを行うなどの就労支援を早急に進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

○議長(堀内春美さん)

深澤一幸君。

○4番議員(深澤一幸君)

短時間労働を希望する子育て世帯に対して、関係団体や企業のマッチングを行う就労支援を進めていくという回答ですが、両者を結び付けるにはその窓口が必要になってくると思います。この窓口を含めた全体的な構想をもう少し詳しく説明してもらえませんか。

○議長(堀内春美さん)

再質問ですか。

○4番議員(深澤一幸君)

ごめんなさい、再質問です。

○議長(堀内春美さん)

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長(小林喜文君)

ただいまの質問にお答えします。企業側の求人情報と短時間での就労希望者の両者を結びつけるためには、議員ご指摘のとおり、これらの情報を一元管理するための窓口が必要となります。こうした情報を集約し就労に繋げられるよう、商工会やハローワーク等の関係団体からの協力はもとより、就労支援を専門とする民間企業と連携を図る中、身近で手軽に利用

できるアプリケーションツールなどの活用も取り入れる中、効果的な就労支援ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

働き方の選択肢が増え、働く環境が整備され多くの子育て世帯、未来の子育て世帯の人たちにとって、この支援策が富士川町に住み続けたいもう一つのツールとなれば良いのかなと思いつつ、持続可能な町を目指す施策についての質問は終わります。

次の質問事項4、買い物支援についてです。一般的に買い物支援とは、高齢者や交通弱者と呼ばれている買い物に困難を抱える人々を対象に移動手段の提供や宅配、移動販売など様々な形で商品購入をサポートする取り組みと言われています。以前買い物支援についての一般質問の回答では、買い物支援だけでなく様々な生活の支援が必要となり、町では社会福祉協議会と連携し生活支援体制整備事業として買い物代行や送迎、自宅周辺の草取りなど日常のちょっとした困りごとをお手伝いする有償ボランティアの育成に取り組み、生活支援サポーター、通称ちょこっとさんを展開しております。しかし多様化する支援に対応するためには、公的機関だけでなくNPO法人、民間企業、ボランティアおよび支援組織等の多様な生活支援サービス提供者主体の参加が必要と考えており、民主体による支え合いの輪を広げ、協働して地域の課題解決に取り組む場として協議体を創設すると考えているという答弁がありました。なかなか理解しにくい言葉がずっと続いておりましたが、社会福祉協議会が中心となって各協議体が地域の課題解決に取り組んでおります。その中に富士川町支え合いを考える会があります。私も都合がつく限り参加させていただいております。いろいろな問題解決にも取り組んでいる中で、買い物支援についての意見も出ました。先ほども出ました、ちょこっとさんを利用した買い物支援もままならず、買い物ツアーを計画したらどうかとか移動販売もお願いしたらどうだろうかとか、なかなかこれという決定打がない状況でした。

そんな折昨年、町に対して移動販売について民間業者から営業行為がありました。何の進展のないまま年度を終えました。パネルをまた出しますので見てください。先ほどの続きから参ります。しかし、今年4月8日に身延町で民間の移動スーパーがスタートしたというニュースを見たときにこれだと思いました。市川三郷町でも4月14日よりスタートしたと聞きましたので、両町のホームページから移動スーパーのコースを調べて見学に行き、お客さん、ドライバーさんからの話を伺いました。折、やはり思ったとおりの話が聞けました。そのパネルにあるのがその風景です。両町とも月曜日から金曜日までの5日間、各コースを巡回しています。このコースは地区の方々の要望でフレキシブルに変えられるそうです。事業者の話では、峡南地域全町に話をもちかけたが、反応があったのが身延町、市川三郷町だけでしたが、その後富士川町からも連絡がきたと聞いております。5月30日に福祉保健課、産業振興課、政策秘書課の三つの課が参加して、移動スーパー事業についての説明を受けております。私も同席させていただきました。説明会のその後が気になり、6月と7月の末に福祉保健課に進捗状況を聞きに行きましたが、2ヶ月経過した時点でもこの事業が遅々として進展してない感じがしました。

質問に入ります。移動スーパーという買い物支援をしてくれる会社が現れましたが、実施に向けた進捗について伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では地域の困りごとについて、買い物弱者対策も含めた住民同士の話し合いの場を出された課題を社会福祉協議会と連携して検討を行っております。

こうした中、民間事業者から移動スーパーに関する事業説明があり、現在、民生委員や買い物支援ボランティアから情報を得る中で、移動スーパー実施に向けた準備を進めています。移動販売は、町内10ヶ所での販売が要件となっておりますので、現在販売場所の確保を進めているところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

再質問になります。移動スーパー実施に向けて準備をしているということですが、町内10ヶ所での販売場所の確保ができれば、スタートできるということでしょうか。再質問です。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。10ヶ所の販売場所が決まりましたら、移動スーパーが稼働できると聞いております。以上になります。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

移動スーパーの件についての打ち合わせで気づいたのはですね、昨年度から町でも買い物弱者対策についての検討を始めていたこと、今回移動スーパーの提案があつてから進展がない感じがしたと述べましたが、町は買い物の利便性向上や商店街の活性化など、町全体のことを考えて検討していたので、進んでいないということがわかりました。また町は公平公正の立場から、特定の企業当社だけに寄り添うことはできないというスタンスも感じられたことなど、いくつもの要因で進んでいないことがわかりました。

業者さんは10ヶ所の販売場所が決まれば、移動スーパーが稼働できると聞いておりますという先ほどの答弁でしたが、業者さんは条件が揃えばいつでもOK、だけでも町はいくつもの課題をクリアしないと動けないということもわかりました。状況はわかりましたが、買い物支援の一つとして、移動スーパーが買物弱者と言われる方々のところに1日でも早く伺えるよう、町ができることを積極的にスピード感をもって推進してもらい、町民が豊かな生活を送られることを願ってこの質問は以上で終了といたします。

以上、四つの項目についての質問は終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告2番 4番 深澤一幸君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて 通告3番 5番 小林和良君の一般質問を行います。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは本日3番目の一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。今回の大項目は豪雨への防災減災対策について行います。

最近各地でですね、大雨による被害が相次いでおります。直近では台風15号の影響により、四国、近畿、東海、関東甲信、東北地方においても大きな被害が発生しました。今回、行政視察をですね予定している静岡県の牧之原市においても、大雨に加え突風竜巻ですね、被害が生じております。被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈りいたします。

さて本町においても、大雨に見舞われる可能性はゼロではなく、その備えは待ったなしの課題です。水はですね海から蒸発して雲を作り雨となって大地に降り注ぎ再び海へ戻ると、こういう水循環を繰り返しています。しかしこの循環は、人間の都合に合わせるで動くものではなくて災害をももたらします。水は私達の暮らしになくてはならないものである一方で、ときに大きな脅威ともなります。近年は気候変動の影響により、短時間でも強い雨が降るゲリラ豪雨や広範囲に及ぶ線状降水帯による水害が全国各地で頻発しています。そして過去に経験のない規模の大雨と形容される事例も少なくありません。今回の質問はこうした危機感を踏まえ、想定外の豪雨や水害にどう備え、町民の生命財産を守る防災減災対策について何うものです。なお、本町は中山間地域も含まれるために、土砂災害警戒区域図も重要な情報となりますが、今回は内容が広範囲に及ぶために、河川氾濫や排水不良による水害リスクに特化してこの質問を行います。

それでは最初の質問に入りますが、まずこのパネルをご覧ください。タブレットまたはお配りした資料をご覧ください。これはですね今からの質問を行う雨水排水路ですね、雨水排水路の写真です。皆さん見かけたことのあるものだと思います。これは道路や建物の屋根に降った雨、そして地表に流れた水を川や海などの水域へ安全に流すための水路となります。我々の住んでいる地域は、アスファルトなどで地表が覆われている部分が多く、雨水は地表に浸透しにくい状況にあります。そのため我が町においては、雨水を処理し町民の暮らしを守る大変重要な施設となっています。本町では降った雨水の多くをこの雨水排水路を通じて、大きな河川へ排水、そして河川は海に繋がって水循環を繰り返すということになります。3年前のですね、令和4年9月に町の雨水対策について、私一般質問をさせていただきました。このときのご回答ではですね、町では平成12年度に公共下水道事業計画の中で雨水対策を策定し、今後はこの計画に基づき、雨水排水路の整備を進めていきたいという回答をいただいております。また、計画が想定している計画降雨量は1時間当たり43ミリということでした。質問からですね3年が経過しましたので、改めて雨水を円滑に河川へと流し町民の暮

らしを守る重要な役割を担う雨水排水路の現状の整備状況について伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。公共下水道事業計画の中で、雨水対策を行う区域として410.7ヘクタールを全体計画としております。さらに、全体計画の中において小林地区、青柳町地区、大柵地区、長澤地区および天神中條地区の一部の99.7ヘクタールを事業計画区域として、これまで雨水排水路の事業を進めてまいりました。昨年度末までに事業計画事業区域内で整備が完了した面積は24.66ヘクタールであり、整備率は6.0%となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ちょっと再質問させてください。整備率の6%っていうのは、整備率としては少ない印象を受けますが、整備事業は策定計画どおり順調に推移していると、その判断でよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

道路の冠水や宅地への浸水があるところを事業計画区域として、これまで雨水排水路を整備してきておりますので、おおむね順調に進んでいると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。6%でも順調ということなので、それでは次の（2）に入ります。現状のですね、整備状況についてはご説明をいただきました。現在整備が進行中とのことですが、今後の雨水排水路の整備計画はどのように進めていかれるのかお聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。町では整備計画に基づき、道路の冠水や宅地への浸水が発生している区域を優先して整備を行っております。今後宅地化が進み、浸水被害が想定される区域については、事業計画区域に取り込み整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、今のご答弁ですすね、宅地化が進み、浸水被害が想定される地区なども今後、事業区域に取り組むというお話でした。そうするとすすね当初、雨水対策を策定したもののよりは、年々その範囲を増加するという傾向になると考えてよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。旧増穂地区の平地を雨水の全体計画と作成いたしまして、そのため、全体計画での面積は増えることは基本的にごさいます。今後、宅地化の進展により拡大する事業計画区域は全体計画の区域内となります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。それではすすねこれちょっとまた再質問ですけれども、事業を進める上で予算が必要になります。令和4年9月の一般質問では年間すすね、約1000万の事業費を見込んでこれを進めるということでしたが、これについては変更はごさいますか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。年間おおむね1000万円の範囲で進めてまいりたいと考えておりますが、事業は単年度ごとに国の補助金を受けて実施するため、年度によっては国の補助金も少ない場合もあり、その場合は限られた予算での執行となります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

もう一度再質問ですけれども、先ほどすすねご回答いただきました、年度末までに事業区域内で整備が完了した面積は24.66ヘクタール、整備率にして6%とのご答弁でした。この数字を拝見するとすすね、事業の進捗はかなり緩やかであると思うんですすすね。このままこのペースで完成までに非常に長い年月を要するのではないかと懸念しますが、今後すすね、整備を進める上でこのペースをもっと加速させるお考えはあるのかお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。雨水計画の実施箇所につきましては、既存の道路側溝等の水路断面では十分に排水できずに冠水などが発生している地区の幹線排水路を中心に整備してきました。全体計画における末端管渠等につきましては、雨水排水路が計画されている量が少ないため既存の道路側溝等で対応できる場所もありますので、当面は道路の冠水や宅地の浸水、宅地の浸水箇所の整備をする計画してまいりたいと考えております。以上です

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

今、今のご回答で、今よりは加速すると受け取ってよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質問にお答えします。現在、町内において浸水箇所が必要な箇所は3ヶ所となっておりますので、加速するというよりから、今までどおり予算の範囲の中で浸水箇所についての整備を進めてまいりたいと考えています。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。それでは（3）の質問に入ります。気象庁ではですね、2022年6月1日から線状降水帯による大雨の発生可能性が比較的高いと予測された場合に、半日程度前から顕著な大雨に関する気象情報として呼びかけを行っております。この情報が発表された際、町としてはどのように受けとめ、どのように住民への周知、防災対応に活用していくのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。線状降水帯の半日前予測につきましては、気象庁が令和4年6月から運用を開始した新たな防災情報であり、従来の数時間前の予測から大幅に予測時間が延長され、線状降水帯による大雨の可能性を約半日前から予測し発表するものであります。

こうした中、町では気象庁の各種気象情報をもとに、災害警戒本部の設置や住民への避難情報の発信を行っているところであります。また線状降水帯の半日前予測が発表された場合には、まず職員の配備体制の確認と災害対策本部の設置準備を行い、続いて排水機場の操作準備、避難所の開設準備を実施いたします。さらにこれらと並行して、区長や消防団など関係機関への連絡を行い、町民への注意喚起を防災行政無線等などにより実施することで、

早期の防災体制を構築できるものと考えております。今後も気象庁の体制変更には柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、今までにですね、本町にこの線状降水帯の半日前予測が発表されて対応を行った例はございますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。気象庁による半日前予測につきましては、制度開始より山梨県において4回発令されております。このときの町の対応としては、一般災害職員配備実施要領に基づき職員の配備体制をとるとともに、ホームページを活用して災害情報を発信し町の皆さまに情報を提供しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。それでは次の（4）の質問に入ります。

○議長（堀内春美さん）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時12分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは、（4）の質問に入ります。気象庁ですね、または県等から発表される緊急情報を町が入手した際の町民への伝達手段について、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。町民への緊急情報の伝達につきましては、全国の自治体において防災行政無線やSNS、エリアメールなど地域の実情に合わせ情報発信体制を構築しているところであります。本町においても災害時や緊急時に町民への情報伝達手段として、防災行政無線、防災ラジオ、公式LINE、CATVデータ放送、町ホームページ、携帯電話へのエリアメールなどを活用し、迅速かつ確実な情報提供に努めております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ただいまのご回答にちょっと再質問ですけれども、現在の伝達手段については複数の方法を組み合わせているということでしたが、実際にそれらが町民1人1人に確実に届いているかどうかは検証してみないとわからない部分があると思います。特に高齢者ですね、情報にアクセスしにくい方々にどの程度伝わっているのか調査検証が必要と考えますが、この点についてお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。防災情報の情報伝達手段につきましては、現在利用できるツールにおいてできる限り町の方では活用し、広く皆さまに周知することとしております。ただ、現在住民の皆さまに情報が全て伝わっているかどうかについては、調査しなければわからないことから、今後調査できるようなことを考えていきたいとともに、新しい伝達ツールがよりいいものが出たところですね、取り入れてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい。わかりました。やっぱり一方通行になると思いますね、情報はね。それが本当に届いているかどうか、これはまた重要な情報、逆に情報になりますので、改善点を見つけるためにもよろしくお願いします。

それでは（5）の質問に入ります。町民のですね、安全を確保する上で極めて重要な避難所ですね、先ほども一般質問で出ましたけども避難所の開設について、実際に開設に至るまでの手順について具体的に伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。避難所の開設手順につきましては、町の災害対策本部が開設の可否を判断し必要となった場合、避難所開設運営マニュアルに基づき施設管理者の協力を得て開設することとしております。こうしたことから、避難所開設運営マニュアルに基づき、適切に避難所を開設することで町民が安全安心に避難できるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、これまでに実際に何回か避難所を開設しておりますけども、その際に運営上の課題や改善点が浮かび上がったと思います。どのような課題がありましたでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。避難所を開設した際に出た課題につきましては、避難所によってコンセントを使用したいが不足している、テレビなどがなく情報を得る手段がない、和式トイレのみで高齢者や子どもが大変、ペットを連れてきた人の対応やペットスペースの確保などが課題として挙がっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

今のご回答はちょっと再質問ですけども、課題や改善点があったと。これはこれで良いと思うんですけども、それはですね、今後の避難所の開設とか運営マニュアルに反映されているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。避難所における運営上の課題につきましては、避難所開設運営マニュアルに反映しておりますが、施設の備品に関わるものについては、必要に応じて災害備品などを避難所に設置し対応することとしております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

実際に運用するといろいろ課題が増えてくると思いますが、これに加えですね、既に運用実績のある他の自治体の情報も非常に重要と考えますのであわせて活用をお願いいたします。

それでは（6）の質問に入ります。国ですね、水防法改正により雨水排水施設を有する市町村は、想定最大規模降雨量に基づき内水浸水想定区域を指定、公表することが義務づけられていると承知しております。ちなみに、浸水想定区域等が大雨のときに河川や下水道の排水能力を超えて水が処理できなくなり、市街地や低地に雨水がたまって浸水する範囲を想定した区域のことです。この想定区域を指定公表することは、住民の防災意識向上と行政の対策検討に役立つ重要なものです。今回の質問は、この規定に基づく策定計画について伺うものです。本町の策定計画についてお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。浸水想定区域については、内水浸水想定区域図により浸水区域を定めるものです。この区域図は、大雨や河川の水位上昇により内水が排除されず、浸水が予想される地域と水深を示す地図であり、水防法改正により下水道による浸水対策を実施する地方公共団体に作成と公表が義務化されたところであります。

こうしたことから、雨水対策を実施している本町でも今年度から、内水浸水想定区域図の作成に着手する予定であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

いよいよ策定に着手するということがわかりました。再質問ですけども、今年度からいよいよ策定に着手する予定とのことですけども、この区域図はですね具体的にどのような手法

や調査、解析に基づいて作成する予定なのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。区域図は、国土交通省の作成マニュアルに基づき想定最大規模降雨を条件として作成するものであります。作成にあたっては地形データや土地利用状況を基礎とし、町内の排水路やポンプ場の整備状況や能力を踏まえ、シミュレーションにより降雨地の浸水範囲と水深を解析し区域図を作成する予定でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、これには前提となるですね、想定最大規模の降雨量これを設定する必要がありますね。一体何ミリのときのことを想定して浸水するのかという、この前提がないとできない。なので、これはどれくらいにしようとしているのか教えてください。もし決まっていなかったら何を基準にこれを決めるのか。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。想定最大規模降雨量は、国の基準で各地域において観測された最大雨量を基本として気象庁の長期データや過去の豪雨事例を参照し、統計的手法で算定することとしております。

これについては、今後委託する業務の中において近年の気象変動の影響も踏まえて、適切に決定してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

まだ決まってないということで。ちなみにですね、調べたところ甲府市は1時間の最大雨量を147ミリ設定、24時間総量は160.5ミリに設定と。そしてさいたま市はですね、1時間最大雨量は153、24時間総量は249、調布市は1時間最大雨量153、24時間総量は何と690という。いろいろ地区によって違うようすけれども、相当な雨が降ったときのことを想定してるということだと思いますので、やっぱり早めに設定しないといけないと思いますのでよろしくお願いします。

それとですね、これは再質問ですけれども、内水浸水想定区域図作成にはですね、費用もこれもかかると思うんですね。この費用検討についてですね、作成に要する予算はどのように見込まれているのか、また国や県の補助金等の活用も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。こちらの区域図の作成にあたっては国の補助事業を活用して作成いたしますので、国から2分の1の補助金を受けることとなっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

2分の1は補助金と、2分の1は町からということでわかりました。

あとですね、これも再質問ですけども、この内水浸水想定区域図の完成時期ですね、これも決めないといけないと思うんですね。どの時点を目標としているのか伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。今年度、区域図の作成に必要な財源として国の補助金を予定しておりましたが、補助金が予定より少ないため今年度と来年度での作成を目標として考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。今年度と来年度で完成を目指すということで理解いたしました。

それでは、(7)の質問に入ります。これからですね質問で用いる内水氾濫とかですね、外水氾濫という用語が出てきますので、整理のために違いをパネルで一旦示してから行いたいと思います。

まずパネルまたはデータをご覧ください。これ外水氾濫と内水氾濫を示したわかりやすく出したイラストになります。まず上の方ですね、外水氾濫はどういうことかということですね。ここにありますが、河川の水が堤防を越えたり堤防が決壊するときに水が溢れてくると。わが町で言えば、富士川とかですね釜無川の堤防が決壊したり、川の水が堤防を乗り越えたときにこれにあたる。これは非常に大きな河川からの水が一気に流れてくるので大きな被害を被ることになります。もう防ぐことは相当大変だと。富士川とか釜無川の水は上流から来ますのでうちだけでは制御できないという。これを外水氾濫と言いますね。今度は下の方ですけども、これを今度内水氾濫、この内水氾濫とはですね雨水排水路とか排水施設の能力を超えた面が降ったときにですね、雨水の排出が排出先の河川の水位が高くなったときにですね、もう排水できないので今度は浸水すると。要は雨水排水路から吹き出したりですねすることを内水氾濫と言います。よく、大雨で水がついたとかってというのはこれですね。一気に雨が降ると飲み込む能力を超えるので、行き場を失って道路が水浸しまたは場合によっては家屋までも浸水をする、これが内水氾濫ということのイメージです。

それとですね、今度ハザードマップ、このハザードマップについてですけども、このハザードマップはですね向かって左側、これがわが町の洪水のハザードマップなんですね。これは見かけたことがあると思うんですけども、これは主に外水氾濫、先ほど説明した富士川と

か釜無川の堤防が決壊、または水が乗り越えたと堤防を越えたというときにどのような浸水があるのかを示したのが、これがここには洪水ハザードマップとですけども、実際にはこれは外水のハザードマップです。これ非常に被害が大きくなります。起きたら大変だということですね。今度は向かって右側ですけども、これは内水ハザードマップです。本町にはその内水ハザードマップはまだ作られていないので、これは調布市のものを参考にしています。これは黄色とか色で示してるんですが、この辺がここで言う水はつきやすいということですね。飲み込めない、おそらく低い、またはその排水路が狭くなっている、またはカーブがあるとかいうところで、ここに水がつきやすいです、ということを示しているものなんですね。これも当然、最大雨量を想定してこれを出しているということになります。これが雨水外水氾濫と内水氾濫の言葉をの説明になります。

これを見ながらですね、次の質問に入りますけども、現在町のハザードマップは外水氾濫を想定したものが中心となっております。しかし、近年は線状降水帯やゲリラ豪雨による内水氾濫が各地で発生しています。これを踏まえて、内水ハザードマップ策定する自治体も増えています。その必要性について町としてどのようなお考えをお持ちなのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。内水ハザードマップにつきましては、浸水想定区域や避難場所などを示すものであります。こうした中、河川の水位上昇により雨水の排水が困難となることで発生する内水浸水被害は、住民の安全確保において重要な課題であり住民が日頃から水害リスクを把握し、適切な避難行動をとることが必要であります。また近年の気候変動により局地的な豪雨が頻発しており、浸水リスクが高まっている状況であります。こうしたことから、内水ハザードマップは住民の防災意識の向上と安全確保を図るために有効であると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。それでは（8）の質問に移ります。先ほどのご回答でですね、内水ハザードマップは住民の防災意識の向上と安全確保を図るために有効な手段であると考えているというご回答でした。浸水想定区域の策定とあわせて、防災意識の向上と安全確保を図るために有効な手段である内水ハザードマップの今度は策定計画について伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。内水ハザードマップの作成については、本年度から作成予定の内水浸水想定区域図を活用することで内水ハザードマップの作成が可能となります。

こうしたことから、内水浸水想定区域図の作成状況を踏まえ、内水ハザードマップの作成について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、この内水ハザードマップ作成する際にですね、内水浸水想定区域図、ここは土木整備課さんが今からやられる図とともにですね、過去の浸水実績や住民からの聞き取りデータを合わせて盛り込んでいただきたいのですけれども、その点はいかがお考えでしょうか

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。内水ハザードマップの作成は基本的に内水浸水想定区域図を基に作成いたしますが、内水浸水想定区域図で網羅できないその他の浸水情報については、現在の排水路の整備状況を踏まえ掲載が必要か検討することとなります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい、わかりました。ぜひともこれは実際のデータになるので、できるだけ加えるようにお願いいたします。再質問ですけれども、内水ハザードマップ作成した際にはですね、住民への周知が重要と考えます。具体的にはどのような方法で住民に周知し活用を促していくのか、この点について伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。内水ハザードマップを作成する場合は、現在のハザードマップと同様、紙ベースで各戸に配布し周知することが望ましいと考えております。

なお、現在のハザードマップと合わせるか別とするかについては、完成した内水浸水想定区域図により変わるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

現在ではまだ決定されていないということをですね、ちなみに私が現在も作られてるところ調査したら、やっぱり分けてるところが多いですね。合体ではなくて、内水と外水で場合によっては土砂災害もあるということなんで、そこは他のものを参考にしながら作っていただければと思います。

それでは最後の（9）の質問に入ります。内水氾濫が発生した場合またはその恐れがある場合において、町が保有する既存の排水設備等を活用して被害を少しでも軽減するためにはどのような対応を行っているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。内水氾濫対策として、町が保有する施設は青柳排水機場と長沢排水機場の二つがあります。両排水機場とも富士川の水位上昇により、自然流下による雨水排除が行うことができない場合は、これまでどおり排水ポンプを運転し内水排除を行います。また、戸川、利根川には取水のための農業用ゲートが設置されておりますので、大雨の際は大量の水が流入しないようこれまでどおり事前にゲートを閉鎖するなどの対応を行うこととしております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

排水機場の排水ポンプが重要な役目をしているということはわかりました。ところで農業用のゲートですけれども、このゲートの閉鎖ですね、大雨の際に内水氾濫の防止に効果的と考えますが、閉鎖のタイミングや判断基準はどのように定められているのか。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○5番議員（小林和良君）

はい、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまのご質問にお答えします。農業用ゲートは最勝寺区、天神中條区、大久保区で構成する大口水利委員会に管理をお願いしております。台風等による大雨警報等の発令が予想される場合には、水利委員会においてゲートを閉鎖していただいております。また、豪雨などの突発的な大雨の場合は、水利委員会では間に合わないため職員が閉鎖作業を行っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

これは質問ではないですけれども、内水氾濫を防止する上で欠かせない、排水機場の更新ですね。これについては、現在多方面から取り組んでいただいていると承知しております。どうか引き続き推進していただきますよう、よろしく申し上げます。

最後にですね、防災減災について多方面からお聞きしてきました。豪雨災害から町民の命と暮らしを守るためには、排水施設の整備や気象情報の活用、避難体制、情報伝達、そしてハザードマップの周知まで総合的な取り組みが不可欠です。併せて、町民1人1人も自ら避難行動を意識し、備えを進めることが大切です。ハザードマップを含む情報を活用しなければ意味がありません。行政と町民が一体となりともに防災減災対策を進めていくべきと考えます。引き続き、防災減災対策をよろしく願います。

以上で私の質問を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告3番 5番 小林和良君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて 通告4番 9番 齊藤欽也君の一般質問を行います。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは通告に従って質問させていただきたいと思えます。

まず一つ目、学校教育ということについてですけれども、その（1）で小中学校の一貫教育の実施について、その是非を含めた考え方を伺いたいという質問をしております。これについて実はですね、私議員になった当初から小中一貫教育というのを一つの私の教育政策って言うかな、そのものとして唱えておりました。実際にはもう教育長も何人も変わっておりますけれども、十数年以前、堀口教育長の時代から町長とも個別にこの点について議論してきました。その大きな理由って何かっていうと、鯉沢小学校、中学校が非常に少数化されたこと。二つの校舎が一つのグラウンドを挟んであると、そうであるならば特別の教育をやったらどうだろうと。それがまた、町の活性化にも繋がるんじゃないかということで提案してきました。一般質問もしております。そのときの回答っていうのは検討していきたいということでした。ただ、そこには条件がありました。カリキュラムを編成するには、改めてそれを全て検討するには非常に人材も必要だし、大変だというお話がありましたので、そうだろうなと思っております。

ただここにきてですね、やはり中学校も統合していく、中で新たな教育環境を整えるということは必要ではないかと。全国的にもあるいは県内でもそうですけれども、義務教育学校というものを実際に進めていくと。これの利点ってのはもうご承知だと思います。6、3制の9年間の義務教育課程をですね一貫にすることによって、もっと新たな教育カリキュラム編成も自由になるだろうし、中1ギャップって言われるようなものの解消にも繋がるということでぜひ進めていきたいというふうに私は今でも思っております。ということで改めて、この小中一貫教育あるいは義務教育学校ということにもなるかと思いますが、それについての教育委員会の是非、判断の是非等も含めて、お考えを伺いたいと思えます。

○議長（堀内春美さん）

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。不登校やいじめなどが増加する、今議員ご指摘のとおり、中1ギャップが改善し児童生徒の学びの連続性が保持されるなど、多くの効果的な成果が報告をされております。しかしながら、小中一貫教育につきましては、9年間にわたる教育課程、教育目標の作成や教員人事の複雑化等の課題があります。

こうしたことから、小中一貫校の設置は考えておりません。しかし、小学校から中学校への接続を円滑に行うためには、小中学校間の連携が非常に重要であると考えております。現

状といたしましては、英語教育やICT教育については小中学校を一貫して取り組むよう取り組んでおり、生徒指導会議は小中学校および教育委員会も含めて合同で実施している状況であります。町といたしましては、富士川町中学校のスタートを機に改めて小中学校の連携および交流を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

お答えありがとうございます。そこでやはりネックになっている、いわゆるなんですか教育課程の作成の準備ということと、やっぱり担い手の話がやはり大きなネックなんだろうと。これは多分どこでもそうだと思うんですね、最初やるにあたっては。ただメリットがあると。現状としては大変なんで、今後はさらに小中の連携を深めながら、スムーズに移行ができるような本町としてやっていきたいという答弁でありますけれども、やはり新しいことをやるってことはそういう大変な面がたくさん出る。その計画を作るにしても人員配置にしても議論していく過程も含めて非常に大変な時間と能力、何て言うかな、力を注いでいかなくちゃいけないというのは事実だろうと思うんです。私はそういったことも含めて検討して欲しいと。ただ、だいぶ前に質問したときにもやはり同じような内容と多少違いますよ、基本的には同じような答弁でしたんで、非常にその後検討するというのは検討されていないという実態もあるんで、非常に残念だというふうの、ここですな大変だから、当面はという話は理解しました。当面の、当面なのかずっとなのかかわかんないですけども、その小中の連携を強化するというのはずっとなのか当面なのか、あるいはそれをしながらそうは言っても、もうちょっと前向きに考えようというのか、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

ただいまのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、やはり小中一貫校については必要性を十分感じておりますが、制度的な枠組みにとらわれず、何よりも教育委員会として子どもたちの9年間の学びの連続性として捉えることが肝要であるというふうに捉えております。具体的に申し上げますと、三つの柱といたしまして教育課程、それから生徒指導、教職員の連携、これを柱に今後とも小中の連携については積極的に捉え、富士川中学校学区の小学校中学校の一貫について積極的に対応してまいりたいと考えております。以上でございます

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。できるならばですね、やっぱり今の体制でいくのはそれはそれでやむを得ない部分があるということは十分理解しておりますけれども、例えば英語や文化芸術、スポーツに関わるようなそういうものについては、もうちょっと他の考え方もできるかなと思いますので、できるだけ良い指導を、そして生徒指導も含めた連携のとれた体制を、そういう中でもしっかり作っていただきたいということだけ希望しておきたいと思います。ならば義務教育ということを最後に一言。

それで次の二つ目の質問に入りたいと思います。水泳授業あるいは水泳教室のあり方についてと伺うということなんです。実はこれは一番私にとって問題意識が出たのは、中学校校舎に伴って中学校プールなくなってしまうと。現実的には利根川公園プールを使うということで、ちょっとそこはちょっとそれが一つのきっかけとして、その後テレビの報道で水難事故が多い中で水泳のあり方、水泳授業のあり方が全体としてはなんていうか特に都会はそうなんだろう、プールもないところが多いんで、全体としては身を守るための水泳授業ということが非常に多くなっているように私は感じてます。で一方で水泳授業というのは単に身を守るんじゃなくて、これまでやってきたのはおそらく水泳技術の向上ということなんかが、当町の場合には特に水泳の盛んな町でしたから、町の場合にはそういうことが大きかったんでしょうけども、今後ですね経済、財政状況が厳しい中で、プールの維持管理も非常に大変になっていくということも踏まえたときに、このままの水泳授業あるいは授業に対する考え方ってというのがいいのかどうかっていう疑問があります。そこで、いわゆる水泳授業あるいは水泳教育のあり方ということについて、教育委員会としてどのようにお考えなのか現時点での考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校における水泳授業は、学習指導要領に基づいた必須領域であります。現状、小学校においては学校プールを活用し、中学校においては利根川プールにおいて授業を実施しておりますが、熱中症警戒アラートにより水泳授業の実施が困難であるケースが多く生じております。こうした場合においても国の方針を受け、保健分野の応急手当と関連付けながら水の事故防止に関する知識と技能の習得に向け、水泳教育を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問で申し訳ありません。保健事業ということでお話があったわけですがけれども、水泳授業というのは体育授業とか体育教育っていうのかな、その一環、保健体育ということですね。一環の中でそれぞれの学校によって、あるいは町によるこの時間割なんかもその目標に沿って多分割り当ててるんだろうと思います。今の今年のこういう異常気象の中では、水泳事業自体が取りやめになるということ多々あったんだろうと思いますね。とはいえ今の私の問題意識っていうのは、町のプール、町が学校プールを管理してるわけですがけれども、非常に大

変な中で実際、水泳の専門家も実際にはない。体育教師の先生方がやってらっしゃるという現状であるだろうと思いますので、その辺をやはり見直して改善していくということは、もう今後間近な課題として考える必要があると思うんですけども、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。再質問です。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。学習指導要領に基づいて水泳は必須領域というふうなお答えを先ほどさせていただきました。しかしながら、プール施設的环境、安全対策、地域の実情によりましては、水に入る水泳のいわゆる授業だけではなくて他の運動で代替が可能ということも学習指導要領の中にあります。

こうしたことから、現在においてはプールに入っている教育を推進してまいりますが、今後水泳の実施が困難になった場合でも、保健分野の応急手当と関連付けながら、水の事故防止に関する知識と命を守る教育は習得する教育は実施してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。今ではですね、この辺、近辺ではブルーアースみたいな民間のところもあります。そういったところを活用するというのも一つの方法だろうと思います。水泳ということだけでお伺いしましたけども、いろんな保健体育事業があると思いますので、総合的に考えながらよりよい授業ができるように考えていただければとお伺いしたいと思います。

以上をもって、大きな一番は終了したいと思います。

○議長（堀内春美さん）

それでは質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時です。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは二つ目の質問に移りたいと思います。二つ目は町民体育館の建設についてということで、検討委員会での議論および進捗状況ということについて伺いたいと思います。町民体育館については、これまでも何人かの議員さんも質問していらっしゃいますが、今年の9月議会ですね。58万円ばかりの建設予定地選定業務というのを決定し、その後選定業務を

行っているという話も伺っていますので、最近のですね検討委員会での議論の進捗状況等についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えいたします。町民体育館の建設につきましては、町の財政状況と入念にすり合わせながら建設に向けて慎重に検討を進めております。こうした中、昨年度開催いたしました富士川町民体育館建設基本計画検討委員会では、引き続き建設に向けた議論を行ってまいりました。

こうしたことから、町の財政状況を考慮しつつ規模や建設地について検討委員会で引き続き議論を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問ですけれども、慎重に財政状況見ながらということは理解してはいますが、予定地選定業務ということを行ったと伺っています。具体的な場所はですね、言えるところがあれば言っていたとしても結構なんですけれどもその状況はどうか、例えば何ヶ所ぐらい選定で決めたのかも含めてお願いできればと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えいたします。昨年度、町民体育館の建設候補地の業務委託を発注いたしまして結果が出たところでございます。そちらにつきましては候補地としては3ヶ所出ておりますけれども、そちらにつきまして検討委員会に報告をさせていただきました。

今後まずは検討委員会で選定内容を精査、議論してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問になりますけれども、検討委員会で報告されているということのようなんですけれども、議論、今後選定するにあたってですね選定条件的なものっていうのは何か決まっているのかどうか、決まっていればお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えいたします。選定にあたりまして今後選定をしていくにあたりまして、建設規模等関係してくるわけですけれども、先ほど答弁させていただいたとおり、町の財政状況を考慮しつつ、財政等と入念にすり合わせを行いながら決定してまいりたいと考え

ております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

これも再質問ですけども、建設はもう決定事項というふうに理解してよろしいかどうか、そこだけお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質問にお答えをいたします。現在先ほど回答させていただいたとおり、建設に向けて進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。建設を進めるということで理解いたします。

それでは大きな三つ目の質問に移りたいと思います。7月いつでしたかな、すいません。今年の7月5日にアニメクラシックス、アニソン花火というのが実施されたわけですけれども、その件について質問していきたいというふうに思ってます。

その前にですね花火については、町民からもいろんな評価いただいていますんで、一応少し私なりの評価、評価とかいただいた意見だけちょっとお知らせしたいと思います。概ね、町長も所信表明で言ってるように好評だったということはこれは事実であると思います。ただ、皆さんが残念がったのは、あんなに高く花火がどんどん上がるのであればもっと事前に言ってくればよかったなど。いうのは町民の中には有料だということで当初花火が上がっても見えないんじゃないか、というような気持ちがあったようで、実際にあんだけ高く上がったんで立派な花火でもったいないということで、もし来年やるのであれば市川の花火を見るような感じで見たいなという話がありました。会場に行った方たちも非常に素晴らしくてよかったと、いい体験ができたというお話のようです。ただ一方で会場の音がですね、あの音っていうのかな、スピーカーかな、あの歌なんか非常に大きすぎて、ちょっとあれがうるさいよなという話も伺っております。ただ、概ね評価としては良かったらうと思っております。ただ私の感覚としてですね、運営にあたったイベント企画会社なんかにとってはですね、思ったほど集客がなかったということでちょっと残念な部分があるのかなというふうに感じております。こういったイベントってのは国内でもいろいろありますし、世界でもいろいろある。花火あるいは光、音楽たくさん行われていますんで、もし来年本町で行われるのであればですね、この間町長もおっしゃってましたけど、ドローンを使ったものも一つ加えてやるともっと華やかなものができるのかなという、と感じております。

さてそれでは、実際の質問に移っていききたいと思います。1つ目、町と大会実行委員会の関係についてということですけども、実は当初、私は町の説明でも町のお金一切使わないよと、で行われるイベントだよという話だったんで、そうなんだろう、そうか、という程度

にしか思ってませんでしたけども、時間が経つにつれてですね町長が実行委員長を務めているとか、あるいは駐車場を有料で貸し出すというような話を伺ってきている。これちょっと、これは勝手に私が思い込んでたんだろと思うんですけども、ちょっと最初受け止めてた感覚違うんで改めてですね、この町と大会実行委員会というものの関係についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。アニメクラシックスアニソン花火富士川町公演にあたっては、関係機関との円滑な調整や確実かつ安全にイベントを実施するために、それぞれの専門性を生かす協力体制を整え、12名の関係者による実行委員会を組織して実施運営を行いました。これに対して町は、会場調整や安全対策への助言、広報支援などを通じて円滑な運営への支援を行いました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

一点だけ再質問でちょっとお伺いしたい。広報支援というようなことをおっしゃった、広報支援というのは具体的にどんなことを指すのか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町としましては、関係機関や団体との調整を円滑にするような形で広報支援の方を行いました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。それでは二つ目の、ここが一番私にとっては気になったところなんですけども、町民会館の駐車場などを有料駐車場として利用する許可を出したんだろと思っておりますけれども、その収益はどのように収益処理されたのかということについてお伺いしたいと思います。一般的にですね、町の施設っていうのは貸し出す場合、特に商業目的あるいは収益を目的としたような事柄について貸し出す場合には、一般への貸し出しよりも割高な使用料設定、例えば町民会館や文化ホールということになっています。ただいずれの場合でもですね、ただ1項ついてます。それは何かっていうと、町長が場合によってはその設定について料金等については判断することができると、無料にするのかどうかも含めてですけども、いう項目がかな必ずいろんなところに入ってるわけですけども、聞くっていうか実際にはこの町民会館を例えば例にとれば、他のところもそうですけども有料駐車場といえは1台2000円を取ったと。無料チケットもらった父兄なんかは無料だったけど駐車料3000円取られたよという話があって、3000円おかしいなと思って調べたら、要はコ

コンビニエンス大手コンビニのサイトを使ってやったから、手数料等々がかかったんで、3000円弱かかったということのようです。それはそれとしてですね、ただ町の施設を仮にも駐車場ですね2000円という設定で行ったということについて、この場合その処理というのはどうされたのか、あるいはどのように書き出したのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。本公演では、多数の来場者が見込まれることから、町民会館駐車場などを有料駐車場としましたが、この収益は駐車場および周辺の安全対策費、施設整備費等に充てることとしており、営利目的ではなく公益性のある運営と判断し利用を許可いたしました。有料駐車券といたしましたが、購入者をはじめ全ての方々に目的を明確にお伝えするため、その旨を本公演専用ホームページにおいて周知しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ホームページで載せているという話のようです。おそらく協力金みたいな形なんだろうと。運営協力金かな、という形をとったのかもしれないんですけど。ただ仮にもですね、今回の花火大会っていうのは業者主導だろうと思うんですけども、1万席とかあるいは8000席といったような有料席があって、仮にですね5000席ということになれば、一席1万円ですと5000万円からの収入になるわけですけども、そういったことについて町の施設を駐車場貸し出した、それは周辺整備と駐車場の警備だと言うけども、例えば町民会館200台とすれば20万円の収益があるわけですね。駐車料だけで。仮に4人の警備員を配置したと、あるいは交差点あたり人数に配置したとしてもですね、かなり収益として上がるというふうに思いますけども、そうすると、その何て言うかな貸し出すにしても他の貸し出し方があったんじゃないかというふうに私は思っておりますけども、その点についてお伺い、再質問としてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。駐車場の収益は駐車場から会場までの動線を含め、利用者が安全に鑑賞できるようにするための費用に充てております。駐車場と会場内の安全は一体のものと考えており、その活用は適切であると判断しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。ちなみにこの有料駐車場の利用台数は何台でしたか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。駐車場の販売数につきましては300台強でありましたが、決算がまだ確定しておらず、最終的な正確な数字はまだ確定しておりません。

今後確定した時点で実行委員会を開催し、事業報告や決算報告などを行う予定でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

このね有料駐車場として貸し出す、あるいは町としてこのイベントを広報支援するという意味でね、やったっていうのは非常に理解してます。ただ、有料で貸し出すということになれば私のようにやはり疑問を持つ人はいっぱい出るんだろうと思いますよね。有料で貸し出す、無償貸与したということになるわけです、委員会に対して無償貸与したと。それを実行委員会では有料化して、平たく言うと収益を上げた。全体の収益としては実際には相当私は業者、関わった人たちは自腹を切るような話になったんだろうと思います、現実的には。けれども、そうは言ってもですね、例えばこういった場合に貸し出す場合には、やはり賃貸契約を結びそしてその事業がですね、町がある意味進めてお願いしたという立場であればですね、場合によっては実際にいただいたものを町からまたその実行委員会に差し戻す、そういった、例えば手順をとればそういったいろんな意味での誤解は与えにくいんだろうと思います。だから今後、そういうことも考えて取り組んでほしいと思いますけども、私のそういった考えについてご意見があればお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問について、お答えをいたします。実施にあたっての検証につきましては、今後実行委員会の方でしっかりと検証を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それは町の施設の貸し出しの関係なんで、これは実行委員会というのも今後、町がそういった場合にどういうふうに町の立場で処理を考えるかということだろうと思うんで、改めてまた今後考えていただければいいかなと思います。

それでは最後の3番目、花火大会の評価および来年度以降の実施についてということで、実行委員会の決算もこれからということなんだろうと思いますし、実行委員会についての最終的な評価っていうのもそうなんだろうと。今後出ると、来年もするかどうかって出るんだろうと思いますけども、町として現段階においてこの花火大会の評価、そして来年度以降こ

うしたいという考えがあるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。本公演につきましては初めての開催であったにも関わらず、大きなトラブルもなく盛況のうちに終了し、会場の雰囲気や子どもたちの笑顔などからも地域の活性化に一定の効果があったものと評価しております。

来年度以降につきましては、今回の実績や参加者の声、運営面での課題を踏まえ、実行委員会やその他関係者との調整を経て実施の可否を決定していく予定でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

今ここで再質問ということも何ですので、最後に私の意見だけちょっと述べておきたいと思えますけども、こういったイベント実際に町長がおっしゃるようにゼロプロジェクトという言葉が使われましたけども、町が直接的な費用出さないでそれなりのイベントが実施できるのであれば、これは町民にとっても喜ばしいことだし、他町からも人が来るという意味ではいいんだろうと思います。

ただやはりいくつか今言ったような、町有施設の貸し出しに関わるやり取りの部分やそれと新たに実施する場合にですね、新たにというか来年度以降も実施する場合、やっぱり町民はやっぱりできればお金あんまりかけたくないわけね。はっきり言って1万円って高いんですよ、ちょっとこの地元の人にとっては。ただ花火は実際には見られる。ちょっと話を聞いたのは、当初は見えないようにしたかったけども、結局高さを上げなくちゃいけないという制限が逆に言えば、上げなくちゃいけないという制限があったんで、外からもあるいは遠くからも見えるような状態になったということであるのであれば、やはりそういったことはね、町民皆さんにもお知らせするような形で、皆さんが喜んでいただけるイベントとして継続できればと。ただ、前提としては町のお金はほとんど出さないよということをやっていたければ幸いかなということを感じていますので、その点をお願いし、そして町の施設の貸与の関係ももっと明確にしてやっていただければということをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告4番 9番 齊藤欽也君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告5番 6番 秋山仁君の一般質問を行います。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回はAEDの活用についてと

ということなんですけども、今町にも25ヶ所設置されているわけですから、そのことについてですけども、AEDは一般の人が使えるようになってから20年以上になりますが、自動体外式除細動器の略で振動細胞、これは心臓が痙攣して血液を送れなくなった状態として、電気ショックを与えて心臓を正常なリズムに戻すための医療機器です。音声ガイダンスに従うだけで、一般の町民でも安全に使用でき、振動が完全に停止する前に使用することが救命の鍵と言われていています。振動や呼吸が止まった人の治療は、1分1秒を争い、発症から1分ごとに救命率が約7%から10%低下し、救急車が到着するまでに大体6分から9分たった場合ですね、救命救命率が著しく低下します。このようなことで、近隣に設置されたAEDを素早く使用できる環境が重要であると思います。公共施設や一般店舗などにAEDが設置されていても、営業時間や夜間などAEDが使用できないのが現状です。県内では山梨市において昨年AEDを屋外設置、市内小中学校11校と文化施設2ヶ所に屋外ボックスを設置、移設しました。これにより24時間365日いつでもAEDを使用することができ、近隣に住んでいる方などもいざというときに誰でも安心して使用できます。町内においてもですね25ヶ所屋内設置されていますけども、AEDを屋外に移設することで24時間365日使用可能となりますが、当局のお考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。AEDについては、平成16年7月から一般の人でも使えるようになり、その後国からAEDの適正設置に関するガイドラインが公表されました。町では、このガイドラインをもとに施設利用者の突然の心停止に対応することを目的に設置しております。AEDを屋外へ設置するためには、盗難などの防犯対策や正常な動作環境を維持するための収納ボックスが必要となります。

こうしたことから、今後屋外移設の検討の際に課題となる機器の管理および防犯面について、他市町の導入事例を参考に研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと、他の市町の導入を参考にして研究していくということですけども、町ですらね第三次総合計画においてもうちの町はですね、暮らしやすいと感じている住民が83.1%います。やっぱり更なる暮らしやすい町にするために、また安心安全なまちづくりをするためにもですね、計画的なAEDの屋外設置ができないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。他市町の事例を参考にしていく中で、今後は考えていきたいと思いますが、今回このAEDにつきましても、まず救急救命の観点からまずは119番通報をする、こういったことなども心がけてもらえるよう、また町民に対して周知の

方も考えていきたいと思えます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですけれども、現在庁舎内にですね設置されているAEDをですね屋外設置することで、先ほどから研究ということなんですけれども実証実験するという意味で、誰でも使えるように考えないか伺いますけど。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。現在、町内に設置してあるAEDにつきまして、役場庁舎に置いてありますものにつきましては、宿日直者が対応できる状況でありますのでいつでも使える状況にはございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですけれども、AEDはですね法律によって転売は禁止されていますが、収納ボックスから取り出す際に大きなアラーム音が鳴る他、機器の異常を管理会社が遠隔で把握できる仕組みになっていまして、これにより盗難の可能性は低いとされてます。GPSの内蔵、機種での対応によりですねやはり盗難があっても場所が特定されますが、このようなことでいろいろな課題は解決されると考えますがいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。管理面におきまして議員さん、秋山議員がおっしゃるとおり、いろんな機能をつけることによりましてかなり課題は解決されると思われまます。誰でも自由に持ち出せる、外に置いてあるというこの状況につきまして安全を確保するためということになりますと、まだ更なる課題等も考えられますので、今後導入につきましては引き続き、他市町の事例等を参考にさせていただきたいと思えます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

課題があるということなんですけれども、特にこの課題というのはこれが一番問題だっているのはどういうことでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○6番議員（秋山仁君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。やはり今考えられます一番の課題といいますと、外に置いてある状況ですので、これが常時適正に作動するかどうか、屋内においてます場合には、かなり人が使ったまたその管理状況というものはわかっておりますが、そういったことにつきまして定期的な検査等も、また確認等も必要になるのではないかなというところを考えられますので、外に設置する場合にはこの安全性のこの管理部分、この部分が一番課題ではないかと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

屋外設置をすることに、再質問ですけども、屋外設置することでいろいろ安全性の課題があるということですけど、ぜひこの辺をですねもっと前向きに考えて、研究ですけども研究ではなくもっと前向きにと思うんですけど、ちょっと町長その辺はいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。AED自動体外除細動器の屋外設置ということでご質問をいただいております。まさに緊急時にですね、屋内屋外問わずすぐAEDをですね活用できる場所にあること、人命第一ということ、その視点の中で町も動いていきたいというふうに考えております。ただ、その屋外設置に対するハードル、盗難や防犯また正常動作の環境の確認等ですね。様々なハードルがあるということで現時点では他の市町、先進事例を研究しながら、どういう形で屋外設置ということが実現できるかということの研究していくという答弁にとどまりますが、気持ちとしては議員の質問と一緒に、議員と同じ思いでございます。人命第一そういった環境をですね町内に広く波及していきたいという気持ちは一緒でございます。ぜひともですねともに研究しながらですね、迅速な救急措置ができるような体制をですね、町内もとっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

ぜひ前向きにすべきじゃないかなというふうに思います。

(2) 番の質問に移りたいと思います。日本救命医療財団の管理するマップによりますと、AED設置が町内では民間企業など11ヶ所が登録されています。消防庁の統計によりますと、約7割は住宅内で心原性心停止、心臓の病気がですね原因で突然の心臓の機能が停止しですね、死に至るということなんですけども発生しております。迅速なAEDの使用や心臓蘇生といった一次救命処置が重要ですが、多くの人が集まる場所への設置対応はできないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。AEDの適正配置に関するガイドラインでは、民間企業などにおいても、多くの人が集まる場所に設置されていることが望ましいと明記されております。日本救急医療財団の管理するAED、全国AEDマップによると、町内では人が多く集まる場所を含む11ヶ所の民間企業などが登録されています。また、緊急的なAEDの使用申し出があった場合、町で管理している施設から貸し出すことができる状況にありますので、町民の方々が利用できる環境が整えられていると考えています。

こうしたことから、AEDの町内設置状況を注視する中で、更なる設置について研究していきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

再質問ですけれども、町内にはですね24時間の営業運営店舗があるわけですが、これはそこに働いている従業員さんにですねAEDの操作をしてもらうのではなく、そのような場所に設置貸与ができないか、この辺を伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。議員さんのおっしゃるとおり、店舗管理者の訓練また協力等が必要になると思われれます。24時間営業の店舗、町内にいくつかございますがこれまでも述べましたとおり、町内かなりの数が置かれてる状況です。これからまだたくさんものを設置するという更なる設置につきましては、引き続き研究させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

研究研究ですけれども、ぜひぜひこの辺をですね実現可能なようにお願いします。

(3)に移りますけれども、AEDの設置看板の有効性は、設置場所の認知度向上とAEDを探す時間の短縮に大きく貢献することにあります。設置された看板は心臓機能が停止したときは、誰もが迷わずAEDにたどり着けることで救命率向上に繋がります。

そこで、設置場所の看板を掲げることはいかできないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町が管理する施設につきましては、利用者にわかりやすいよう、原則として建物の出入口付近にAEDの表示を設置しております。町ではこ

れをサインボードとして捉えています。また町のホームページにおいて、AEDの説明および設置している公共施設名を公表しております。さらに、民間企業などで管理しておりますAEDにつきましては、日本救急医療財団が作成しておりますAEDマップが閲覧できるようになっております。

こうしたことから、今後はAEDの設置場所について、広く町民に知ってもらえるよう、定期的に広報誌等で周知していきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

広報等で周知するということですが、AEDのあの看板のなんですか、AEDそして振動のマークっていうんですかね。あれがちょっとわからない人も中にはいるのかなみたいな感じも、私らはわかりますけどもね。ちょっとその辺はぜひですね、広報等で周知ということですが、再質問ですけども、AEDの看板は緊急時に迅速な対応が可能になり、心臓、突然死から人命を救うことができます。更なる周知が必要と思いますが伺います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど議員さんの方でおっしゃられたとおり、AEDの表示マーク、ハート型に稲妻の模様が入ったものですが、こちらの表示につきましても町のホームページに掲載していること、まだその部分をよく知っていただけるように町の広報誌等で、周知の方を重ねてしていきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

ぜひね、ホームページなどで周知ということで、しなきゃならんのかなというふうに思います。

4番の、(4)番に移りたいと思います。いざというときに適切な処置ができるように、研修などで手順を実践的に習得し、心臓停止などのときには初期対応により判断行動できるように研修を行う予定はあるかを伺います。今現在やっておりますけどもね。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、地域防災リーダー養成講座や日赤奉仕団の救急法基礎講習会の中でAEDの活用を含めた講習会を実施しております。また本年度については消防団全団員を対象とした救急救命講習を計画し、その中でAEDの講習を予定しております。さらに町民の方々から研修会の要望がある場合は、北部消防署職員が出向いて、AEDの活用について指導等を行っていただくことができます。

こうしたことから、今後も各種講習会を通じてAEDの活用してもらえよう取り組んで

まいりたいと考えています。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますと、地域防災リーダーの養成講座または日赤奉仕団の講習会ですね、また消防団を対象とした講習会ですか、計画的に行っているということで理解しました。今後もですね、やはりあらゆる機会を通じて講習会の開催実施が必要だというふうに思います。突然の心臓停止はですね、時間との勝負であり発症から1分ごとに救命率が低下します。早期にですね、24時間365日AEDの屋外設置によってですね、住みよい安全なまちづくりができると確信します。そしてAEDがいつでも使えるという町民の安心感に繋がると思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告5番 6番 秋山仁君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告6番 8番 小林有紀子さんの一般質問を行います。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

これより二つの項目について質問をさせていただきます。はじめにいじめ問題対策の推進についてお伺いいたします。文部科学省によると、全国の小中高等学校などでのいじめの認知件数は、平成25年は約20万件でありましたが、令和5年には73万件に増加、中学校が約12万件、高校が1万7000件とほぼ10年横ばいなのに比べ、小学校ではこの10年で約3倍の約59万件と急増しています。また、いじめ重大事態の発生件数が平成25年は179件、令和5年は1306件と、この10年で約3倍に増加しています。そのうちの約4割が重大事態に至るまでに、いじめとして認知できていなかったそうです。近年のいじめの対応が多様化しかつ複雑化する中、いじめを認知した時点で既に重大事態に陥っているケースも多く、いじめの発生の未然防止と迅速な対応がいかに重要であるか喫緊の課題であります。平成23年の滋賀県大津市でのいじめ事件を受けて、いじめが大きな社会問題となり、平成25年に国会でいじめ防止対策推進法が公明党の主導で制定されました。その後各学校では、いじめ防止等のための対策に関する基本方針が策定をされております。

一番目の質問ですが、本年7月いじめの重大事態に関する調査報告書が町ホームページに公表されました。令和5年3月に学校からいじめ重大事態として、教育委員会に報告されたとのことですが、この発端は令和4年4月であります。報告書でも学校のいじめに対する理解の不十分さ、初動におけるいじめ把握の不十分さが指摘されています。初動対応に非常に問題があったことはいうまでもありません。日々、各学校も教育委員会も魅力ある学校づくりにご尽力いただいていることは承知しておりますが、尊い子どもたちの未来にとって、心身ともに安心して伸び伸びと心豊かに成長していただきたい、子育て支援NO.1を目指す富士川町として今後どう取り組むのか、重要な課題であり、反省とともに真摯に受け

止めなければいけないのではないのでしょうか。今後どのように取り組むのか、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。今後のいじめ問題に対する取り組みといたしましては、引き続きアンケート調査等により早期発見、早期対応に努めるとともに、速やかに教職員間の連携を図り学校全体で対応するように徹底をいたします。またいじめの事案を把握した際は、学校から教育委員会へ速やかな報告を徹底し対応を図ってまいります。

なお、本町のいじめに関する対応については、いじめ防止対策推進法をはじめ富士川町いじめ防止基本方針に沿って行ってまいります。より実践的な対応が図られる両方針については、随時見直しを行い体制の強化に努めます。さらに、定期的に教職員に対し実践的な研修会を実施してまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

体制の強化をとということで、教育長おっしゃっていただきましたけれども、今時点この事態が認知されて何か手を打たれたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○8番議員（小林有紀子さん）

すみません、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

ただいまの質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり大変重く受け止めております。具体的な対策といたしまして、早速7月の下旬に実践的な研修といたしまして、ただ教職員が聞くだけの研修ではなく実際に講師から実例を挙げていただき、そこでそれぞれの教職員がどう対応するのかを考える実践的な研修を行ってきたところでございます。この他、毎月の町内校長会において、教育長指導としていじめ対策に関わる指導の場を必ず設け、切れ目のない指導に常に力を尽くしておるところでございます。いじめの対策に関わる1人1人の教職員に指導につきましては、議員ご指摘のとおり軽く見ない、それから隠さない、抱え込まない、ということ 키워ワードに指導を徹底しているところでございます。

今後とも全ての学校において、校長教頭だけではなく教職員1人1人に指導を徹底し、健やかな児童生徒の成長に資する対策を講じてまいる所存でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

大変、教育長のお言葉に本当に胸が熱くなりました。本当にこの私自身、本当に今回の事件を受けてお聞きし、本当に大変胸が痛く、本当にこの被害者親子のこの思いを本当にどうにか町として取り組んでいかなければいけないと。そういう本当にいじめゼロを目指すまちづくり、本当に子育て支援NO. 1であるならば、ここをやっぱり力をつけていかなければいけないと、そういう本当にそういう思いにさせていただいた今回の件でありました。その思いに教育長、本当に今答弁していただいたことが本当に深く思ってくださいというのを本当にありがたく思っております。本当にこの今回のこの報告書に至ったわけですが、ここまで至ったという長い年月というか、かけてここまで至ってしまった、このことに対しての、やはり回答としてこれからが大事だというふうに思っておりますので、ぜひその教育長のそのお考えでしっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。本当に本当に教職員の私は本当に。

再質問ですけれども、この今、実際に教職員の方に研修をされたということで、大変素晴らしい研修、実践的な研修に取り組まれたと、本当に良かったと思っております。この教職員の皆さんだけではなく、やっぱりこれをいじめを認知した時点で現場の迅速な初動対応として、教育委員会も関係機関も町としても連携をしてどう取り組むのか、どのように寄り添い支援を継続していくのか、本当にこれこそがやはり大事だと思っております。この本当にその連携ですね、それがやはり先ほど教育長の方からも言っていた部分にもありますけれども、やはりこの重大事態にならないようにその本当に苦しむ日々が本当に1日でも長くないようにするには、やっぱりこの連携ということがやはり大事だと思っておりますので、ここの部分の連携をしっかりと教職員の方の研修以外にもこの連携をして、いかにどう取り組んでいっていかってということにしっかりと配慮していただきたいと思いますので、その部分に関しては今後どういうふうに取り組むお考えがあるかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

ただいまのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、まさに未然防止ということが第1に必要なというふうに思っております。先ほどの答弁でアンケートと申し上げましたけれどもそれに加えて、日々ですね、日々その日にどんな気持ちなのかということを一、二台端末等も活用しながら、即座に職員が把握できるような体制を整えてまいります。その後、初動が大切だという観点から、教職員が抱え込むことなく連携する中で、教育委員会に事前に申したとおり即座に連絡をあげ連携して取り組むことができるよう、さらに対策を強化してまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ありがとうございます。本当に今後やるべきことはたくさんあると思いますけれども、一番、私、児童生徒1人1人がどのような行為がいじめに該当するのか、いじめとは何かを認識し児童生徒同士がお互いに尊重し、共生していくための必要なコミュニケーション能力を

身につけることができる取り組みをぜひ関係機関で一丸となって取り組んでいただきたいと思います
思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは2番目の質問としまして、山梨県初でいじめゼロの町子育て支援NO. 1の町と
して、町長のトップダウンで関わる、いじめ防止に関する条例を制定するお考えはあるか、
お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、
多くの自治体においてもいじめ防止に関する条例が制定されております。本町におきまして
は、令和3年に富士川町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例が施行されておりますので、
新たに制定する予定はございません。しかしながら、より実践的な対応が図られるよう、い
じめ防止基本方針の見直しを行ってしっかり対応してまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

いじめ防止の基本方針の見直しということでもありますけれども、それはそれで本当にぜひ
行っていただきたいと思いますと思っておりますが、今回それに沿った対応ができなかったって
ことですので、そして今回重大事態を認知したときに町長、教育長のトップが入っての総合
教育会議の開催が行われなかったわけですが、町長を中心とした連携した対応にすることが
私は本当にこの教育委員会だけで抱え込まずに、事態を長引かせずに済むのではないかと
思っております。もっと町長を中心とした対応で、本気になって取り組む、このことを
全国でも独自の条例を制定して取り組んでいるところがございます。大阪の寝屋川市では、
子どもたちをいじめから守るための条例として、児童等の命と尊厳を守るため市長部局の
監察課がいじめの初期段階から事案に関与する行政的アプローチ、被害者の告訴、訴訟
等の法的手続きを支援する法的アプローチ、学校で児童等の見守りなどを行う教育的ア
プローチによる本市独自のいじめ対策を推進し、いじめゼロを目指しています。その他
全国で最初に子どものいじめ防止に特化した条例を制定した岐阜県可児市では、市全
体でいじめ防止に取り組むことを宣言したもので、子どもが安心して生活し学ぶこと
ができる環境を実現するため、市民がそれぞれの立場から主体的かつ相互に連携して
いじめの防止に取り組むことを示しています。

ぜひとも、富士川町独自のいじめ防止の条例の制定について取り組みをお願いしたい
と思っておりますが、ぜひぜひ町長、本当にトップダウンとしてこのいじめゼロを
目指す、ここを本当に子育て支援NO. 1のまちを目指すにあたっては、本当に私は
大事なことだと思っておりますが、すいません、再質問で申し訳ありません、ぜひ
お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。まさにいじめ防止、いじめをゼロにしてい
きたいこ

ういう思い、議員のその思いが非常に伝わってくる質問だと思います。それぞれの各自治体の独自の対策をとということで、今現状はですね町としてはですね、令和3年に富士川町いじめ問題対策連絡協議会等を設置条例というのを設置しまして、執行部とその教育委員会のみならずその連絡協議会含めて全体的なものでですね、いじめ防止というようなことをですね、さらに幅広く対策していこうという条例が設置してあるところでございます。ですから町独自のいじめ防止という部分ですね、そういった部分をこの座組の中でですね、まずは機能させて次のいじめがもう2度と起きないように、またもし事例があった発生した場合はすぐにですね初動体制を確立して、執行部教育委員会のみならず学校現場、当然当事者だけの問題ではありません。全体的でそのいじめを根絶していこうというこういう動きをですね、さらにさらにみんなで連動し、当然議会の皆さんとも連動しながら強化していきたいというふうに思っております。新しい条例制定をという思い強い思いこの思いはしっかり受け止めさせていただきまして、まずは現状の仕組みをですねしっかり機能させていく、強化していくということを頑張っていきたいというふうに思っている次第でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

すいません。ありがとうございます。本当にその思いを共有していただいたということで、ぜひ今後2度と子どもたちを被害者にも加害者にもさせない、この取り組みをしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、何卒初動体制これが大事だと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。

それでは2番目の二つ目の項目ですが、COCOLOプラン、不登校支援の推進についてお伺いいたします。文部科学省の公表によると、全国の不登校児童生徒は10年連続増加、令和4年度の小中高等学校の不登校児童生徒数は約36万人に上るそうです。そのうち、学校内外の専門機関等で相談、指導等を受けていない小中学生が約11万4000人に上るなど過去最多となり、様々な困難を抱える児童生徒等に対する支援がいじめ防止とともに喫緊の課題となっております。文部科学省は、誰1人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランを発表しました。

1番目の質問として、このプランを受けて教育委員会が不登校の子どもの保護者の会を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、不登校の子どもの保護者を支援していく取り組みについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。保護者の会を設置する取り組みについては、本町ではCOCOLOプランでいう保護者の会に代わるものとして、子どもの不登校の悩みを持つ保護者それぞれの個別支援の充実に努めております。

具体的には、児童生徒に加え必要に応じて保護者も対象に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの定期的な個別面談を行い、保護者の持つそれぞれの悩みや支援

のニーズに寄り添った取り組みを進めているところでございます。引き続き、保護者が悩みを抱えて孤立することのないよう、丁寧に取り組んでまいります。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ありがとうございます。その個別対応されているということですが、どの程度関わりを月に1回とか、何かそういう関わりっていうのはどのぐらいにされているんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○8番議員（小林有紀子さん）

すみません、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。昨年度の状況であります町立の小中学校合わせて、スクールカウンセラーについては140回程度、スクールソーシャルワーカーにつきましては、おおむね100回程度の対応をしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの方々がお話をされていらっしゃるということですが、やはりそこでの伺ったお話とかそういうところが随時教育委員会の方に連携をされているのでしょうか。今回の重大事態の件の中でもスクールカウンセラーの方とは話されていたけれども、学校の方に繋がっていなかったとか教育委員会の繋がってなかったっていうことがあったので、そういう部分がやはり大事ななというふうに思っておりますが、そこがどうなっているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問です、すみません。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。基本的には学校との共有が第1になります。その中で重大な部分につきましては、教育委員会の方にも報告を求めています。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

本当に不登校の子どもさんを支援していく上で、その保護者の方を支援していくということは本当に大変に重要であります。もう本当に保護者の会ということでお話をさせていただきましたけれども、個別にということで今対応していらっしゃる、それが本当にしっかりと効果があるというか対応できていればいいんですけども、またそこをしっかりと充実させていただければと思っております。その保護者の会というのは、国の政策のCOCOLOプランの中でしっかり取り組んでいくようにというね、政策の中でありましたけれども、本町としてはそういうふうに個別に行っているということでありますので、そこをしっかりと充実させていく中で、もしその保護者の会に発展していくようなことがあれば、ぜひまた取り組んでいただければと思っております。

では2番目の質問としまして、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内において自分に合ったペースで学習、生活できる環境として、校内教育支援センタースペシャルサポートルームを全ての小中学校に設置するべきと考えますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。スペシャルサポートルームとは登校ができて、自分の教室に入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で学習できる環境を空き教室等を利用して設置するものでございます。スペシャルサポートルームは、個別の学習支援や生活習慣の改善をサポートする役割を担う専用の職員を配置しなければならず、スタッフの確保が課題となっております。本町ではCOCOLOプランでいうスペシャルサポートに代わるものとして、授業や活動内容等によっては教室に入れない児童生徒の学習場所として、校内の空き教室を活用し通常のクラスとは別室での学習支援を行っております。

今後、スペシャルサポートルームの設置に向けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ本当にこの1人1人の状況が本当に異なるため、もう本当に丁寧な指導を行う、その多様な学びの場の確保、指導体制を整備することが必要だと思っておりますので、本当に今おっしゃったように富士川中にはございますけれども、その他の各学校にもぜひとも空き教室がありますのでね、本当にスペシャルサポートルーム、名称は何か別のことをね考えていただいてもいいと思っておりますけれども、安心していただける学べる環境を整えていただきますよう、よろしくお伺いいたします。

それでは3番目の質問ですが、学校の授業を不登校の子どものお宅や校内のスペシャルサポートルームなどや、現在実施されているやまなみ教室にオンライン指導できる指導体制を

確立するべきと考えますが、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、自宅でもWi-Fi環境が整っているご家庭であればオンラインで授業が受けられ、Wi-Fi環境が整っていないご家庭には町がポケットWi-Fiを貸し出して対応しております。また空き教室で授業を受けている児童生徒についても、状況に応じてオンライン授業を実施しております。さらに教育支援センターややまなみ教室におきましても、児童生徒の希望によってオンライン授業が可能な環境となっております。

引き続き教育現場と連携しながら、個々の状況に応じた学習支援ができるよう取り組んでまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

そういう環境が整っているということで安心をいたしました。ぜひともそこをフルに活用していただいて、本当に自分の居場所、自分が安心していられるところでしっかりと授業を受けられる、またそれによってその健康管理もわかりますし、またそこにいる保護者の方とも繋がりができます。ぜひ有効活用をしていただきたいと思います。本当に今回のプランは行政だけでなく学校地域家庭、NPOなど相互に理解し合いながら、子どもたちの心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援することが大事だということで、取り組みを進めていただきたいと思います。不登校になる前に、チーム学校として支援を実施する。この一つに1人1台端末が活用し、本当にいろいろな心や体調などの変化を早期発見して、小さなSOSへの早期に気づくことができると思いますので、よろしく願いいたします。子ども家庭庁とも連携しつつ、今すぐできる取り組みから関係機関でしっかり連携し、誰1人取り残さない学びの保障に向けての取り組みとしてよろしく願いいたします。

本年6月富士川町こどもの権利条例が制定されました。子どもたちの人権を守る取り組みとして、何卒よろしく願いいたします。以上で一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告6番 8番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦勞様でした。

散会 午後 2時13分

令和 7 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 9 日

1 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 報告第 6号 令和6年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 報告第 7号 令和6年度富士川町一般会計継続費精算報告について
- 日程第 4 報告第 8号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について
- 日程第 5 議案第50号 富士川町職員の育児休業等に関する条例及び富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第51号 富士川町議会議員及び富士川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第52号 富士川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第53号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第54号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第55号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第56号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第57号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第58号 公の施設の指定管理の指定について
- 日程第14 議案第59号 旧鯉沢中学校屋内運動場屋上防水改修工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第60号 富士川中学校新校舎建設電気設備工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第61号 富士川中学校新校舎建設機械設備工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第62号 富士川中学校新校舎建設建築主体工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第63号 峡南医療センター企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第19 認定第 1号 令和6年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 2号 令和6年度富士川町水道事業会計決算認定について

- 日程第 2 1 認定第 3 号 令和 6 年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について
 日程第 2 2 認定第 4 号 令和 6 年度富士川町下水道事業会計決算認定について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1 番	秋 山 仁	2 番	神 田 雅 也
3 番	依 田 誠 司	4 番	深 澤 一 幸
5 番	小 林 和 良	6 番	秋 山 仁
7 番	望 月 眞	8 番	小 林 有紀子
9 番	齊 藤 欽 也	10 番	青 柳 光 仁
11 番	鮫 田 洋 平	12 番	井 上 光 三
13 番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19人)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	樋 口 和 仁	会 計 管 理 者	深 澤 千 秋
政 策 参 事	山 形 謙 一 郎	政 策 秘 書 課 長	渡 辺 成 昭
財 務 課 長	井 上 誠	管 財 課 長	長 田 博 幸
税 務 課 長	大 久 保 公 生	防 災 交 通 課 長	西 川 修 司
町 民 生 活 課 長	芦 澤 晶 子	福 祉 保 健 課 長	中 込 浩 司
子 育 て 支 援 課 長	小 林 喜 文	産 業 振 興 課 長	望 月 奈 緒 美
土 木 整 備 課 長	井 上 勝 彦	都 市 整 備 課 長	杉 田 進
上 下 水 道 課 長	依 田 文 哉	教 育 総 務 課 長	小 林 恵
生 涯 学 習 課 長	齋 藤 栄 治		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 依 田 正 紀
 書 記 井 上 鮎 奈

開会 午前10時

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和7年第3回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は、質疑の日程になっております。

なお、認定第1号から第4号の決算認定案件につきましては、本会議の初日に決算特別委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみに留めてください。

質疑の回数は、富士川町議会の申し合わせのとおりとします。

議会運営に、ご協力くださいますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 報告第6号 令和6年度決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 報告第7号 令和6年度富士川町一般会計継続費精算報告について

日程第4 報告第8号 富士川町教育委員会の事務の管理・執行状況の点検及び評価報告書の提出について

以上の3議案は、報告案件でありますので、一括して議題とします。

これから、報告第6号から第8号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。それでは報告第8号、富士川町教育委員会の事務の管理執行状況の点検及び評価報告書の提出について質疑をさせていただきます。まずタブレット16ページになります。こちら学生ボランティアが3名見つかったというところで、昨年度の報告で課題のところで学生ボランティアを見つけるのが課題であるとあったのですが、この学生ボランティアの何歳ぐらいの方でどのような経緯で応募があったのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。山梨大学との連携によりまして、山梨大学の教員を目指す学生さんにおいていただいております。学年は1年生から4年生までですかね、引き続きやっていたらという学生さんもいらっしゃいます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。また来年度も引き続きやっていただけると良いと思っております。同じく教育委員会の報告についてなんですけれども、20ページになります。スクールロイヤーについてなんですけど、こちらの新しい取り組み新しい事業かと思いますが、こちらの課題の方に制度の周知を図りてありますけれども、こちらのどのような対象の方に周知をしていくのか、学校関係者だけではなくて保護者や地域の方にも周知をしていくということなのか、この制度も含めてもう少し具体的に内容を教えていただければと思います。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。スクールロイヤーの制度は、県が6年度に創設したものでございます。この部分に主な利用対象者は教育委員会でしたり、学校側の部分になります。そんな状況で、富士川町でも学校の相談として教育委員会とともに相談に2回ほど伺った状況であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ではちょっと最後の質疑になるんですけれども、同じく教育委員会の報告で、33ページですね。塩の華についてです。こちらの町内外、県内外から多くの方が訪れているとありますけれども、カウントしなければ大体でも構いませんが何名ぐらい訪れているのか、もしわかれば町内外と県内外など分けてお答えいただければと思います。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

塩の華の来館者数ということですが、町内、町外分けてのカウントはございませんけれども、開館以来5000名を超えたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

発言するときはマスクを外してください。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

すみません、申し訳ございません。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、では、以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それではまず報告第6号について、財政健全化比率ということで、質問内容は決算の総括質疑でもいいのかなとも思いますけれどもここでさせていただきます。町長が所信の中で、令和4年度の予測では97.8%だった健全化比率が54.4%になったと。その理由について、事業費支出を抑制したということと借り入れを減らしたと。その後続けて、抑制政策であって根本的なこれは解決策ではありませんけれども、ということも言われてるんですけども、その事業費を支出を抑えた、この事業支出を抑えた内容というのがもしお願いできればと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。事業費の内容につきましては事業費全般を減らしたということですので、この事業ということはお答えすることはできません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

突然の質問だったんで、大変かと思えますけどまた後日できれば、具体的な内容を知りたいなと思います。次に報告第8号、P9ページですけども、富士川町教育委員会の事務の管理執行状況の点検及び評価報告書ということなんですけども、そのP20ページ、タブレット20ページにいじめ防止という項目が1ヶ所あります。これ見ていて、実は感じたんですけども、重大事件があって検討委員会も行って検証を行ったということであるのであれば、私はやっぱりその一文っていうのは、表現の仕方ですけども例えば、重大事件があって検討委員会を開催し検証作業を行いました、ぐらいの一文は入れてもいいのかなと思っているんですけども、なぜ入れなかったのか、その点についてちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。この点検と報告を作るにあたっては、議会に提案する前に教育委員会等でも報告をしている案件でありまして、そのときにはまだ公表するというような状況になっていなかったっていう、あの部分があります。ただ議員がおっしゃるとおり、調査をしているという部分については、記載ができたのかなと今になれば感じている

ところです。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。今後、こういった記録は結局、最終的に大きな記録になるんで、細かい内容は別としてやはり一文入れるようなことをしていただければと思います。もう一点ちょっとお伺いしたい。というのは、総合教育会議というのがあります。ただこれはこの報告書に入れるべきものかどうかってことはあるんだろうかなという気持ちもあるんですけども、できれば総合教育会議っていうのをやってるわけですから、例えばいつやって、どんな内容をやったのか、年に1回か多くても2回だとは思いますが、そのくらいのことを記述するってことはできるんでしょうかね、こういうたぐいに。ちょっとそこだけお伺いしたい。できればして欲しいということです、はい。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回6年度の点検と評価ということでございますが、6年度においては、総合教育会議を行っておりませんので記載はございませんが、今後教育会議で公表すべきようなものがある場合は、こちらの報告書に載せていくような状況であるかと思えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。総合教育会議は開くのは多分特別な状況で開かれると思うんで、ぜひとも記録に残すように努力をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

それでは教育委員会の事務についての報告書について質問をさせていただきたいと思いますが、タブレット25ページですね一番上にですね、中学校の統合が決まっているため、統合後の空き施設について、活用方法を検討を進めているとありますが、検討を進めているのはどの施設で、現在どのような状況にあるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。中学校の統合が決まって鯉沢中学校で使っていた校舎が現在空いているというような状況でございます。その部分については、鯉沢小学校の校舎が老朽化がきているもので、施設の整備計画によると新築をそろそろしなきゃならない

っていう状況でございますので、まだ鰯小より新しい鰯沢中学校の校舎を鰯小の校舎として、使うかどうかというところの検討を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

わかりました。小学校と中学校って言ったら、学年の数も違えばということもありますが、その辺も網羅できそうですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。小学生が使うとなると改修箇所が出てくるかと思いますが、人数とか教室的には足りるような想定しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいありがとうございました。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは質問をさせて、質疑をさせていただきます。まず報告第6号ですね、ページにして3ページ、財政健全化判断比率が公表されて、これについては監査委員からも意見書がついてます。ここにある四つの指標から判断されているわけですけども、これは国が決められているということで、それは健全化法に基づくことなんですけども、私あのこの中に含めなくてもいいんですけども参考資料としてですね、経常収支比率もやっぱり考慮すべきだと思うんですね。例えば、市川三郷は経常収支比率が98. なんだ6だったかな、要は緊急事態宣言を発したのは、経常収支比率が高い、ギリギリであるということから端を発してるんですね。ですからこの四つの項目も当然重要なんですけども、経常収支比率もやはりこの中に参考指標として入れて、やっぱり健全化を見るというのが重要だと思うんですけども、これについてお考えをですねちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。この健全、すいません決算に基づく富士川町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告ということで、こちらにつきましてはこの四つの案件、また資金不足比率等の案件になります。指標が基本的に経常収支比率、違いますのでこちらでご報告するという形ではなくて、決算上で監査委員さんの資料の中にも経常収支比率報告されておりますのでそちらをご参照いただきますようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい。わかりました。ただですね、これをもって健全かどうかの判断をしてるわけですね実際に。実際に監査委員の方もこれをもって判断してるわけです。ですから、やはりこれは参考指標としては、その意見書として出される場合があるので、私はここに出すべきだと思っておりますけど、それは私の意見なので。

次の質問をさせていただきます。今度はですね、報告第8号ですね。ページにして、26、27。教育委員会からのその報告がありますけども、この中で、ICTによる教育のことが書かれています。この中にはですね、AIを利用したICTの利用方法の報告がされてないんですけども、小学校中学校含めてこの生成AIを利用した教育の仕方について、あるガイドラインにのっとって教育をされたのかどうか、ここに報告がないのでちょっとお聞きしたい。うちの庁舎はですね、生成AIを積極的に使えということではいろんな文書を作ったり、いろんな調べたりするんで使えという推奨する形になるんですね。ところが学生について小学校中学校、これ全部出てきますので、場合によっては宿題の答えも出てくると、感想文も全部作れるということが言えます。それを考えた上で、今回この報告にはないので、そういうことをされたのかどうか。されないとしたらどのような指標を持ってやるのかどうかちょっとお聞きしたい。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。まずAIの学校の活用方法としては、こちらの方に少し載っていますが、AI型デジタルドリルというものを使って、その内容というものは、その生徒が問題を解いたときに過去に間違ったものをAIが判定してその子に特化した類似の問題を抽出して、次のドリルで取り組むというような内容で取り組んでるものが一例あります。その他に授業参観で私が見た内容では、タブレットを使って、AIもですけどもそういったところで検索をかけて、本の紹介ポップアップを生徒が作るというような、そんな授業の中にもAIを使って取り組む活動がされておりました。そんなところで生徒はAIに触れているというような状況を見たところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

この報告の中にないのでお聞きしてはありますが、その使い方なんですね。生成AIを使うと、先ほど申したように答えも出てきますし、いろんな宿題も場合によっては全部できてしまう。それを教育委員会としては推奨するのか、いやいや規制をかけるのか、この辺の検討はこの中にないのでされているのかどうかお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。すいません報告にない部分ですので、ちょっと詳しくお伝えできるかどうか、その部分は申し訳ございませんが、教育委員会も学校としてもAIは学びに、子どもの学びにとっていいものというものを取り入れているので、それを使って感想文を書くだとかそういったものに使うような教育指導はしておりません。子どもが見に行ける部分っていうものかなり制限をかけてしておりますので、学校がどういったものを使って、生徒が課題や授業に取り組んでいるかっていう部分は教員が把握しているという状況であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はいわかりました。ちょっと難しい課題だと思いますけども。以上で私の質問、質疑は終了します。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君君）

報告第8号、富士川町教育委員会の事務の管理執行状況の点検及び評価報告書の提出について質問させてください。議案書19ページ。昨今の不登校児童生徒の学習権の保障というのが、わが町のみならず日本の学校の大きな課題になっていると思うんですが、19ページに成果として、中段ですねまた民間施設等を利用している児童生徒については、学校等民間施設との密接な、緊密な連携を図られた場合において指導要録上の出席扱いとしていると、この文章を文面があるわけなんですけど、緊密な連携というのは具体的にどのようなこと言っているのか教えてください。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。フリースクール等、民間の施設を利用する児童に児童生徒について、この連携のとり方はどのような部分かというところでございますが、学校と保護者と、あと民間のフリースクール等のスタッフがその子どもの日常について、フリースクールでの活動の内容について、ともに情報を交換することによってその子に合った、学校に行けない時間でもその子に合った活動に繋がったり、しいてはその子どもさんがやがて学校に行けるようになったときに、その学習の状況がすぐ学校にも伝わって、学校の中に入れるような環境を整えるための状況を三者で共有しているっていうようなところが具体的な連携の内容でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

概略的にはわかりました。そうするとですね、その出席扱いにするかどうかの判断については学校任せなんですか、それとも教育委員会も関わりながら、こういう事例だから認めましょうとか、あるいはこれはちょっと認められませんとか。その辺についてはどうですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。指導要録上の出席扱いにするかどうかは、校長の判断で決めております。そこに至るまでは教育委員会も報告を受け、相談にも乗り、内容が校長の判断が正しいかどうかという部分の判断は教育長を含め、教育委員会でもしてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

わかりました。その判断の仕様というのは非常に難しいかなと思いますが、その中の課題として、学校保護者及びフリースクールとの緊密な連携を図る必要がある、とこういう課題が出ているわけですが、本年度の中において、こういった学校保護者及びフリースクールとの連携が図られた事例があったかどうかお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。フリースクールの連携の部分につきましては、本年度も学校と教育委員会でフリースクールを訪問するなどして児童の現状を確認しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

わかりました。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

3番 依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

報告第8号の富士川教育委員会の事務の管理出向状況の点検及び評価報告の提出についてでありますけど、タブレットの18ページです。上の方なんですけど、教員の負担を軽減するために、鯉沢中学校バドミントン部に部活動指導員1名を配置していると。課題として、部活動指導員については人材の確保が課題であるという。今現在はできてるんですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。現在の部活動指導員の状況ではありますけれども、中学校のバドミントンの指導をしてくださっている指導員1名のみお願いしている状況であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

この課題は多分今後もっとたくさん出てくると思うんです。また後でも質問が違う項でありますので、次に回しますけど。それ次はね、20これは、タブレットの25ページですね。

ICT、先ほどの小林議員と同じようなことですがこれ見ると、検証の必要がですね、ICTの環境の充実、課題で、検証の必要があると。よくこれが出てくるんですけど、検証はこれの他にも検証の必要があるというところがすごく出るんですけど、検証をもししてるんなら、ここの報告の方に出していただけないけど、検証はしてないってことなんですか、今からするんですか。そうすると来年に出てくるとか、去年も同じようなことが出てるんで、それはどういうふうになっているかということをお聞きしたいんです。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

教育総務課長小林恵さん。ただいまの質問にお答えいたします。タブレットの方が児童生徒に整備されてから5年以上が経っております。これまではタブレットに慣れること、タブレットでどのような授業ができるかというところの、学びの部分で検討してきたわけですが、利用が進むに連れてタブレットを使えば簡単にいろんな情報が得られる便利な反面、手で調べるなどいろんな工程を経て学んだときとの学習の定着がどうなのかというところの検証をする必要があるというところを、導入から5年以上がたった今、そういった部分を感じているところであります。現在検証という部分ができておりませんので、今後検証の方法とか、そういった効果的な部分、ほかの自治体の様子、先進地の部分も参考にしながら検証を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

はい。わかりました。ただ5年も経ってるんで、もっと早く検証してまた次の検証も出てくると思うんですよね。できたら検証したところはちょっと、毎年と同じような文章も多いんで今年度やったところはちょっと黒字でわかるようにしていただければ、前年度と比べてのわかりやすいと思うんです。

次にタブレットの31ですか。31の2番目、Cスポーツ団体の支援にということで全体なんですけど、今後本当に指導も難しくなるし教員のあれも多いから、今後あれですか地域法人みたいの、スポーツクラブの法人とか公益法人を作っていくという考えはあるんですか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えします。現在のところそのような検討は行っておりませんが、人材確保については課題となっているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

実はこの間新聞にも出てましたけど、山梨県スポーツ、バレーボール連盟が一代法人になりました。国の流れがもう法人化しろという形なんで、山梨県も県としても考えているし、各競技団体も考えていると、ただこういう田舎だと競技団体だけじゃできないんで、やっぱり地域クラブ法人みたいなことでそこから指導者を出していくっていうような形ができればいいし、もう東京都なんかもう完全に始めてますし、だから今後それを早めに考えておられた方がいいんじゃないかと思います。これは意見ですので以上です。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第6号から第8号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第5 議案第50号 富士川町職員の育児休業等に関する条例及び富士川町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第51号 富士川町議会議員及び富士川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第52号 富士川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

以上の3議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第50号から第52号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それではまず、条例改正の選挙運動の公費負担について、1点だけお聞きしたいと思います。内容としてはですね、単価を7円73銭から8円38銭とするという内容なんですけどもこの根拠、理由というのはあるんでしょうか、ちょっとそれだけお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴う数値でございます。これは全国的に決められた数値でございますので、その金額

を町の方でも条例化しまして8円38銭、586円88銭ということで改めるものでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

想像していたとおりのお答えで申し訳ない。要は国がこういう単価で改正したんで、それに準ずるといふことだといふお話なんですけど、実際にそれがこの富士川町の選挙でいいのかどうかといふことは別の判断が必要かなと思います。

もう一点、次にですね議案の52号、基金の運用に関する条例改正ですけども、これまでは保管と、基金を保管しましょうと、多分銀行かどっかに置いとくと、これからはそういう使えるものを使って少しでも収入を得たらどうかといふような国の考えもあって、運用という部分が出てきたんだらうと思いますが、運用するからには、やはりそこにはある一定の条件なり、基準といふものを設けなくちゃいけないと思っておりますけれども、そういう運用規定的なものっていうのは既に作ってあるのか、あるいはこれから実際運用する前に作るのかそこだけお伺いしたいと思っております。

○議長（堀内春美さん）

会計管理者 深澤千秋君。

○会計管理者（深澤千秋君）

ただいまのご質問ですけども、当然運用管理に関する基準、規程等は定めてございます。その規定っていうのは地方自治法並びに地方自治法施行令に従ったものでございまして、確実かつ有利な運用をなささいという規定のもとに、要綱が定められているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

改正するということなんで、運用も運用規定に基づいてということで、実際にこれをうちの町へ実施する考えでいるのかいないのかそこだけ1点お願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

会計管理者 深澤千秋君。

○会計管理者（深澤千秋君）

ただいまのご質問ですけども、昨今普通預金にしてもレートが上がってございまして、例えば普通定期の普通預金0.275とか0.4とかというレートなんですけども、国債や財投機関債、いわゆる社債とかですね。当然国債にさらにプラスしたレートで回しますので、利率といいましようか、利回りといいましようか、そういった部分では有利なものになります。ただ、申し上げておきますけれども、安全かつ確実な方法ということは決められてございますので、そういう運用をしたいと思っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

今、齊藤議員が質問したタブレットで56ページですね、全く同じ土地開発基金条例他の条例改正は上位条例が改正になって改正を行ってるんですけども、これは町単独の考え方で改正を行うものだと思います。文章を読むと、元々の第5条は金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法によりとその他ということに私は国債とか債券とか、銀行以外のもも含まれると思って、あえて有価証券という表現を入れる必要はないんじゃないかというふうに感じたんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

会計管理者 深澤千秋君。

○会計管理者（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この条文がないということになりますけども、第1項で適用じゃないかということになりますけど、実は基金の設置管理及び処分に関する条例の準則っていうのが国から出てまして、準則に基づきますと、第2項に、こういったもの有価証券の運用っていうのは、準則で定められておりますのでそれを適用したと。ただこれまで土地開発基金条例にそれがなかったということでございますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

ちょっと曖昧な答弁というか、あのその他に関してお答えがなかったんですけど、どうご判断なさるか。お願いします。

○議長（堀内春美さん）

会計管理者 深澤千秋君。

○会計管理者（深澤千秋君）

ただいまのご質問ですけれども、その他って条文には書いてございますが、現実的にはこれまであまり有価証券で運用する団体、町、地公体ってのはなかなかなかったんですけども、昨今のレートの利率の効率ということもあって、かなり運用する団体が出てきております。その他っていうのは、有価証券以外に何か現金を何か定期預金並びに普通預金、さらには当座預金、決済性預金、いろいろ預金の種類があるんですけども預金の中に全てそれが含まれることは確かなんでしょうけども、これまであまりなかったんですけども、たまたまその他に何か適用、使えるものがあるかという条文が準則の中で流れてるものですから、それを使っているということでご理解いただければと思います。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

準則にもあるということでより細かく明示したということで了解いたします。ありがとうございます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

先ほどのですね、議案52号ですね土地開発基金の条例改正ですね。先ほどのことを聞いていますと、この近年の金利の上昇というようなことで、文言も入ってるから今回このようなことで、条例改正ということなんですけども、うちの町でこれ、そのそういう文言があるから入れるべきか条例改正ですからあれですけど、そうにしなきゃならんもんですかね。ちょっとその辺教えてもらいたいですけど、考え方として。

○議長（堀内春美さん）

会計管理者 深澤千秋君。

○会計管理者（深澤千秋君）

ただいまのご質問にお答えいたします。財源、収入の確保のためには、こういう条例を入れておいて運用して、収入を得るっていう方法をちょっと必要なものですから、条例改正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そういう文言があれば、最初からこういうのを入れる方がいいかなとは思ってました。はい、以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第50号から第52号までについて、質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第 8 議案第53号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第3号）

日程第 9 議案第54号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第55号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第56号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第57号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

以上の5議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第53号から第57号までについて質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

日程第13、議案第53号、令和7年度富士川町一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。まずタブレットの74ページになります。2款総務費、5項企画費、1目企画総務費、18節補助金で、まちづくり公社への補助金がありますがこちらの補助金の内容をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。このまちづくり公社への補助金100万円につきましては、まちづくり公社がDMO、観光DMO取得して初めての観光事業における事業採択を、官公庁の補助が通りましたので、その事業費に対する持ち出し分を100万円限度といたしまして、処置する補助金であります。内容につきましては、地域観光魅力向上事業という事業でありまして。青柳にあります萬屋と落語の鯉沢、歴史的な部分、今までの230年の酒蔵の歴史を踏まえた事業となっております。それを組み合わせてインバウンドや都会の方々から来ていただいて、地域活性化を生むような事業内容で観光庁へ申請した事業が採択されたことによる予算措置になっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい先ほどですね観光庁から申請された、申請が下りたその持ち出し分ということだったんですけれども、全体としては、金額はいくらになるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

失礼いたしました。全体事業費につきましては、600万の事業費において500万円が補助金、限度になりますが残りの100万円が持ち出しとなりますので、その部分を限度として補助の計上させていただいて、実際、事業実績を報告があれば600万事業がいくらになるかということで補助金額等は変わってくると思われまして、うちからの持ち出しも100万円から下がる可能性はありますが、一応限度額を予算確保をさせていただいたという形になります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。わかりました。こちらなんですけれども、この事業はいつから始まって今年度で終わるのかどうかその辺りの期間を教えていただければと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

この事業につきましては本年度令和7年度の事業でありまして、実際の予定する部分の期間につきましては、10月から11月の期間を使ったツアーを組むという形を予定しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。わかりました。次にですね、タブレット84ページの8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費、12節委託料286万7000円の大法師団地筆界未定解消業務について、内容をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。大法師公園の筆界未定解消につきましては、現在大法師団地の敷地内にですね、筆界の確定がしてない箇所がございますしてその解消のための業務でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。こちらの今回補正で出てるんですけども、解消する必要が出てきたということでしょうか。なぜ今回上がってきたのかということをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。この解消についてはですね、筆界未定の解消につきましてはこれまでも取り組んできたわけなんですけども、中の地権者とですね、連絡が取れないケースとかですね、あと立会いの方ができないといった困難なケースがございますして、その中でですね、地権者等が変わった筆もございまして、解消等の目処が立ってきたということで今回計上させていただきました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はいわかりました。あともう一点ですね、タブレットの90ページになります。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、14節工事請負費120万円、平林地内の農地災害復旧工事とありますけれども、こちらの場所と内容をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

土木整備課長 井上勝彦君。

○土木整備課長（井上勝彦君）

ただいまの質疑にお答えします。平林地内の岩下地内の田の畦畔が、7月の大雨で崩れたことによる農地の災害復旧工事費となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。では以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

それではここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時 8分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

ほかに質疑はありませんか。

2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

それでは、令和7年度の一般会計補正予算第3号について質問をさせていただきます。タブレットの方が68ページになります。21款諸収入、3項雑入の3目、そうですね富士川水辺プラザ公園物件移転補償とありますが、この収入はどこから入る収入ですか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまの質疑にお答えします。この収入は山梨県からの収入になります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

それではそれに関連するんですが、タブレット83ページのですね、8款土木費、4項都市整備費の公園費の中に同じ移転工事というものがありますが、どこの部分というかどのような経緯でどんな工事をするのかということをお願いしたいです。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまの質疑にお答えいたします。富士川水辺プラザ公園ですが、富士橋の下に設置しております、現在山梨県さんの方で橋の架け替えに伴う橋脚の撤去を行っているところでございまして、その際の工事にですね、水辺プラザ公園にいつている水道管が支障になるということで、県の方から移設してくださいよという依頼がございまして、それを移設する工

事でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

わかりました。では県主導で行われる工事だけでも給水管の移設は町の方で行うということですか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまの質疑にお答えします。議員さんおっしゃるとおり、県から補償金をいただく中で、発注等の段取りは町の方で行うこととなっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい、わかりました。では続きましてタブレットですね、74ページですね。2款総務費、5項企画費の中ですね、グリーンモビリティのグリーンスローモビリティのことについて質問をさせていただきたいと思いますが、まずもってですね、全協でお話をさせていただいた部分もありますが、そもそも時速20キロしか出ないものがこの町の高齢者の足代わりとなるとも思えませんが、どうか先進事例を用いて検討しているのか、ご質問させていただきたいと思います

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質疑にお答えします。グリーンスローモビリティにつきましては、実測20キロ以下、20キロということで走行するというので、今現在、公共交通として使われておりますデマンドバス、コミュニティバス、ホリデーバス、そういった交通機関とはまた一線を画して新たな公共交通のあり方について検証するものであります。全国には自治体で運用しているところもありまして、県内におきましても、丹波山村で運用しております。そうしたところですね、参考にしながら今回検証実験を行うものであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい、わかりました。それではまたタブレット74ページですね、その繋がりです。質問をさせていただきたいと思いますが、タブレット74ページの報償費の中に、報償費に1万円ということで、グリーンスローモビリティドライバー講習講師謝礼ということで1万円が計上されております。そしてまた、次のページですね。75ページの負担金の部分にグリーンスローモビリティドライバー講習会ということで、なんか同じようなのが載ってるなど思っているんですが、これの違いは何でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質疑にお答えします。報償費にあります、講習講師謝礼につきましては、こちらの車のメーカーからですね講師を派遣していただくのにかかるお金となっております。またあの負担金にありますドライバーの講習会につきましては、それに伴い1人いくらという形で負担金がかかりますので、そちらは別で計上させていただきました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

それでは、次の質問に移ります。まだ、そうは言っても、74ページのグリーンスローモビリティに関してなんですけど、この運転業務というものは実際、どなたがする予定になっておりますか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質疑にお答えします。運転業務につきましては、現時点ではシルバー人材センターにお願いする予定で積算させていただいております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい。次の質問に移ります。では、タブレット88ページのですね。10款教育費、4項社会教育費の1目社会教育総務費の中にですね、14節に工事請負費ということであり、文化ホール蓄熱槽防水改修工事というものがありますが、こちらは文化ホールのどのような工事をする予定でいますか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えします。議会初日の町長の挨拶の中でもありましたとおり、現在文化ホールの蓄熱槽の防水シートが破損をしております。これの防水シートを一度剥がして新しい防水シート張り替えるという工事でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

それはその一面全体をという意味合いでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えします。蓄熱槽に貼られている防水シート全てを交換するものでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい。わかりました。では、次の質問に移りたいと思います。タブレット、86ページになりますが、10款教育費、1項教育総務費の1目教育委員会費の中にですね、ちがうな、2項2目学校費の中に1節にですね報酬というものがあまして、スクールバスの添乗員ということで45万1000円ということで計上してありますが、こちらの方は年度が途中なんですけど、なぜ組まなければいけない状態になったのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。スクールバスの添乗員の報酬についてでありますけれども、年度途中ではございますけれども、スクールバスの方に特別支援の児童の子を乗せることになったことから、安全確保のためにスクールバスの添乗員の募集を設けて募集をしてまいりたいと、そのような考えの元計上いたしました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はい。多分そういう答えなんだろうなと思いはいたんですが、これ年度初めからじゃない理由というものは何かありますか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。スクールバスに児童が乗ることが当初はまだ決まっていなかったからいということでございます。年度途中から乗ることになったためでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいわかりました。ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

4番 深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

同じく議案第53号、令和7年度富士川町一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。タブレットの78ページ、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所総務費、14

節工事請負費がございます。280万5000円の計上になっておりますが、旧第2保育所駐車場農地復旧工事とありますが、この復旧工事とはどのような工事なのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質疑にお答えいたします。旧第2保育所の東側のところに駐車場がございまして、こちらの駐車場につきましては、長澤区民の方から借用という形で契約を交わしてお借りしていた状況でございました。契約行為の中に今回戻す形になりますので、現状復旧を行うことという契約書の文言がございまして、本人からの申し出によりましてですね、農地をお借りしていたところでございますので、原状復帰という形で復旧工事をする内容でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

場所は東側ということで承知しました。この面積はどのぐらいになりますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらの土地の面積につきましては、267平米の農地という内容でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

3つ目になりますけども、場所と面積はわかります。この駐車場がなくなるということでこの旧第2保育所を利用する方は、不便を感じるのではないのでしょうか、代替地というようなことは別に考えてはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質疑にお答えいたします。旧第2保育所につきましては、用途廃止が行われ、今普通財産となっております。場所の方もですね、第2保育所の南側に庭ですね、大きい広い土地もございますので、そういった活用もできるという想定もございます。何より本人からですね、土地を返してもらいたいという現状復旧をしていただきたいという申し出がございましたので、そちらを尊重し工事を行うこととさせていただきます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

次に移ります。タブレットの88ページ、先ほどの文化ホールのところなんですけれども、10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、14節工事請負費の中ですね、文化ホール地中線用開閉機更新工事とありますが、この地中線用開閉器とはどのようなものなのか教えてください。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えいたします。電力を使用する際、高圧から低圧に電気を変換するんですけども、その高圧の変電設備に何かトラブルがあったときにその電気をストップするための機械でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

わかりました。それで2つ目にお伺いしたいのはですね、ここに更新工事とありますけれどもこの更新とあるということはこれは定期的に変えるということでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えします。更新とありますけども、入れ替えの工事となります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

深澤一幸君。

○4番議員（深澤一幸君）

はい。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

1件だけちょっとお伺いしたいんですけども、全体的な部分にまたがるんですが、何年か前から自分も一般質問等々で、脱炭素社会の実現というところで公共施設のLED化っていうのを訴えてきてやっというんな施設で動き出してきたのかなというところを感じています。その中で今回の補正の中にもいくつかLED化っていうところがあるんですが、財源を見ると、その当時も有利な起債が出たときにはとか国県の動向を見ながらとか補助金等々が出たらっていう中でようやく動き出したのかなと思うんですけども、その国県の補助金等々のどういう基準でそういう建物がそういう施設になるのかっていうのは、何か結構基準があるんですか。今見てると、歴史文化館なんかは補助金が一切なくて起債のみ、園舎とかそういうところは国県から補助が出ているっていうところで、何かそういう決まりとかそういうのがあるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平くんタブレットは何ページ。

○11番議員（鮫田洋平君）

いっぱいあるんですよ。なんていうんだろう。歳入で言ったら69ページ、すいません歳入で言うとタブレット69ページその他、歳出で言うと、78ページの園舎のLEDとか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの鮫田議員のLED化の部分につきましては、全般にわたるということで私の方で答えさせていただきたいと思います。LED化の補助金につきましては単品、交換だけであれば施設どの施設も補助金はありません。これがゼブに絡むとか、環境性能に絡んで交換をすとか、あとはスポーツ施設で他の団体からの補助金がある場合、夜間照明とかそういう部分のものについては、補助金はあるのでそういう部分を見定めて、担当の課は有利な補助、起債というような部分で探してから、計上するよという指導をさせていただいてるところでありますので、今回上げてくる部分に補助金がないという部分については、機器の交換のみというような形が強いということで、補助金が採択なかったのかなという形になっていると思われまので、有利な起債を使わせていただいて対応を図っているというところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

すみません、全体にわたってだったんで申し訳なかったです。すみません。あと一点、脱炭素推進事業債、これは充当率とバック、何割バックかっていうのだけ教えてください。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。脱炭素化推進事業債につきましては90%充当であります。交付税算入につきましては元利償還金の30%から50%ということで、こちらは基準財政需要額に算入されるものであります。率につきましては町の財政規模によりますので、富士川町で何%になるかは今のところ、ちょっとすみません不明でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

はい。ありがとうございます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

議案53号ですね補正予算なんですけども、ページがですね84ページなんですけども、8款土木費ですね、5項住宅費、1目住宅管理費ですね。12節の委託料なんですけども、28万7000円大法師団地筆界未定解消業務ですね。この筆界、境界が不明だということの解消業務だと思うんですけど、この辺の内容をちょっと教えていただきたいです。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁くん、先ほど他の人が質問をしましたけど。

○6番議員（秋山仁君）

すいません。2回目はありますか。

○議長（堀内春美さん）

宇田川議員が最初に質問しましたので、同じ答えだと思います。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

他の議員さんたちがたくさん質問してくれましたので一点だけ、議案第53号について質問をさせてください。議案書66ページ歳入ですね、15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金、2節学校管理費が合計で1億544万9000円と大きく減額されています。歳出、事業の変更に伴う歳出の関係だと思うんですがその要因について伺います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。まず備考欄最初の増穂小学校給排水管改修事業でございますが、こちらは当初年度の出来高6割、工事の進捗状況ですけれども6割を予定していたところ、3割に変更になったというところに伴う減額であります。次の学校、富士川中学校の校舎建築事業に伴う環境改善交付金、こちらの部分につきましては新築する部分の補助金ということで、中学校の校舎建築事業に該当する補助金を、まず一番率の良い学校施設改善交付金に手を挙げて申請等を進めておりましたけれども、今回基準に当てはまらず採択できなかったことからマイナスさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

そうすると、想定内の減額ということで事業に支障はございませんね。お伺いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。補助金のマイナス部分につきましては、地方債の方を充てるということで財源の確保を行ってまいるというところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

議案第54号、第55号にかかっても質問してよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

はい。

○7番議員（望月眞君）

一括質問です。いいですね。

はい、それではお願いをします。議案第54号これも第55号も同じなんですけども、議案書の108ページ歳入に関わって、令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算で、4款国庫支出金、1項国庫補助金、2目子ども子育て支援事業費補助金、1節子ども子育て支援事業費補助金として、子ども子育て支援金制度システム改修事業として補助金が476万3000円計上されてます。この健康保険の項目の中でこの補助金が入ってきている理由というのはどういうことなんでしょうか。多分システムが一つ同一システムの内容なんで、その改善に伴うものなのかなとは思ってるんですが、ちょっとお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質疑にお答えします。少子化人口減少が危機的な状況にある中、令和5年12月閣議決定のこども未来戦略において、児童手当の抜本的拡充など、子ども子育て政策の給付拡充を図ることになりました。これらの給付を賄うために、高齢者や事業主を含む全世代、全経済主体が将来を担う子どもたちや、子育て世帯を支える新しい分かち合い連帯の仕組みとして、医療保険料と合わせて拠出いただく子ども子育て支援金制度が令和8年度から創設されます。国民健康保険については、現在、医療保険分、後期高齢者支援分と、40歳から64歳の方については、介護保険分を国民健康保険税として納めていただいておりますが、令和8年度からは、これらに子ども子育て支援金分を追加し、国民健康保険税として納めていただくこととなります。

今回の補正は、子ども子育て支援金分が新たに追加になることによるシステム改修の費用となっており、こちらの歳入部分となっております。また、後期高齢者医療についても、現在の医療保険分に加え、子ども子育て支援金分を追加し、これらを後期高齢者医療保険料として納めていただくためのシステム改修費用の補助金となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

そうすると、そういったシステムを国民健康保険と高齢者保険の中で組み入れてやっていくってことだというふうに思っているんですけど、質問はそこまでで大体わかりました。ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

議案第53号、令和7年度富士川町一般会計補正予算、前の方も質問されていましたが、74ページ、タブレット74ページのグリーンスローモビリティについて質問させていただきたいと思っております。この委託料でコミュニティバス運行業務、グリーンスローモビリティ運行業務ありますけれども、実証実験、どのように行っていくのか教えていただきたいと思っております。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質疑にお答えします。実証実験につきましては生活支援販、わいの創出ということで二つのメニューで行っていきたいと思っております。生活支援につきましては、買い物支援、高齢者の買い物支援等を念頭に考えております。また販わいの創出につきましては、イベント等への活用を考えているところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

実証実験のこの場所をですね、そこはどのようなふうにお考えになっておりますか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。現時点での実証実験の場所につきましては、買い物支援等につきましては、青柳にありますフォレストを中心に地域を回することを考えております。また販わいの創出につきましては、11月頃行われますイベント等に合わせて活用、実証実験をしたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

この実証実験終了後は、どういう地域に運行を考えているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。実証実験後につきましては、その結果において、出た成果をですね、どういった地域で活用できるかっていうものを、今回実施をしたいと考えております。いろんな地域で、もしこれを活用できるっていうご意見ありましたら、またそういった意見も含めて今後導入するかについて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

すいません。次に75ページ、新しく3款民生費、1項社会福祉費、高齢者補聴器購入費補助事業ですね。これ新しくとなりましたので、入っていますのでちょっとその事業内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○防災交通課長（中込浩司君）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらにつきましては、高齢者の補聴器の購入費、助成という形で理由といたしましては、難聴による認知機能の低下を予防するために補聴器を早期に利用することで、認知症や虚弱の予防を促進する事業となっております。対象といたしましては65歳以上の町民の方々に介護保険料の軽減を受けている人、またその中で医師が必要と認めたものに対して補聴器の費用の一部を購入する事業になります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ありがとうございます。最後84ページ、84ページの8款土木費、5項住宅費、18節補助金、山梨快適住宅普及促進事業、この内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。山梨快適普及促進事業につきましては、今年度山梨県では子育て世代が理想の子どもの数を実現できる住環境の整備を図るため、また脱炭素社会の実現等を図るため、山梨快適住宅普及促進事業費補助金交付要綱を制定し、県と町とですね住宅の購入者に補助金を交付するものであります。県と町で補助する事業でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

わかりました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

一般会計補正予算について、74ページに記載されている先ほどから質問が出てくるグリーンスローモビリティと、いろいろ説明を受けてるんですけども、明確になかなかわかるようでわからないのでちょっと確認だけさせてください。要はこれは平地というか、この役場、病院、フォレストモールあるいは図書館、この辺を対象にぐるぐる巡回する実験っていうふうに理解していいかどうか、そこだけお願いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質疑をお答えします。議員さんが言われたとおり、この乗り物につきましては、小さいコミュニティで活用することができるという、小回りが利く環境に優しいというメリットがあります。そうしたことから、一定の範囲の中で乗り物に活用できるということで、今回検証する予定であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

一生懸命ご説明された、要はそういうものだというふうに私は理解します。そうであるとすると、巡回するんですからかなりの回数、例えば回る範囲コースにもよっても時間が違うかもしれないけども、ぐるぐるぐるぐる回るんだと。日中はこういう理解でよろしいです、そういう実験をやると、例えば1時間に1回回るよっていう話ではなくて、30分コースだったら1時間2回もあるよみたいな実験を行うと、そういう理解でよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。議員さんがお答えのとおり、数につきましては、小さいエリアを回りますので数は通常より通常、ああいうデマンドバスとかよりは細かく回れるものと考えております。あとは運転手等の関係もございまして、その辺はなるべく利用者へ寄り添った形で運行できるようなことで実施していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

もう一点確認。休日のやつが説明された全協の資料にあるんですけども、先ほどちょっと気になって聞いてたのは、イベント秋にはイベント多いんですけども、私は例えば平林や小室なんかもお祭りがあるんですけども、ああいうところまでは含まないというふうに理解したいんですけども、その点はそういう使い方はしないよと。そういうそっちの方についてはデマンドバスなり、ホリデーバスを使うんだよと。あくまでもそういう道の駅は観光スポットですからあれにしてもそういう使い方だという理解でいいか、そこだけ確認させてください。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。先ほども申しましたが、小さいコミュニティの中で回ることが前提となりますので、イベントで使うにしても、そのイベントと周辺地域を回るような形で考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

はい。議長ありがとうございます。明確にだんだん増えてきたんでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは、質疑ですね先ほどから皆さん出ているところで、議案53号の令和7年度富士川町一般会計補正予算第3号のところですよ。これは既に質疑されてるんですけど内容がよくわからないので、もう一度お聞きしたいところもあるので、質疑をさせてください。ページにしてタブレット88ページですね、10款教育費、教育総務費これ目ですね。そして区分が節の区分が工事請負。先ほども質問が出てますけども、まず文化ホールの地中線用開閉機更新工事についてなんですけど、これは先ほどご回答されて、高圧から低圧に変えるための開閉器であるということ、これが更新とあるけどもという質問に対して入れ替えですというご回答でした。入れ替えするには入れ替えする理由があると思うんですよ。本当に入れ替えだけなのか、増設するのかこの内容を入れ替える理由について教えてください。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

こちらの開閉機の更新工事ですけども、現在故障している状態でございます、こちら復旧のために入れ替えを行う工事でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和義良君）

おそらく開閉器だからブレーカーかと思うんですけどもそれは壊れているところだけを変えるのか一式変えるのかその辺をお伺ひします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えいたします。この開閉器自体が壊れていますのでそれそのものを入れ替える作業となります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和義良君）

はい。それではですね同じところですね。文化ホールの蓄熱槽防水改修工事という。これ防水シートを張り替えるというご回答でした。結構な金額なんですよ。防水シートを張り替

えるだけで、これについての容積はどれくらいの槽のものを張り替えるのか教えてください。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

まず蓄熱層ですけども、先ほどのただいまの質疑にお答えします。まず、蓄熱層ですけども、広さが南北に約12m、東西に9m、高さが約2.4mになってございまして、張り替える立米ではないんですけども、防水シートの平米として、450㎡ほどの防水シートを使う予定でございまして。以上でございまして。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和義良君）

はい。わかりました。それではですね、同じく88ページの10款教育費の4目の文化財保護費というところで、先ほども質問が出てましたけど、LEDのところでは工事請負費のところですね。説明のところは歴史文化館LED照明設備工事とあります。先ほど渡辺課長から説明があって入れ替えですということですね。入れ替えに1300万という金額なんですね。一体いくつの蛍光灯をいくつのLEDに変えるのか教えていただきたい。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらの塩の華の照明工事でございますけども、建物全ての電気それから駐車場の電気を変えるものでございまして、139台ほど替える予定でございまして。以上でございまして。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和義良君）

139とすると、1つ1万もつとか。わかりました。これについては、台数はわかりましたので以上で私の質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

3番 依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

議案53号の一般会計補正予算です。一つだけちょっと質問したいんですけど、タブレットは85ページです。8款土木費、6項まちづくり費で、目がまちづくり、2目まちづくり費の14節の工事請負費用費で200万っていきいきスポーツ公園の路肩復旧工事ってありますけど、どの辺の場所なんですかね路肩復旧工事が。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。富士川いきいきスポーツ公園のですね東側にご
います富士川沿いにですね、管理道路がございましてその管理道路の路肩でございま
す。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

管理道路といいますと、富士川沿いのあのグラウンドの向こう側ってということですよ
ね。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質疑にお答えします。そうですねサッカー場がございまして芝生のス
ペースがあってさらに東側の川側ですね、そこにございます道路でございま
す。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

はい。わかりました。すいませんちょっと昼間過ぎまして、以上です。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第53号から第57号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第13 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について
を議題とします。

これから議案第58号について質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

公の施設ということで、現在ブルーアースに委託しているトレーニング室っていうかなど
ということなんですけども、何で質疑するかというと、実はこれが出たときに最初に思ったこ
とはですね、今の時代こういったトレーニングジムなりってというのは民間がいろんなとこで
やってると現実には。私の知り合いももちろんこのブルーアースのやっているところも利用し
たり、他も利用したりと皆さん多く利用していて、これができたのは経過からいうと体育館
がJRの関係で引っかかって、ほいてあそこにあったトレーニング室が使えなくなった、そ
のときちょうどフォレストモールが開設するということで、あそこに移設として当時だ
いぶ前ですから、平成の後半だと思いますけれども、そしてそこをやるにあたってブルーア
ースに委託をお願いしたと、運営委託をお願いしたという経緯があります。ですけども、もう
時期もこういう今のトレーニングジム、24時間のジムなんかも含めてたくさんでているこ

の時代に。果たして町としてこれやっていく、今までどおりやっていく必要があるのかどうか、その辺について検討されたかどうかだけお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えします。トレーニング室の再指定につきましては、教育委員会内でも検討し政策とも協議をさせていただきまして、公益に資するものであるということでこれまで同様続けていきたいということで、進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

民間にも、町としては手を離すというようなことも含めて議論をされたというふうに理解してよろしいでしょうか。今回の指定管理を再度継続するにあたっては、はい。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

ただいまのすいません、ただいまの質疑にお答えいたします。正式に撤退をするこのまま続けていくかという議論を大きく取り上げるわけではありませんけれども、今も非常に好評をいただいている施設でございます。そうしたことから今後も続けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは質疑をさせていただきます。指定管理の指定についてなんですけども、これはページ168ページですね。またブルーアースジャパンに委託管理をすると、ここは実は私も時々利用させていただいて、金曜日には100歳体操で高齢者の方が何人かきていろいろトレーニングされていて、まあまあ非常にいい形かなと思ってるんですけども、今回この更新、指定管理をまたするにあたって、ブルーアースジャパンさんから新しいご提案とか、逆に町の方から、このブルーアースジャパンさんに新しい企画とかそういうことをする前提での指定管理なのかどうか。今までの同じものの継続になるのかその辺についてどのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えいたします。基本的には今までと同様の形態となりますけども、新しいアイデアなどが出てきた際にはその都度ブルーアースさんと協議をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和義良君）

実際にブルーアースさんと、中を視察したりいろいろ打ち合わせをされたりはしてるんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齊藤栄治君。

○生涯学習課長（齊藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えいたします。ブルーアース、マイボディ富士川町ですいません。ただいまの質疑にお答えいたします。ブルーアースジャパンさんで行っているマイボディ富士川ですけども、不定期ではありますが、担当者さんとは打ち合わせをして、機器の状態ですとか今後の進め方とかいうことについては随時話をしているというところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和義良君）

はい。以上で私の質疑を終了します。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第58号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第14 議案第59号 旧鰯沢中学校屋内運動場屋上防水改修工事請負請負契約の締結について

日程第15 議案第60号 富士川中学校新校舎建設電気設備工事請負契約の締結について

日程第16 議案第61号 富士川中学校新校舎建設機械設備工事請負契約の締結について

日程第17 議案第62号 富士川中学校新校舎建設建築主体工事請負契約の締結について

以上の4議案は、契約締結案件でありますので一括して議題とします。

これから、議案第59号から第62号までについて質疑を行います。質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは質疑をさせていただきます。議案65号ページで172ページかな。契約いろいろあるんですけどもその中の一つを選ばせていただいて、議案60号の富士川中学校校舎建設電気設備工事請負契約の締結についてというところにちょっと質問させていただきます。契約ですから金額もあるけども、その契約の中に含まれるもので、要はメーカー保証にすること、どのように契約されているのかをお聞きします。例えば施工ミスとかですね、施工不良が見つかった場合の無償保証についての契約なんですね。これは公共工事請負契約においてですね、瑕疵担保期間というのを決めると言うんですよね。要は瑕疵、何か不具合が、工事であった場合にそれを保証する期間といくつか今回契約をされるんですけども、この瑕疵担保期間っていうのはこの契約の中でどのように結ばれているのかをお聞きいたします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 長田博幸君。

○管財課長（長田博幸君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。契約の中にあります瑕疵担保につきましては、約款の中で定めているところではございますけども、まだこの契約についてそれぞれの各物品、どういうものが入ってくるかについては今後ですね、まだ協議の中でこういったものを導入するか決まってくるところでもありますので、そういうものが決まってきたらそのメーカーについて、どういった責任をもってどういった瑕疵が生じた場合にはどういった補償をするのかということについては工事の中で決めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和義良君）

2つあると思うんですよね。その保証というのは、要は瑕疵担保っていうのは、今回JVで共同でやる企業体でやりますよね。そこがやった工事に関しての瑕疵担保と、あとは機器いろんな機器の保証、これはそのメーカーが保証するもの、これ二つこれ別々なんですね。それぞれがまだ決まってないんでしたらいいですけど、これ別々をやっぴりはっきりしておかないと、いろんなトラブルが起きたときに、どこの責任だとかまたは保証内なのか、保証外なのか、これはっきりしておく必要があると思うんですよね。要は機器が動かないといけなところが施工による不具合なのか、いやいや元々持っているその機械の不具合なのか、ということも必要なのでまだ決められてないということでしたら、その瑕疵担保と機器の保証ここははっきりとしていただけたらと思います。以上で私は終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

それでは一点だけお願いいたします。議案第60号から62号、新中学校の建設に伴う契約についてですけども、これ全て一般競争入札でやっているんですけども、今回の共同企業体ということで3件とも共同事業体で入札されたっていうところなんですけども、この一般競争入札で、今回全て1者入札っていう説明だったと思うんですけども、これ何か条件と

かそういうあれをつけたから1者になったのか、それともただ単にどこも手を挙げなかったのか。その辺は業者の話なんでわかんないかもしれないですけどもよろしくお願いします。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 長田博幸君。

○管財課長（長田博幸君）

ただいまの質疑にお答えいたします。1者入札となりましたことにつきましては、入札の条件についてこちらの方で厳しくということを決めているわけではございません。結果的に1者となったということで承知しておりますので、この度3件が1者というふうになりましたが、これについてはそれぞれの各会社さん、JVを組むにあたってどういう取り組みをしていったらいいのかという協議の結果それぞれが1者の入札になったというふうで承知しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

はい。ありがとうございます。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第59号から第62号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第18 議案第63号 峽南医療センター企業団の共同処理をする事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

これから議案第63号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第63号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第19 認定第1号 令和6年度富士川町一般会計および各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第2号 令和6年度富士川町水道事業会計決算認定について

日程第21 認定第3号 令和6年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について

日程第22 認定第4号 令和6年度富士川町下水道事業会計決算認定について

以上の4議案は決算認定案件でありますので一括して議題とします。

なお本件は、決算特別委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみにとどめてください。

これから認定第1号から第4号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、認定第1号から第4号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時21分

令和 7 年

富士川町議会 9 月定例会

9 月 1 9 日

1 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 請願第 1号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について
- 日程第 3 請願第 2号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書について
- 日程第 4 議案第50号 富士川町職員の育児休業等に関する条例及び富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第51号 富士川町議会議員及び富士川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第52号 富士川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第53号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第54号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第55号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第56号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第57号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第58号 公の施設の指定管理の指定について
- 日程第13 議案第59号 旧鯉沢中学校屋内運動場屋上防水改修工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第60号 富士川中学校新校舎建設電気設備工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第61号 富士川中学校新校舎建設機械設備工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第62号 富士川中学校新校舎建設建築主体工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第63号 峡南医療センター企業団の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第18 議案第64号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第19 認定第 1号 令和6年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 2号 令和6年度富士川町水道事業会計決算認定について
- 日程第21 認定第 3号 令和6年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第22 認定第 4号 令和6年度富士川町下水道事業会計決算認定について
- 日程第23 発議第 1号 議員派遣の件

- 日程第24 意見書案第1号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書提出について
- 日程第25 意見書案第2号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する意見書提出について
- 日程第26 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第27 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	宇田川 朱 恵	2番	神 田 雅 也
3番	依 田 誠 司	4番	深 澤 一 幸
5番	小 林 和 良	6番	秋 山 仁
7番	望 月 眞	8番	小 林 有紀子
9番	齊 藤 欽 也	10番	青 柳 光 仁
11番	鮫 田 洋 平	12番	井 上 光 三
13番	堀 内 春 美		

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19人)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	樋 口 和 仁	会 計 管 理 者	深 澤 千 秋
政 策 参 事	山 形 謙 一 郎	政 策 秘 書 課 長	渡 辺 成 昭
財 務 課 長	井 上 誠	管 財 課 長	長 田 博 幸
税 務 課 長	大 久 保 公 生	防 災 交 通 課 長	西 川 修 司
町 民 生 活 課 長	芦 澤 晶 子	福 祉 保 健 課 長	中 込 浩 司
子 育 て 支 援 課 長	小 林 喜 文	産 業 振 興 課 長	望 月 奈 緒 美
土 木 整 備 課 長	井 上 勝 彦	都 市 整 備 課 長	杉 田 進
上 下 水 道 課 長	依 田 文 哉	教 育 総 務 課 長	小 林 恵
生 涯 学 習 課 長	齋 藤 栄 治		

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会議務局長	依	田	正	紀	
書	記	井	上	鮎	奈

開会 午前 10時

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。

起立願います。相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和7年第3回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、本会議及び委員会において慎重にご審議いただきました第3回定例会も、本日が最終日となります。引き続きご審議の程よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

なお、本日追加案件として、補正予算案1件、発議案1件、意見書案2件、閉会中の継続調査申出書3件が提案されています。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 請願第1号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について

日程第3 請願第2号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書について

以上の2件は請願に関する案件でありますので、一括して議題とします。

去る、9月5日の本会議において、ひとつづくり常任委員会に付託しました、請願第1号及び第2号について、委員長の報告を求めます。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、ひとつづくり常任委員長の報告が終わりました。

宇田川委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから、請願第1号及び第2号の委員会審査報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上をもって、請願第1号及び第2号の委員会審査報告について質疑を終わります。

宇田川委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、請願第1号及び第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、請願第1号及び第2号について討論を終わります。

これから、日程第2、請願第1号及び日程第3、請願第2号について採決します。

お諮りします。

請願第1号及び第2号に対する委員会審査報告は、採択とするものです。

委員会審査報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び第2号は、委員会審査報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第4 議案第50号 富士川町職員の育児休業等に関する条例及び富士川町職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第51号 富士川町議会議員及び富士川町長の選挙における選挙運動の公費負担

に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第52号 富士川町土地開発基金条例の一部を改正する条例について

以上の3議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第50号から第52号までについて一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第50号から第52号までについて討論を終わります。

これから、日程第4、議案第50号から日程第6、議案第52号までについて一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から第52号までは原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第 7 議案第53号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第3号）

日程第 8 議案第54号 令和7年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第55号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第56号 令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第57号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

以上の5議案は、補正予算案件でありますので一括して議題とします。

これから議案第53号から第57号までについて、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第53号から第57号までについて討論を終わります。

これから、日程第7、議案第53号から日程第11、議案第57号までについて一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号から第57号までは原案のとおり可決されました

○議長（堀内春美さん）

日程第12 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について
を議題とします。

これから議案第58号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第58号について討論を終わります。

これから、日程第12、議案第58号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第13 議案第59号 旧鯉沢中学校屋内運動場屋上防水改修工事請負契約の締結について

日程第14 議案第60号 富士川中学校新校舎建設電気設備工事請負契約の締結について

日程第15 議案第61号 富士川中学校新校舎建設機械設備工事請負契約の締結について

日程第16 議案第62号 富士川中学校新校舎建設建築主体工事請負契約の締結について

以上の4議案は、契約締結案件でありますので一括して議題とします。

これから議案第59号から第62号までについて、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって議案第59号から第62号までについて討論を終わります。

これから、日程第13、議案第59号から日程第16、議案第62号までについて、一括して採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号から第62号までは原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第17 議案第63号 峡南医療センター企業団の共同処理する事務の変更および規約の変更について

を議題とします。

これから議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第63号について討論を終わります。

これから日程第17、議案第63号について採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案の通り可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第18 議案第64号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第4号）

を議題とします。

町長から、本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第64号について、補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

タブレット4ページをお願いいたします。議案第64号令、和7年度富士川町一般会計補正予算第4号の補足説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

（以下、令和6年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット9ページをお願いいたします。

（以下、令和7年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明）

以上で、議案第64号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから議案第64号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

はいでは、歳入の部分で質問をさせていただきたいんですが、タブレット8ページですね、18款寄附金、1項寄附金のこの説明欄のところに、ふるさと納税寄附ということで書いてあるわけなんです、全協のときにはですね、クラウドファンディングでというようなお話をされたと思うんですが、ふるさと納税でクラウドファンディングであれば、この町内にいる皆さんも思い入れがあつてする、寄付をしたいよっていう人も出てくるかと思うんですけども、ふるさと納税寄附とかいうことであれば、この町の方は寄附ができないということよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回、資金を集める方法としまして、議員のおっしゃるとおり、ガバメントクラウドファンディングを行うこととしております。このガバメントクラウドファンディングは、自治体がふるさと納税を活用して行うクラウドファンディングのことでありまして、ふるさと納税、一般のふるさと納税だと住所を有しない方が応援する自治体に寄附するというようなものでありますが、ガバメントクラウドファンディングはクラウドファンディングと同じように、町内の方も募金していただくことができるものとなっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

すいません。ちょっと無知で、大変申し訳なかったんですが、質問させていただきました
ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

神田議員と全く同じ思いで同じ質問なんですけど、今お答えいただきましたのでちょっと
細かい点で一つ。8ページの事項別明細の歳入、ふるさと納税寄附とありますけども、一般
論として、ふるさと納税っていうと3割程度返礼品を設けて、なおかつ事務費やなんかも引
いてしまうということになると、指定寄附金で予定している439万2000円を満たされ
なくなると、その点はいかがですか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。ガバメントクラウドファンディングは、ふるさと納
税制度を活用して行うものでありますが、ふるさと納税との違いは大きく、ふるさと納税で
は返礼品を用意する必要がありますが、ガバメントクラウドファンディングでは必ずしも返
礼品を用意する必要はないということから、集まった寄附金はそのプロジェクトそのものに
ほぼ全額充てることができるというような有利な点がございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

そうするとこれをクラウドファンディングっていうことは、ホームページあるいは広報、
いろんな面で募集を始めると思うんですけども、一般的な受け取り方でいくとこのまんまで
いくと3割返礼品があるような、一般的な私もそうなんですけども、受け取りになっ
てしまふ。その辺は募集内容において説明する等準備はできているんでしょうか。お伺い
します。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回ガバメントクラウドファンディングはふるさと
納税のサイトを使って募集をする予定でおります。その中にも説明がございますでしょうし、
広報を我々がしていく中でも、そういった説明はつくしていきたいとそうように考えてお
ります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

理解しましたんで終わります。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第64号について質疑を終わります。

これから議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって議案第64号について討論を終わります。

これから日程第18、議案第64号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって議案第64号については、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第19 認定第1号 令和6年度富士川町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第2号 令和6年度富士川町水道事業会計決算認定について

日程第21 認定第3号 令和6年度富士川町簡易水道事業会計決算認定について

日程第22 認定第4号 令和6年度富士川町下水道事業会計決算認定について

以上の、令和6年度決算認定につきましては、去る9月5日の本会議で決算特別委員会に付託しましたので、委員長に審査の報告を求めます。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

井上委員長、その場でしばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第4号については質疑と討論を省略します。

井上委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第19、認定第1号から日程第22、認定第4号について採決します。
お諮りします。

この決算に対する委員会審査報告は認定とするものです。

委員会審査報告のとおり認定とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から第4号は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

日程第23 発議第1号 議員派遣の件について
を議題とします。

提出者から発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

10番 青柳光仁君。

○10番議員（青柳光仁君）

————— 提案理由説明朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、青柳議員から、発議第1号について、提案理由の説明が終わりました。

青柳議員、その場で、しばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、質疑と討論を省略します。

青柳議員ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第23発議第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第24 意見書案第1号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数
改善と「カリキュラムオーバーロード」の改善及び義務教育費
国庫負担制度拡充を図るための意見書提出について

日程第25 意見書案第2号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する意見書提出につ
いて

以上の2件は、意見書案でありますので、一括して議題とします。

意見書案第1号及び第2号の提出者に趣旨説明を求めます。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

————— 趣旨説明朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、宇田川委員長から、意見書案第1号及び第2号について趣旨説明が終わりました。

宇田川委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから、意見書案第1号及び第2号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、意見書案第1号及び第2号について質疑を終わります。

宇田川委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、意見書案第1号及び意見書案第2号について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、意見書案第1号及び第2号について討論を終わります。

これから、日程第24、意見書案第1号及び日程第25、意見書案第2号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第26 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第27 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案でありますので、一括して議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本案は申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（堀内春美さん）

以上をもちまして、本定例会の議事日程は全て終了しました。

令和6年度の決算認定案など、重要案件を熱心にご審議いただき、ここに無事閉会できますことを、厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ町の執行部各位には、議案説明、決算特別委員会の審査等にご協力をいただき、ありがとうございました。

議員各位におかれましては、何かとご多忙と存じますが、健康には十分留意されまして、町政の推進になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和7年第3回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時40分